

教員向け法教育セミナー

～成年年齢引下げと新学習指導要領を踏まえて～

実施報告書

日時：令和元年8月20日（火） 13：15～16：45

主催：法務省

【目次】

1. 教員向け法教育セミナー概要		
1) 開催概要		2
2) プログラム		2
2. 開会挨拶		
法務省大臣官房司法法制部長	金子 修	3
3. 基調講演		
1) 「新しい学習指導要領における法教育の位置づけ」		
福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教授	橋本 康弘	4
2) 「法教育における民法のエッセンス」		
一橋大学大学院法学研究科教授	小粥 太郎	13
4. 法務省説明		
1) 「法教育推進協議会作成の法教育教材について」		
法務省大臣官房付	川副 万代	25
2) 「成年年齢引下げの意義とその内容について」		
法務省民事局参事官	笹井 朋昭	30
5. 分科会		
1) 小学校分科会		
東久留米市立本村小学校主任教諭	櫻井 正義	35
2) 中学校分科会		
お茶の水女子大学附属中学校教諭	寺本 誠	49
3) 高等学校分科会		
東京都立国際高等学校主任教諭	宮崎三喜男	62
6. 参考		76

1. 教員向け法教育セミナー概要

1) 開催概要

日 時：令和元年8月20日（火）13：15～16：45

場 所：一橋大学 一橋講堂（学術総合センター内）

（東京都千代田区一ツ橋2-1-2）

主 催：法務省

後 援：文部科学省，消費者庁，最高裁判所，東京都教育委員会，日本弁護士連合会，日本司法書士会連合会，法テラス（日本司法支援センター）

2) プログラム

Time	Program
13：15	【開会挨拶】 法務省大臣官房司法法制部長 金子 修
13：20	【基調講演①】「新しい学習指導要領における法教育の位置づけ」 福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教授 橋本 康弘
13：50	【基調講演②】「法教育における民法のエッセンス」 一橋大学大学院法学研究科教授 小粥 太郎
14：20	【法務省説明①】「法教育推進協議会作成の法教育教材について」 法務省大臣官房付 川副 万代
14：40	【法務省説明②】「成年年齢引下げの意義とその内容について」 法務省民事局参事官 笹井 朋昭
14：55	休憩
15：15 ～16：45	【分科会】 ＜小学校＞ 東久留米市立本村小学校主任教諭 櫻井 正義 ＜中学校＞ お茶の水女子大学附属中学校教諭 寺本 誠 ＜高等学校＞ 東京都立国際高等学校主任教諭 宮崎三喜男

2. 開会挨拶

法務省大臣官房司法法制部長 金子 修

法務省大臣官房司法法制部長の金子でございます。「教員向け法教育セミナー～成年年齢引下げと新学習指導要領を踏まえて～」の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用中、また、お暑い中お集りいただきまして、ありがとうございます。

法教育とは、法律の専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。

このため、法務省では、特にこれからを担う子どもたちが、ルールや法、あるいは司法制度の意義やその背景にある価値を真剣に考え、自分なりに実感として理解することができるようになり、知識だけではなく、公正な判断力や社会への参加意識といった自由で公正な社会を支える「ものの考え方」を身に付けることを目指しております。

これまで、法務省では、教育関係者、法曹関係者等の有識者で構成する法教育推進協議会を設置して、学校教育における法教育の位置付けや関係者の連携の在り方等についての検討を重ね、法教育教材を作成するなど、法教育の普及に向けた様々な取組を行ってまいりました。

そうしたところ、近年におきましては、特に若年層に対する法教育の必要性が高まっているのではないかと考えております。

例えば、現行の学習指導要領や、令和2年度から順次全面実施される新学習指導要領には、法教育の趣旨に合致する内容が盛り込まれているほか、高等学校の公民科において令和4年度から新設される科目「公共」は、法教育と非常に親和性の高い内容となっております。

このほか、選挙権年齢の引下げや、令和4年4月に予定されている成年年齢の引下げなどもあり、法を主体的に利用することができる力を養う法教育の必要性は、ますます高まっていると言えると思います。

本日の「教員向け法教育セミナー」は、このような状況も踏まえ、より多くの教員の皆様に、法教育について知っていただくとともに、法教育教材を活用した法教育授業の実践方法を御紹介することを目的として、開催するものです。

本日は、福井大学の橋本康弘教授、一橋大学大学院の小粥太郎教授をお招きし、基調講演をいただくこととなっております。

その後、法務省から、法教育教材の紹介と成年年齢引下げの意義等についての立案担当者による説明を行わせていただきます。

そして、プログラムの最後には、法教育授業の豊富な実践経験をお持ちの先生方に模擬授業を行っていただきまして、御来場の皆様方に御参加いただくという日程となっております。

皆様方には、是非、最後までお付き合いいただき、法教育について一層理解を深めていただける機会としていただければ幸いです。

最後になりましたが、本日のセミナーの開催に当たりまして御後援いただきました各省庁、団体の関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、本日のセミナーを機に、我が国の法教育が更に普及・発展することを祈念いたしまして、挨拶いたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 基調講演

1) 「新しい学習指導要領における法教育の位置づけ」

福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教授 橋本 康弘

ただいま御紹介にあずかりました福井大学の橋本でございます。どうか、よろしくお願いいたします。

「新しい学習指導要領における法教育の位置づけ」というタイトルになっていますけれども、私の方からは中教審での学習指導要領をめぐる議論の過程を振り返りながら、新しい学習指導要領とはどのようなものなのか、ということについてお話をさせていただいて、それと非常に親和性のある法教育について、特に今回は「見方・考え方」という言葉で整理をされましたので、この「見方・考え方」というキーワードを使いながら、説明をさせていただければと思います。

私の話はスライドを使ってお話させていただきますので、適宜スライドを見ていただければいいかなと思います。これは前半の方の話の枠組みです。今回、中教審での議論というのは、まず主権者意識を高めるということの教育をどう実現していくかということが、中心的な議論の命題になっています。ですので、この主権者意識を高める教育というものをどう作っていくか。そしてその時に、先ほど御説明ありましたけれども、「公共」という科目が新たに設けられて、その「公共」を中心に主権者意識を高めることになったということがございます。ですので、前半は、主権者意識を高める教育の必要性がどのように議論されたかということについて、お話しします。

二つ目は、学校教育法第30条第2項に示されている内容になりますけれども、「思考力、判断力、表現力」の育成というものを一層重視する教育が求められているということになります。この間、後ほども少し触れますが、思考力、判断力、表現力の育成の授業については、平成20年版の指導要領で、その学力観が整理されて、そして思考力、判断力、表現力の育成の授業を学校教育全体で行っていくということが求められてきたわけですが、小学校、中学校では比較的、思考力、判断力、表現力を育成するような授業を行っていたのですが、どうも高校ではそれができていないということが、今回、中教審の中で批判の対象になったということがあったかと思えます。

三つ目は、後でお話ししますが、これは少し分りにくい話になるかと思えます。「知識」を巡る教育系の学者での「対立」というのがあり、その知識を巡る対立が今回の新しい学習指導要領を作る上で、指導要領を理解する上で、非常に重要なポイントになっているということも

新しい学習指導要領における法教育の位置づけ

福井大学 橋本康弘

新学習指導要領を巡る教育的背景

- (1) 主権者意識を高める教育の重要性
→「社会とつながり」「社会の問題に対して問題関心を高める」必要性
→学校教育全体で主権者教育を促進することが重要になっている。
- (2) 「思考力、判断力、表現力」等の育成の一層の重視
- (3) 「知識」を巡る教育系学者間での「対立」

ありますので、「知識」をめぐる対立についても触れさせていただきたいと思います。

以上が、前半のスライドの要旨ということになります。

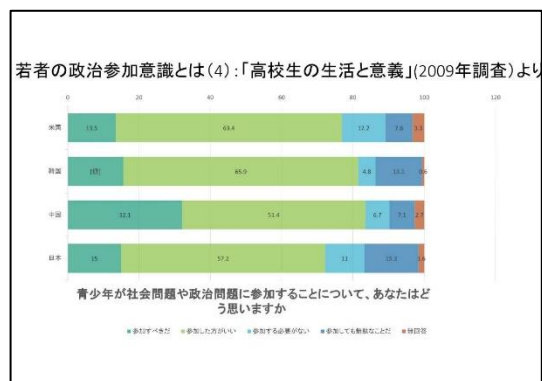
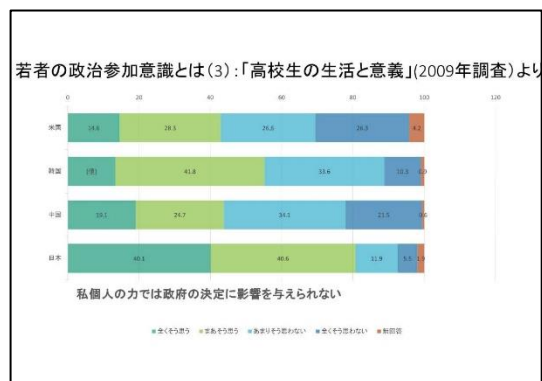
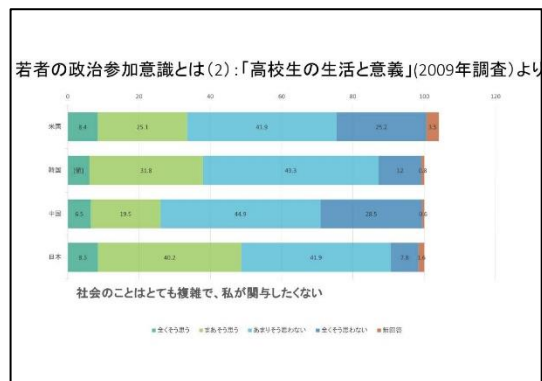
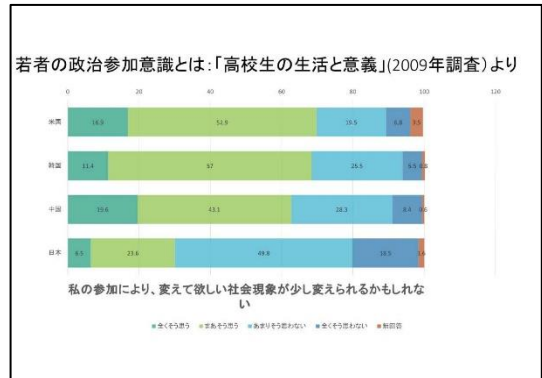
それでは一つ目の、主権者意識を高める教育の必要性というところから話を進めていきます。中教審で使われた資料として、必ずこの資料が出てきますが、若者の政治参加意識を比較する調査というものが出てきます。日本が一番下です。比較対象の国は、中国・韓国・米国になっているわけです。「私の参加により、変えて欲しい社会現象が少し変えられるかもしれない」と思っている日本の若者は約30%であるのに対して、中国・韓国・米国は、「私の参加により、変えて欲しい社会現象が少しでも変えられるかもしれない」と思っている若者が非常に多いということが示されているグラフになります。

次も、英語をそのまま直訳しているものなので、このような表現になっておりますけれども、「社会のことはとても複雑で、私が関与したくない」と思っている若者は、日本は50%近くいる。それに対して中国・韓国・米国は、日本よりもやや少ないという状況があるということです。

次は、「私個人之力では政府の決定に影響を与えられない」と思っている若者の割合です。日本は80%近くが決定に影響を与えられないと思っているわけですが、中国・韓国・米国は、日本よりも非常に少ないという状況になっています。

最後に、「青少年が社会問題や政治問題に参加することについて、あなたはどのように思いますか」という問いに対して、参加すべきかした方がいいという割合は、比較的日本も高いですが、日本以上に高いのは中国・韓国・米国ということになります。

これが問題になったということです。中教審の議論では、この資料を出して、そして政治参加意識というのが日本の若者は低いのではないかということが問われて、主権者教育というものを実施していく上での主要な科目として、先ほど申し上げた「公共」という新しい科目が設置されたという流



れでございました。

では続けていきます。今度は二つ目の「思考力、判断力、表現力」の育成というところに関係する話です。先ほど申し上げた学校教育法第30条第2項には、このような内容が書かれているというものです。

学校の先生方は、第30条第2項の内容というのはよく御存知だと思いますけれども、平成20年版でこの学校教育法第30条第2項がある意味、指導要領に影響を与えるようになって、その時に、いわゆるこの「習得」と「活用」という言葉を使って、「習得・活用」型の学力というものの育成が求められてきたというものです。「習得・活用」型の学力というのは、基礎的な知識を習得させて、それを使って課題を解決する。そしてその課題を解決するプロセスの中で、思考力、判断力、表現力を育成するという学力観だったわけですが、先ほど申し上げたように、小学校・中学校では思考力、判断力、表現力を育成するような「習得・活用」型の授業というのが行われていたということですが、高等学校では行われていなかったというのが批判されました。特に高校の場合は、センター試験等の対策で、習得しかやっていないということが批判の対象になりまして、今回、従来の科目を存続したのでは、今までの習得型の授業と変わらないだろうということもありまして、新たな科目をわざわざ設置したということになりました。

「歴史総合」、「地理総合」、「公共」という新しい科目で、思考力、判断力、表現力を養うような授業をしてくださいということがうたわれたということになります。

更には、「習得・活用」型の学力観ということが言われていたわけですが、30年版になったら、「習得・活用」型の学力観という言葉とは別に、「探究」型の学力観というものが出てきます。「探究」型の学力観というのはどういうものかということ、生徒自らが課題を設定して、その課題の解決のプロセスを経ていくというのが「探究」型の学力観ということになります。

「習得・活用」型だと、基礎的な知識を習得して、それを使うということが強調されたわけですが、“使う”という考え方は、平成20年版から変わっていませんけれども、生徒が自ら課題を設定して、知識を活用しながらその課題を解決していくというプロセスが重要だというのが、今回の指導要領の位置付けということになっています。これが、平成30年版の「探究」型の学力観ということになります。

今ほど申し上げた「探究」型の学力観というものを育成するために、学校現場では様々な学習活動を行ってくださいということが言われてきたわけですが、平成20年版の場合は、資料を読み解いて、そしてそれを「解釈」したり、「説明」したり、「論述」といったような学習活動が求められてきたわけですが、今回、平成20年版は比較的「書いてまとめる」と

新しい学習指導要領の基盤(学校教育法第30条第2項)

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、**基礎的な知識及び技能を習得**させるとともに、**これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養う**ことに、特に意を用いなければならない(学校教育法30条第2項)。

→「**習得・活用**」型の学力観。平成30年版は、「**探究**」型の学力観が重視された。

学校教育法第30条第2項の規定に基づいた学習活動

- ・言語活動の充実→資料・データの「**読み取り**」。そして、「読み取った」資料に基づいて「**解釈**」する、また、因果関連や目的=手段関連を「**説明**」し、自分の意見を「**論述**」する。
- 従前の学習指導要領社会科は「書いてまとめる」という学習活動の充実を目指したが、新しい学習活動では、「自分の意見を他者に表明したり、相手の意見を傾聴し、合意形成する」学習活動が重視された。

いう学習活動を重視してきたわけですが、生徒が実際に自分の意見をコミュニケーションし合
って、そして自分の意見を相手に言って、相手がそれを傾聴して、そして自分たちの意見を合
意形成していくというような学習活動を組むことが、言語活動で重要な学習活動だと言われ
るようになりました。

ですので、思考力、判断力、表現力の育成というのは、平成20年版では書いてまとめてい
くというような学習活動が重視されたわけですが、むしろコミュニケーションしながら自分の
意見を作り上げていくということが言語活動として重視されていて、思考力、判断力の育成と
リンクするように整理されたということになっています。そうなりますと、今までの思考力、
判断力、表現力の学力観との授業がそもそも変わってくるということになるかと思えます。

私は社会科教育が専門なので、社会科ではどん
な学力観が重視されているかということをもとめ
たのが、このスライドということになるわけです。

「思考、判断し、表現する」という学習観ですと、
例えば「プレゼン」をすると、ポスターセッション
で分かりやすく表現するということが重視され
てきたと理解していますけれども、それだけだと
思考、判断したプロセスがどれだけ精緻なものな
のかということとは分からないということが問われ

ています。ですので、先ほど申し上げたコミュニケーションするということは大事ですが、
思考、判断するプロセスということも重要だと言われていまして、「思考、判断、表現」に
関する学力観をさらに分割して、より明文化したというのが今回の指導要領ということになっ
ています。

たくさんの力があるので、また見ておいていただければ良いのですが、特に法教育と関連す
るのは、「一連の考察や選択・判断したことを、資料等を適切に用いて論理的に示したり、その
示されたことを根拠に自分の意見や考え方を伝え合い、自分や他者の意見や考え方を発展させ
たり、合意形成に向かおうとする力」を育成する授業が求められているということになってい
ます。

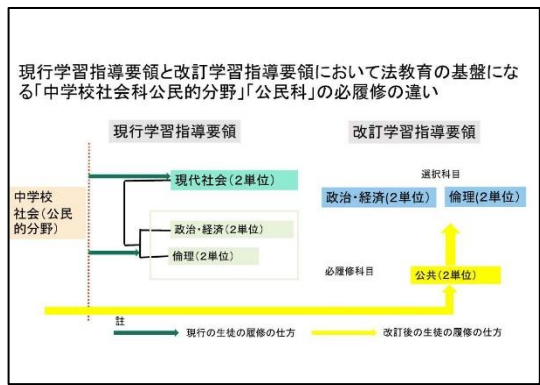
ですので、従来高等学校で、いわゆる知識・暗記型というか、いわゆる教科書の内容を説明
したり、プリントに穴埋めをしたりするという知識を習得させることに留まらない、もう一歩
踏み込んだ授業作りが求められているということになるかと思えます。

このような形で、思考力、判断力、表現力の育
成についても更に分かりやすく明文化されて、そ
して授業の作り方も分かりやすく示されてきてい
るというのが、30年版の指導要領の枠組みだと
考えられるだろうと思っています。

そのような形で学校教育法第30条第2項の内容
が明文化されて、分かりやすく表現された後、
先ほど申し上げたように、高等学校が今回はター

社会科でどんな「思考力、判断力、表現力」等の育成が期待されているのか

- ・従前の「思考、判断し、表現する」学習観だと、「プレゼン」「ポスター」で「わかりやすく表現」する活動が重視され、「思考、判断」するプロセスが軽視されていた。
- 新学習指導要領では、「思考、判断」する学習過程を重視するため、「思考、判断、表現」する学力観を細分化した。
- 具体的には、「社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察する力」「考察し、構想する力」「社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力」「思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力」＝「一連の考察や選択・判断したことを、資料等を適切に用いて論理的に示したり、その示されたことを根拠に自分の意見や考え方を伝え合い、自分や他者の意見や考え方を発展させたり、合意形成に向かおうとする力」



ゲットになりましたので、高等学校について言うと、例えばこれは社会科関係の内容になりますが、「公共」という科目ができて、全ての高校生が「公共」を受けるということになってきているのが現状だということになります。ただ従来の指導要領との違いで申し上げると、中学校の社会科を受けた子が、現行の指導要領だと、「現代社会」を取るか、「政治・経済」、「倫理」を取るかという選択肢になっているわけですが、今回の新しい学習指導要領からは、中学校社会の「公民的分野」を取った生徒は全て、「公共」を受けるということになっていますので、そこが決定的な違いになっているということだと思います。

つまり何が言いたいかというと、中学校と高等学校のつながりが非常に分かりやすくなっているというのが、今回の指導要領のポイントになっています。それは、他の教科でもそうです。

「歴史総合」もそうです。「地理総合」もそうだと思います。全て中学校との接続がスムーズになるように設計されているところが特徴になっていると思います。ですので、中学校で学習した内容を踏まえて、高等学校で学習を深めていくということが求められているということになります。

それでは、中教審の「知識」をめぐる議論について、触れていきたいと思います。ここからはかなりラディカルな表現をさせていただくので、非常に分かりやすく単純化しているお話だと理解してください。細かいことを言い出すとかなり複雑な話になりますので、単純化してお話したいと思います。

今回の改訂に向けた中教審の議論:「知識」を視点にして

- 「学習科学派」と「教科派(教義主義者、科学主義者、社会的構成主義者等)」との間の「戦い」
 - 「学習科学派」は、児童・生徒の問題意識・課題意識を重視し、児童・生徒が課題を設定し、学習を自ら構成していくことが子どもの学びを定着させると考えている(=「総合的な学習重視派」=「反教科派」)
- 学習科学派による大人になっても「活用」できない論(事例:数学;因数分解)。
→子どもが大人になっても「活用」できる、有意味として位置づける知識を重視すべき。

今回、中教審で何が議論されたか。これは「知識」を巡る議論でした。「知識」をめぐる議論とはどういうことかということ、最近、教育学の研究の中で非常に伸長している研究分野があります。それは、「学習科学」という研究分野になります。「学習科学」という研究分野というのは、一人の子どもを長期的に見て、長期的なスパンでその子の成長を見取っていくという質的研究になります。そういう研究が非常に積極的に行われている分野が、「学習科学」という分野になるのですが、その「学習科学」の研究者からかなり激しい突き上げがあったというのが、今回の指導要領の改訂の中での重要で大きな動きだったということになります。

どういう流れかというと、学習科学の人たちは、大人になってもちゃんと知識を使えているかどうか、ということを問います。つまり、子どもの時に学んだことを忘れてしまうのであれば、子どもがちゃんとその知識を意味付けて習得していないのではないかと、ということを主張するわけです。そうした時に、学習科学の人たちが何を言ったかということ、今の教科の学習は大人になっても使っていないじゃないか、ということを言ったわけです。非常に卑近な例ですけども、数学の因数分解が分かりやすい例です。因数分解というのを中学校でやりますけど、因数分解を大人になって使っていますか、ということが問われているわけです。使っていないでしょ、と。使っていないような知識をやるのであれば意味がないです、とまで言います。そこまではっきり言うのが学習科学の人たちで、ですので学習科学の人たちは、教科という学習でやるよりは、むしろ、子どもたちが課題を設定して、自分の関心に沿うような課題に沿って自分の学びを深めていくという学習が、本来望ましいものだという立場の人たちになります。そう

いう人たちが、今回は非常に強い発言力を持って、中教審をリードしていったということが背景にあります。

ですので、学習科学の人たちから言わせると、子どもが大人になっても使えるような知識、子どもが有意味として位置付けるような知識というものをしっかりとやるべきだ、というのが学習科学の人たちの主張だったということになります。

それに対して、いわゆる従来の教科の人たちは、どのような立場の人たちがいるかという、教科派の中には、いわゆる社会科でいうと教養主義的に知識を学ぶべきだという人たちと、科学的な知識をしっかりと定着させるべきだという人たちと、知識を構成主義的に捉える立場というのが、実はあります。教科派の中の教養主義者の人たちは、ここにも書きましたけれども、知識を積み上げていくことが重要だと考えているので、学習科学の人たちから見ると、これは相容れない考え方になります。分かりやすいお話ですと、日本史を通史でずっと学習していくのが教養主義的には大切だと考える人たちですから、学習科学の人たちから見ると、日本史を通史的に学んできたものを大人になって使っていますかと攻撃されるという分かりやすい構図だったわけです。

それに対して、教科派の中でも科学主義の人たちというのは、ここにも書きましたけど、社会的な事象をきちんと捉えて分析できるような知識というものを習得することを徹底すべきだという立場になります。分かりやすい例で申し上げると、例えば、サンマが高騰している現象を説明する時に、需要と供給という概念を使って説明する。そうするとその需要と供給という概念がきちんと定着できていれば科学的な知識が定着できているので、ちゃんと社会の現象も説明できるということになります。ですので、教科派の中でも科学主義的な立場をとる人は、知識の積み上げというよりは、科学的に非常に重要な概念さえしっかり抑えられていれば良いという立場が、科学主義の人たちということになります。

他方で、ここ十数年出てきているのですが、「社会的構成主義者」と呼ばれる人たちになります。この人たちは、知識は飽くまで人と人との間の媒介物だという捉え方をして、人と人とのコミュニケーションの中で知識が作られていくという立場が、社会的構成主義者と言われる人たちになるわけです。社会的構成主義者の人たちから見ると、科学主義的な知識観でもないし、教養主義的な知識観でもなくて、むしろ子どもたちがある課題について議論して、その議論を積み重ねていくことで知識が習得されていくという立場になっています。ですので、教科派の中でもこういう人たちが更に細分化されていて、学習科学の人たちと対立していくというのが、今回の中教審の議論の経過でした。

そういうプロセスで、これは最後の流れの段階になっていきますが、ずっと学習科学の人たちが議論を引っ張っていったという流れでしたけれど、最後に教科派の中でも科学主義の人たちと社会的構成主義者の人たちが、学習科学の人たちとある意味、妥協点を見つけていく。妥協点を見つけていく中で、教養主義者はある意味、敗北したというのが今回の最終的な中教審の議論の結論になっています。どういうことかと言いますと、中教審の議論の前半は、とにか

今回の改訂に向けた中教審の議論②:「知識」を視点にして

・「教科派(教養主義者, 科学主義者, 社会的構成主義者等)」の中の「対立」

→「教養主義者」は知識の「積み上げ」を重視。他方で、「科学主義者」は社会的事象等の因果関連や目的=手段関連を説明する上で必要になる概念や理論の習得・活用を重視。「社会的構成主義者」は、「知識は社会的な営みの中で構成するもの」と考え、「社会的な営み」(共同体の社会的営み)に必要な「知識」を重視する

→三者は対立する。

く「アクティブ・ラーニング」という言葉がやたらと登場しました。活動的に学べば必ず学びは深まる、という言われ方がなされたわけです。

ただ、中教審の後半の議論になってくると、活動的に議論したって学びは深まらない。深い学びを実現するために活動的な学びを実行していかないといけない。ということで、「深い学び」という言葉が後半に登場してきます。深い学びを実現するために「アクティブ・ラーニング」をしていくという時に、その深い学びを実現する方法として登場したのが、「見方・考え方」という言葉になります。ですので、今回の学習指導要領というのは、「見方・考え方」がキーワードになってきています。その「見方・考え方」というところで、学習科学の人たちと、科学主義の人たち、構成主義の人たちが相乗りをしたというのが実際のところになります。

どうということかと申し上げますと、学習科学の人たちから見れば、教科はその教科で最も重要な、大人になって使えるような知識をやってくれれば良いという立場になります。ですので、その教科でしか学べないような最も基本的な知識をやってくれれば良い、大人になって活用できる知識をやってくれれば良いというのが、学習科学の人たちだった。それに対して科学主義の人たちから見れば、先ほど申し上げた因果関係や目的・手段関係を説明できる基本的な知識をしっかりと習得すれば良いという立場なので、そうすると科学主義の人たちも「見方・考え方」をしっかりとやればそれで十分だ、科学主義の人たちから見る「見方・考え方」というのは科学的な知識だという位置付けで整理できる。

一方で、社会的構成主義者から見れば、社会問題を議論して、その解決の道筋の中で使えるような知識というものを「見方・考え方」として位置付ければ、それを使うのは全く問題ないという立場にあったということなので、「見方・考え方」という言葉で、実は学習科学と科学主義者と社会的構成主義者の人たちは、その内容・内実が一致したということになります。

ですので、「見方・考え方」という言葉で、今回の指導要領は整理をされて、社会科における「見方・考え方」、家庭科における「見方・考え方」と、様々な教科に「見方・考え方」というものが位置付けられて、その「見方・考え方」をしっかりと学習できるような教育をしてくださいということが、整理されたことになります。

実は、この社会科における「見方・考え方」でいいますと、前者が科学主義の人たちの立場の「見方・考え方」で、後者が構成主義者の立場の「見方・考え方」になっています。こういう形で「見方・考え方」を整理していく時に、実は、「公共」という科目で学習する「見方・考え方」は、正しく法教育の内容になっているということになるわけです。つまり、「見方・考え方」をしっかりとやれ

今回の改訂に向けた中教審の議論③：中盤から後半にかけて

- ・「学習科学派」と「教科派(科学主義者、社会的構成主義者)」と「教科派(教養主義者)」との三つ巴の争い
- ・「アクティブ・ラーニング」では「学び」は深まらない。そのために、「主体的、対話的で深い学び」を実現することが重要となる。
- ・「深い学び」をどう解釈するか→「見方・考え方」を基盤にした「深い学び」＝「学習科学派」と「科学主義者、社会的構成主義者」の間の「一致」をみる
- ・「学習科学派」から見れば、教科はその教科固有の「見方・考え方」をやれば良い。それ自体は大人になっても「活用」できれば良い。社会科で言う網羅的な知識を必要はない。
- ・「科学主義者」から見れば、因果関係や目的＝手段関係を説明するために必要な「最低限」の知識・概念＝「見方・考え方」のみをしっかりと学習すれば良い。それ自体が大人になって「活用」できれば良い。
- ・「社会的構成主義者」から見れば、「社会的な営み」に必要な。例えば、社会問題(主題)の解決のあり方を考えるためのキーを「見方・考え方」と位置づけ、学習を行えば良い。

社会科における「見方・考え方」

→ 「社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を捉える視点や方法(考え方)」といった側面

→ 「よりよい社会の構築に向けて課題の解決のために選択・判断するための視点や方法(考え方)」の側面

という教育方針が出てきた。その内容として示されたものが実は、例えば先ほど出てきた高校の新科目「公共」だと、こういう内容になっているということです。

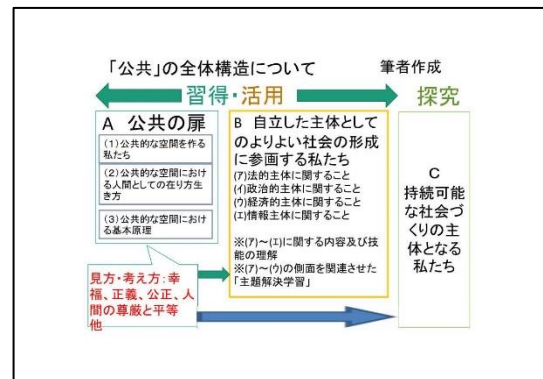
これが全部法教育かは知りませんが、こういう内容をしっかり学習していく。そして、それらをしっかり学習できるような授業をどう組み立てていくかということが、今後、学校現場で求められていくということになりますし、それは社会科でいうと中学校の公民もそうですし、小学校の社会科でも同様になっているということだと思います。さらに、家庭科の内容とも親和性が出てきているという状況になるかと思っています。

あと後半の方ですが、もう時間がないので説明できませんが、「見方・考え方」を鍛えるような授業や紙面、そういうものを私のスライドの後半に示させていただいておりますので、また参照していただければいいかなと思います。今日の成年年齢の引下げの問題でお話しすると、後で小粥先生からお話があるかと思いますが、「私法」の学習の充実というところと関わりまして、多様な契約及び消費者の権利と責任という学習をするわけですが、多様な契約及び消費者の権利と責任については、私法に関する基本的な考え方を扱うということになっていて、この私法に関する基本的な考え方は、「見方・考え方」に置き換えることができるものになるということだと思います。

ですので、今日の成年年齢の引下げに関係するところは、このスライドになるかと思っています。それ以降については、私法の基本的な考え方等についての説明文を載せさせていただいておりますので、また一読していただければいいかなと思います。

というところで、まだちょうど残り1分あるということなので、一応説明だけさせていただきます。スライド18・19・20・21辺りが、「公共」の「見方・考え方」を活用する授業の例というものになっています。実は、スライド19・20・21は、教科書モデル案としてうちの学生が作ったものになります。このようなものが教科書モデルとして示されて、「公共」の授業の中核になっていくと考えているところです。

というところで、30分というのは短いもので、なかなか全てを話し切ることができないですが、また質問等があればお受けしたいと思います。以上です。



「公共」における「見方・考え方」

- 幸福、正義、公正、人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など

「私法」の学習の充実

- 「公共」8(7) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

➡「多様な契約及び消費者の権利と責任」については、私法に関する基本的な考え方についても扱うこと(「内容の取扱い」)

<質疑応答>

【参加者】

大変興味深いお話をありがとうございました。私自身は、「文化」というものに関わっておりまして、その審議会の中で色々な意見の方たちが意見を戦わせるというところを経験しておりまして、今日のお話を大変興味深く伺わせていただきました。

「見方・考え方」ですけれども、あえて別の言葉で言い換えるとすると、それはどのような言葉で言い換えられるでしょうか。

【橋本康弘教授】

これは、各教科で最低限身に付けないといけない「知識」を示す場合もあるし、芸術なんかは感覚の問題にもなります。なので、「見方・考え方」を一言で表すと、各教科の基礎的な学力というように位置付けた方が分かりやすいかなと思います。ですので、各教科の特性もあるので、知識だけを「見方・考え方」として位置付けるのはなかなか難しいというのが現状ですが、今回私がお話ししたのは社会科を中心に、特に公民的分野については基礎的な概念として位置付けているということをお話しさせていただいたということになります。

2) 「法教育における民法のエッセンス」

一橋大学大学院法学研究科教授 小粥 太郎

I はじめに

御紹介いただきました、小粥でございます。暑い中、またお忙しいところをお運びくださりまして、誠にありがとうございます。本日は、「教員向け法教育セミナー」の1コマとして、「法教育における民法のエッセンス」というタイトルでお話を申し上げます。

はじめに、簡単に自己紹介をさせていただきます。私は一橋大学で民法の教育・研究に従事している者でございます。先ほど、法務省の金子司法法制部長から名前が出た法教育推進協議会に何年か前から関わらせていただいております。今日の後半に紹介される教材の作成にも関与させていただきましたので、本日ここでこのような話をせよということになったのだと理解しております。この会場にいらしている方がどのような方なのか、準備している段階では分からなかったのですけれども、基本的には小・中・高の現場の先生方で法教育に御関心のある方、特に法教育はどんなことをやるのか、どんな意味があるんだろうとか、あるいは法教育に既に御関心をお持ちだけれども、自分は法学部卒でもない、けれども法教育をやろうと思っていてちょっと不安がある、というような方々であろうと考えております。本日は、そうした方々の背中を、少しでも押して差し上げることができればと思ひまして、お話ししたいと思います。

II 本日の計画

1 イン트로ダクション

本日の予定は、まず、民法の非常に重要な部分であるところの契約法に関する基本的なことを理解したいということ。

次に、法的なものの考え方、そのほんのさわりだけでも触れてみる、ということでありませぬ。

以上を踏まえて、最後に少しだけ、法の限界ということにも触れてみます。

時間も限られておりますので、最初に、イントロダクションを兼ねて、本日のお話のゴールも確認しておきたいと思ひます。

2 契約法の基本

まず、契約法の基本を確認する、ということです。与えられた時間で民法のエッセンスを示すことはとてもできませんので、本日の研修で扱われる教材がいずれも契約をテーマにするものであることを考慮いたしまして、民法の中でも契約法にフォーカスすることにいたしました。

契約というものは、毎日、我々が暮らしているとやっていることです。小さなところでは、コンビニに行って弁当を買うというのも、大きなところでは、家を買ってローンを組むのも契約です。売買契約、あるいは金銭消費貸借契約ということになります。あるいは職場を選んで働く、これも契約です。あるいは家を借りるのは賃貸借契約、大工さんに家を建ててもらうのは請負契約、トラブルに巻き込まれて弁護士さんを頼むのは委任契約、喧嘩して仲直

りするときは和解契約。日常生活全てが契約で覆いつくされていると言っても、言い過ぎではありません。

その契約というのはどういうものなのか。非常に大雑把に申しますと、いろいろな見方がありますし、これは多分受入可能な一つの説明の仕方にすぎないくらいのものですけれども、その核心は、自分たちのことは自分たちで決める、ということだと思います。契約は他人と関わりを持たない人にとっては縁のないものです。しかし、他人と関わりを持つときにはすぐに出てまいります。例えば、売主と買主がいる。あるいは、三人以上、もっとたくさんの人がいるかもしれない。ある商品の売買をするかしないか、誰と売買するか、いくらで売買するかなど、自分たちで決めるのです。複数の人が、自分たちのことは自分たちで決めるというポリシーを基本とするツール、自分から世の中の関係性を構築していくためのツール、関係性を構築するだけでなく続ける・続けない・変えていくということをやっていくためのツールです。

なぜツールになり得るのかといたら、契約をした人たちは、自分たちで決めたから、自分で約束したことだからそれを守る。相手も、あなたが約束したから守りますよ、ということです。お互いに約束したことだから守ります。信頼に信頼を重ねて、積み上げていくことができます。後になってああ止めた、ということではできないわけです。法律的な意味で「できない」というのがどういうことかと申しますと、例えば、3万円で私の時計をあなたに売るという約束をした、だけれどももったいなくなって売りたいなくなった。法律的にできないということの意味は、嫌だと言っても裁判をされると、その時計を買主に渡しなさいという判決が出る。それでもなお言うことを聞かないと、強制執行を受けることになって、執行官がその時計を取り上げて、売主がどんなに嫌がっても、買主さんに渡すことになる、ということです。

あるいは、お金を払わなかったら最終的にどうなるかという、預金を差し押さえられたり、あるいは住んでいる家を差し押さえられて競売にかけられたりする。それが、契約は守らなければいけないということの法的な意味です。国の法秩序は、人々が契約を守らざるを得ない仕組みを作っているということです。

物を買ってお金を払った後になって、商品に欠陥などがあるわけではないけれども、何となく違うような気がしてきて、買った物を返すからお金を返してくれ、というの、基本的にはできない、ということになります。双方が履行して終わったつもりになっていた契約が、後からいつでもひっくり返るというのでは信頼を積み上げていくことはできません。

これに対して、自分たちで決めないという、契約とは違う考え方に基づく関係構築のツールとは、どういうものでしょうか。それは例えば、強い人が弱い人に対して命令することによって関係を作っていく。ある集団のボスが子分にああしろ、こうしろ、ということですね。契約とは全然違う。あるいは、義理人情の世界でやらざるを得ないこと。例えば、お嫁さんが旦那さんのお父さんお母さんの介護をする。介護をすることになったお嫁さんからすれば、お嫁さんになったからしょうがないのかな、でもどうして私だけこんなことやらなければいけないのかな、でもおじいさんが、おばあさんが、具合が悪くなってしょうがないからやる。これも契約とは全然違います。

これらは、自分で決めたことでは必ずしもないわけです。そういう形で社会関係なり仕事なりを作っていくのではなくて、自分で決めたことを、相手と相互に理解できる範囲でやっ
ていこう、それで社会の関係を作っ
ていこうというツールが契約だというわけです。本来、一方的なものではありません。だから契約というのは、日常
的な生活において大事な役割を果たすだけではなくて、世の中を作る、あるいは変えていくための非常に重要なツ
ールなのでして、それだからこそ、契約というのが法教育でも重視されているのだと思います。

その契約法のルールがどんなものかを勉強するときの基本は、契約というのはお互いに自分で決めたとい
うことがとても大事なんだということになるわけです。だから、一方だけが決めていて、相手方は本当に自
分で決めたと言えないようなものは、契約ではない、契約の効力が認められない、ということになります。

民法には、例えば、重大な思い違いをして契約をしてしまったという場合は、錯誤だ、だからその契約を取
り消すことができるというルールがあります。あるいは、騙された、脅された、つまり詐欺、強迫による意思表
示をして契約をしたような場合には、その契約は取り消すことができるというルールがあります。テクニカル
なルールとしては、本当にこの人が自分がやりたいと思ってやった契約なのか、ということ、そうである
ものとそうでないものに振り分けるようなルールがいろいろあるのです。それから、契約は自由であるのが
原則で、だれとどんな契約でもしていい、どんな設計をしてもいいのだけれども、でもそこには縛りもあ
る。例えば、人身売買みたいなことは、どんなに両当事者がやりたいと思って、それは有効な契約とは認
められない。あるいは、利息制限法という法律がありますけれども、あまりに高い利息を許すお金の貸し借
りというのは、高い部分については、効力は認められないということもあります。そのようなことも、テ
クニカルな意味での契約法の中身です。

以上が、契約法の要点中の要点というようなところですよ。

3 法的なもの考え方

次に、法的なもの考え方、そのさわりだけになってしまうと思いますが、少しでも具体的な形にして、い
くつかのポイントについてお話ししたいと思います。

4 契約法の限界

最後に、契約法の限界、法の限界といったようなことをお話しします。いま、私は、契約はすごく大
事だと申しました。例えば、ボスの支配、あるいは義理人情の世界から脱却して、透明性があって自分
たちが自分たちのことを決めるツールだと。先ほどお話が出ました主権者教育にもつながるような話
ですけども、そういう意味でも契約はすごく大事だと。そうなりますと、もめごとが起きた場合にも、
契約でこう決まっているから契約どおりに解決すべきだということに、なりがちです。けれども、でも、
その法、あるいは契約法には限界もあるということも、実は大事なことで、これは最後にお話
ができたかと思っています。

以上が、イントロダクションをかねた本日のお話のゴールの提示でございました。

III 本論

1 はじめに

(1) 法と法律

最初にゴールを確認したために順序が前後しましたが、ここから改めて本題に入ることいたします。まずは、契約法の基本的な内容について、ということになります。

最初から断り書きみたいな話で恐縮なのですが、私は「法」という言葉を使います。「法律」という言葉の方が普通に感じられるかもしれませんが、「法」という言葉を使います。技術的な意味では「法律」というのは、国会が憲法その他のルールに基づいて決めたルールのうち一定のものを「法律」というわけです。ですから、六法全書に載っている「法律」というのは、国会が決めたルールの一種です。六法全書には、憲法も載っていますけれども憲法を「法律」とは言わないですね。あるいは、六法全書には「政令」や「法務省令」といったルールも載っていますが、これらも技術的には「法律」ではない。あるいは、裁判が行われて、その後の同種の事件のときは同じように解決すべきだということになると、判例と呼ばれたりします。これも広い意味では「法」に属するとされることがあります。法学部生も我々も、「法律を勉強している」とは言いますが、それでも、「法律」というのは技術的な意味では、国会が作ったルールの一種にとどまります。そこで今日は、憲法や判例までを含めた全体を包括する規範の意味で「法」という言葉を使いたいと思っております。通説ではないですが、こういう意味で「法」という言葉を使っている人は少なくないと思います。

(2) 民法のイメージ

続きまして、契約法の主要部分は民法という法律に定められていますので、ごく簡単に、民法とはどういう法律であるか、お話しをしておきます。先ほど、日常生活を取り巻く契約の例を挙げましたが、それらに関するルールは民法に定められていることが多いです。このように民法は、日常生活の基本に関わるルールを定めている法律でして、しかも、様々な法律の中でも最も基本的なところに属します。法学部生が勉強する科目の中で、民法は単位数も多くて負担も多い科目という声も耳にします。キーワード的に申しますと、契約や所有権や損害賠償といったもの。あるいは結婚、離婚、相続といったことが民法のカバーしている範囲です。

2 契約法の基本

(1) 契約の成立

ようやく、契約法の基本をお話しできるところにまいりました。少し技術的な話になってまいりますが、一方で契約が成立すると、債権債務関係あるいは権利義務関係と言ってもいいですが、これが発生します。無事に履行されたらめでたしめでたしです。しかし、履行がされなかった、履行されたけれども欠陥商品だったというように、イレギュラーな場合に備えて、民法はたくさんのルールを用意しております。

契約が成立する条件がどういうものかと申しますと、基本的には、両当事者が本当にその契約をしようと思っているのか、意思がちゃんとあるのかということが一番大事なことです。つまり、売買契約であれば、売主は物を代金いくらで売るとい意思があるのか。買主は、それをいくらで買うという意思があるのか。2人の意思が合致していれば、契約は基本的に成立します。契約といいますと、契約書を作らないといけないというイメージをお持ちの方もいるかもしれませんが、民法のルールは、基本的には、2人の意

思が合致すれば、契約が成立するという考え方をしています。

(2) 契約の効力

それでは契約が成立するとどのようなことが起こるでしょうか。法的には権利義務関係、債権債務関係が発生いたします。先ほどの例で申しますと、売主は売ると約束したら、後で嫌だと言ってもその売物、例えば時計を買主に渡さないといけない。技術的には、所有権移転義務が売主に発生する。買主には、代金支払義務が発生する。逆の立場から見ると、買主は売主に対して所有権をよこせという権利、債権を持つ。売主は買主に対して代金をよこせという権利、債権を持つということです。法的な意味での権利や義務が発生しますと、売主は、後になって売物を渡たすのが嫌だからと言っても強制執行される、あるいは損害賠償義務が発生してこれも強制執行されるということになる。履行を済ませてしまった場合には、もう元には戻せない。法的に権利義務が発生するということは、その背後に非常に強い法秩序が控えている。法の脅しでもって契約が履行される、されざるを得ない、という面もあるわけです。

(3) 契約の不成立／効力否定

契約法の基本的なルールというのは、事が順調に運んでいるとき、つまりお互いに本当にこの契約をしようという意思が合致して、それで無事にお金とモノが交換されたという場合には、出る幕がほとんどありません。契約から生じた債務は無事に履行されると消滅する、というだけです。

民法のルールがどのような時に活躍するのかと申しますと、例えば、そもそも契約が成立しているのかどうか怪しいときです。例えば、契約書だけがあって、はんこが勝手に押されたと、あるいは知らないではんこを押したというような場合など、契約が成立していないとされるべき場合があります。そうなりますと債権債務は発生しませんから、契約書の記載に基づいて履行を求める権利も発生しませんし、これに応じて履行する義務も発生しないのです。

契約が成立したように見えても、重大な思い違いがある（錯誤）、あるいは脅された、騙されたということがあれば、民法第95条や第96条という規定が、重大な思い違いがあった契約を取り消せる、騙された、脅されて締結した契約は取り消せるというようなルールを設けている。取り消されると契約がなかったことになります。それから、当事者がどんなに真剣に望んだとしても、公序良俗に反すること、あるいは、強行規定に反すること、先ほど申しました人身売買や利息制限法に反するというようなことであれば、契約は無効、つまり、債権債務が発生しません。

公序良俗違反、強行規定違反の場合を別にすれば、民法は、こういった形で、自分たちが望むような法的な権利義務を発生させることを担保しております。

(4) 契約内容決定の自由

契約当事者は、基本的には自由にどんな権利義務が発生するかを設計することができます。しかし、民法は各種の契約というルール、すなわち13パターンの契約の類型について、どんな債権債務が発生するのかといったルールを置いています。売買、賃貸借、消費貸借、請負、委任、和解などです。問題は、なぜ、こういう代表的な契約類型について、

民法にルールを設けてあるのか、当事者には契約自由があるのだから、13パターンのルールなどは無用ではないか、ということです。

契約は自由だと、どんな契約をしてもあなたたちは好きに契約を結んでいい、権利義務は自分たちが望むように設計することができ、法的な効力を認められるということが原則ですけれども、実際に自分が契約を締結する立場になったら、それでうまくいくかという、必ずしもそうではないです。私は勤務先大学の授業では、「何でもありのレストランの例」を使っています。少々この話にお付き合いください。何でもありのレストランというのは、材料は四季のものを何でも揃えている、調理法も和・洋・中華全部の料理人がいるので何でもできる、お皿も全てある、好きな皿を使ってくれ、何皿食べてもいい、調理法もあらゆる方法が可能だから、好きにオーダーしてくれ、と言われたら、どうなるでしょう。何をしたいか分からなくなってしまうのではないのでしょうか。何皿食べたらいいかも分からないし、何をどうやって食べたらいいかも分からない。そこで世の中に存在するのが定食であります。定食は、例えば、生姜焼き定食をくださいと言えば、豚肉の生姜焼きの横にキャベツがのって、みそ汁とご飯がついて、小鉢がついてくる。あるいはアジフライ定食だと、豚肉の生姜焼きがアジフライに代わってまた一連のセットがついてくる、簡単に、しかし一応食事の形になるわけです。そのような定食に相当するのが各種の契約に関する民法の規定ということです。つまり売買契約であれば、メインの売り物と代金さえ決まれば、あとのおまけは自動的についてくるようなパッケージを民法は用意している。賃貸借契約も基本的にそうであります。つまり、民法は、いくつかの定食メニューを用意して、食事ができる、望ましい契約ができるようにサポートする仕組みを作っていると言って良いのだらうと思います。

契約は自由だと申しました。定食だけでも自由だというのはどういうことでしょうか。まず、生姜焼き定食かアジフライ定食かなど、メインのおかずは自由に選べますね。さらに、契約自由のタテマエからすれば、ある定食メニューで、これに添えられている小鉢のきんぴらごぼうがあまり好きではなかったという時は、「おやじさん、俺はあまりきんぴらごぼうは好きじゃないんだけど、他のものが何かあったら変えてくれないかな」と。そういうときに、おやじさんが、「冷ややっこで良かったらあるよ」と言って変えてくれる。本当に契約自由が妥当する世界であれば、そういうことが可能だということです。さらに、定食メニューにはないけれども、好きな料理を作ってもらおうというのが、契約内容を一から全部手作りする契約自由に対応するといえましょうか。実際の定食屋でどこまでできるかはともかく、民法のルールの多くは、小鉢の変更のような感じで、当事者の合意によってオーバーライドすることができますし、一から契約内容を手作りすることもできることになっています。なので、各種の契約という仕組みがありますけれども、当事者はこれを使って、必要に応じて修正もしつつ、やりたいことをやる。民法は、当事者の自由な活動をサポートしているということです。

(5) 債務不履行

さて、もし契約から生じた債務が適切に履行されなかったら、売主の債務不履行の問題となります。売主が売り物を渡さないとか、渡したけれども欠陥商品だったというような

場合ですね。普通の売買契約の当事者は、欠陥商品を売買しようとは思っていないので、売物が欠陥商品だったら、売主は売主としての債務をちゃんと履行しなかった、債務不履行ということになります。売主は、先ほど来申しておりますように、引渡しを命じられたり、場合によって修理、代替品の提供、あるいは損害賠償の強制、あるいは契約であれば解除されるということが出てきます。買主による代金債務の不払いの場合も、最終的には強制執行が控えている。買主は、物を買ってお金を払ってしまったら、返品して代金を取り戻すことはできないのが基本ですが、買った物に欠陥があるなどすれば、解除した上で物を返して、代金を取り戻すことができるのです。以上が、契約法の基本構造ということになります。

(6) 消費者保護に関する補足

続きまして、今日の中学校の分科会の教材が契約と消費者保護に関するものなので、ここで契約と消費者保護について少し触れておきます。

消費者保護というのは、弱い立場にある消費者を保護するというイメージを持っておられる方が多いのではないかと思います。実際にもそのとおりで、消費者契約法などは、民法が対等な当事者間のルールだとすると、弱い立場の消費者にちょっと有利なルールを特則として、消費者に関する特別法は設けていると言ってもいいと思います。しかし、消費者保護の基本となる考え方は、基本的な法律の名前が、昭和43年（1968年）のもともとの法律は「消費者保護基本法」という名前でしたけれども、平成16年（2004年）の今の法律は「消費者基本法」になっておりまして、“保護”の二文字が取れています。それはどういうことかと申しますと、消費者は弱くて国や地方公共団体から保護の対象と見られる存在ではなくて、ざっくり申しますと、自分で頑張れ、情報を集めて勉強しろ、自分で適正な契約を締結しろ、おかしいことがあったら自分で声を上げろと。新自由主義的な考えが広まった時代思潮を反映しているということもできるかもしれません。基本法のレベルでは、消費者の保護というよりも、自立を支援するという考え方が重視されてきているということは、留意しておいていただくと良いかと思います。

契約法については、もっとお話しすべきことがあります。ここまでとせざるを得ません。

3 法的なものの考え方

(1) はじめに

次に、本日のセミナーでお話しすべきことの二つ目にまいります。法的なものの考え方的一端、本当にさわりだけですけれども、これについて、お話をしてみたいと思います。ここでは、法的なものの考え方の中でも、法的な判断をどうやって行うのか、という問題に絞ります。

さて、法的な判断は、これは裁判官の行動パターンを念頭に置いているつもりですが、解決すべきケースが簡単なものであれば、法律から結論をほぼ自動的に出すことができます。例えば、成年年齢は、18歳に達したら成人という法的な効果が生じる。これはほとんど争いようがなく、自動的に結論が出るような法律のルールです。けれども、そうではないルールもたくさんあります。例えば先ほど申しました詐欺によって締結した

契約は取り消すことができるというルールですけれども、どんな行為が詐欺になるのかということ、実ははっきりしない場面もたくさんございます。誰が見ても詐欺だということもあるけれども、詐欺だかセールストークだかよく分からないということはあるがちです。あるいは公序良俗に反する契約は無効だというルールがございましてけれども、何が公序良俗に反するのか、限界がどこにあるのか、これもよく分からないのです。

このような時にどうやって法に基づく判断をすべきなのでしょう。私のある同僚は、法学部出の人とそうではない人との違いはどのようなところにあるのかについて、法学部出の人は法規を柔軟なものだと考える傾向があるのではないかと考えております。つまり、法学部で行われている授業では、難しいケースが、裁判所に行った時にどう解決されるのか、あるいはどう解決すべきか、ということを中心に勉強します。最終的に裁判をして争う時に、法廷で、これが正しい、あれが正しいという主張をする。そういう土俵を前提にして、あるべき問題解決を考えるわけです。ところが、法学部に縁のない方々にとっては、街で出会う法律というのは市役所の窓口など行政機関の最前線においてであることが多く、そういう最前線とか組織の下の方に位置する部署では、法令解釈の幅を極力狭めておかないと組織が回らない、仕事が回らないということになりがちです。だからこそ、一般の社会における法律のイメージが、しばしば、法律は機械的に決まっている、動かしようがないものだというイメージになってしまうように思います。ところがその法律の解釈適用は、最終的に裁判所で争われた場合には、かなり柔軟性があるものになりやすいですし、本当に嫌だったら法律を変えることもできるわけです。こういうことを伝えていくということも、法教育の任務ではないかと思っています。

話を戻しますと、ルールに柔軟性があるとしても、詐欺って何だ、公序良俗違反って何だ、という問題がなくなるわけではありません。詐欺についても、公序良俗違反についても、いろいろな解釈の方法があって、結論を導くための絶対的な決め手はないように思います。

(2) 原意

例えば、原意が大事であるという方法論がございまして。もともと、どういうつもりでその法律が作られていたのかに則して、法律を解釈適用すべきだということですね。契約の解釈に際して当事者意思を大事にするというのと似ています。もちろん原意は大事です。特に新しくできた法律であれば、どのようなつもりで作られた法律なのかということをやっと調べてから、解釈・適用するということが必要なんです。けれども、どういうつもりで法律が作られているのか、どうやって調べるのでしょうか。立法者意思を調べるべし、などと言われますけれども、今は王様が法律を作っているわけではなくて、国会という組織が立法者になります。そこに意思なんてあるのでしょうか。あるいは法令を所管する役所の方が、法律が出来上がりますと、この法律はこういう法律ですという解説書を出します。それは重要な情報です。けれども、その本に書いてあることが立法者の意思なのかと言われると、そのものであるはずはなく、仮に立法者の意思があるとしても、それが役所の人々の解説と一致する保証はありません。さらに、原意が大事だといっても、法律が出来てから時間が経ったり、社会状況が変わりますと、その時も原意をベースにして解釈・適用

していいのかという問題が出てまいります。

(3) 法律の文言

別の方法論として、法律の文言を大事にするという方法論もございます。契約の解釈に際しても似たような方法論があるでしょう。文言は、もちろんとても大事です。法律案が国会にかかったときに審議の対象とされるのは、法律案の文言についてでしょうね。法律にそう書いてあるから、ということを経由にする法的判断のやり方は、強力だと思います。けれども、文言がいつも決め手になり得るわけでもありません。

(4) 原理

さらに別の方法論として、法律の背後にある原理を大事にすべきだという方法論もございます。この、背後の原理というのはとりわけ大事なことであると思います。抽象的にしかお話しすることができませんが、ある1つの法律があるといたします。そして、その法律のいくつもの条文には、さまざまなポリシーが見え隠れしているといたします。その法律の背後に、A・B・Cの3つのポリシーがあるといたしましょう。ある条文では、Aがたくさん表に出てBがちょっとだけ出ている。別の条文では、Bがたくさん表に出ているけれどもAもちょっとだけ出ている。さらに別の条文では、A・Bがちょっとだけ出ているだけだが、Cが大きく出ている。こうして、その法律のたくさんの条文を点検してみると、いずれも、A・B・Cの3つの原理を背景に持っており、その組合せによってそれぞれの条文ができていくということが分かったりするわけです。こうしたA・B・Cというポリシーなり原理は、天から降ってきたものではなくて、そこにある法律の中の1つ1つの条文から、あるいは判例の中から見出されて帰納的に構成されてゆくものだと、一般的には考えられているだろうと思います。ある種の実証主義です。その上で、改めて、その原理A・B・Cに基づいて条文の文言の意味を充填していった、解釈する、適用して結論を出す。こういうやり方が、法律の背後にある原理を考慮した判断だという説明をしたりするわけです。

(5) 先例

さらに、またちょっと違った方法論として、先例に基づく判断というものもございます。原意からも、文言からも、原理からも、説得力のある解釈ができない。あるいは、どうしようもない場合もあるわけです。例えば、学校の校則で、生徒の本分に悖るような行動をした場合には、退学、停学、その他の処分をするという抽象的なルールがあったとします。そこで、修学旅行先でタバコを吸った生徒がどのような処分になるか、という問題が発生した場合、処分を検討する教員会議としては、ルールが抽象的すぎて、どうすればいいか分からなくなることでしょう。そこに、去年、ある生徒がタバコを吸って一週間自宅謹慎になったという先例があれば、現場の先生方だってそういう先例があったらそのとおりにしようと思うわけです。それはなぜかと言えば、学校という、在学中の生徒に対して権力を行使する側面のある組織の判断は、終始一貫していた方が良いからです。生徒の側からみれば、学校の前で自分が過去の生徒を含めて平等に扱われている、ということを感じることが出来ます。学校としては、いろいろな判断が一貫したものと生徒に映るようにする。違う判断をするときは、似ているけれどもここが違うと説明すべきことにもなります。

タバコを吸った去年の生徒は、確かにタバコを吸ったけれども、一人で吸っていた。今年の生徒は、自分が吸っているだけでなく他の生徒にも勧めていた、ちょっと状況が違う、今年の生徒の方が悪いのではないかということであれば、少し重い処分を考えるとかな。そういうこともやる。それは背後の原理から考えたりするのも一緒ですけども、全体として一貫した判断になっているのかということ、割と法律家の人は考えると思います。先ほどの橋本先生のお話によりますと、最近では、包括的な知識というものに対しては消極的な意見が強くなっているということもあるようですけれども、割と法律家の人は、全体を見ないと気が済まない、その上で体系的に考えたい。全体を見て、一貫した判断になっているのかということをよく考えると思います。

以上が法的なものの考え方のさわりです。契約法の場合には、法の解釈適用といっても、当事者の自由な決定に委ねられた部分があり、そこでは契約の解釈から導き出される規範が重要なものになってきますが、どこが当事者の自由な領域なのかを含めて、大きくみれば、全体が、法をどのようなものとして理解するのか、あるいは法の解釈適用の問題だといってよいのではないかと考えております。法律家は、状況に応じて様々な方法を使い分けて事に当たっています。

4 契約法の限界

最後に、契約法には限界があるということをお話ししたいと思います。4点、考えてみました。

(1) 裁判による事後的救済の限界

一つ目は、契約から生じた権利義務というのは最終的には裁判所の力を借りて強制執行によって実現できるということを申しましたけれども、裁判をやるにはお金も手間もかかります。ですから、例えば、500円のお金の貸し借りですと、裁判をやってもとてもコストが見合わないから、裁判による紛争解決は機能しないということになりやすいです。そうしますと、少額の事件については法が及ばない可能性もある。そういう限界が法にはあるわけです。とはいえ、法を遵守しないことによって失う信用が大きすぎる人は、裁判とか強制執行の有無にかかわらず、逆に積極的に義務を履行するということもあります。なぜ契約が履行されるのか、その背後に法の強制があることを知っていることは重要ですが、強制されなくても遵守される契約があることもまた事実です。

(2) 約款による契約を通じた企業による支配

二つ目、ここまで私は、契約は大事だ、契約によって当事者双方が自分たちの思った通りの社会関係を展開できると申しましたけれども、日常生活で出会う契約のほとんどは、実は、大企業が事前に用意した「約款」と呼ばれる書面にサインするだけの契約が多いわけですね。取引の条件を企業側が決めている。契約は自分たちで中味を決めると言うけれども、実際のところは、大企業だけがやりたいことをしているだけではないか、という見方もできるわけです。もっともこうした批判に対しては、お役人がやるよりは民間企業がやる方がましだろうという反論も、あります。

約款による契約について、多くの法律家は、顧客もいちおう、OKはしている、顧客の意思も一応あるんだ、と説明しています。契約の中心部分、つまり、何をいくらで買うか、

というレベルでは、顧客の意思はあるとあってよいでしょう。しかし、これに付随して約款の中で定められている様々な取引の条件について、実質的には、顧客は嫌とは言えない、言いなりになっているだけではないかという感じも否めない部分がありまして、そうなりますと、約款による契約を、特に付随的条項などと言われている部分についてまで、全てそんなに大事にすべきなのかという疑問は、当然に出てまいります。

(3) 法以外の社会規範に委ねるべき問題

さらに三つ目、法以外の社会規範もあるということです。つまり、ルールというか規範は、法だけじゃない。例えば、道德規範があります。よく挙げられる話題として、デートの約束があります。つまり、どんなに真摯にデートの約束をしたとしても、当日になったらやっぱり会いたくないという時に、本当に強制履行、損害賠償を命じるべきかということ、それを基本的に命じるのが法ですが、デートの約束についてはやめておく方が良さそうです。デートの約束を破るのは、道徳的に非難がされれば十分で、法的なサンクションまで必要はないだろうということです。法は、様々な社会規範の中の飽くまで一つなので、その役割を過大視しないことが大事だと。

少し話がずれますが、実際にどのような規範が生きたものとして遵守されているのかを理解することも重要なことです。そうした実際の社会規範は、法とは別のものであることもあれば、法の一部になっていることもあります。一方で現実の社会規範を尊重することは重要ですが、他方で現実の社会規範の追認が、契約によって自分たちのことは自分で決めるという当事者の意図をくじいてしまうおそれがあることには注意が必要です。

(4) 無償契約特有の問題

最後に四つ目、本日の研修教材にも取り上げられていますけれども、無償契約、タダであれこれする契約というのは、民法ではやや特殊な扱いを受けています。真摯な意思に基づいて契約したとしても、タダでモノをあげる、タダでモノを貸すというのは、実は、ちょっと気を付けなければいけない。皆さんも、タダでモノをあげたりもらったりという経験はあると思いますけれども、近い人との間でというのが多いのではないかと思います。お友達とか家族とか。そこには、何かタダでやりとりをするに至った背景があることが多く、具体的には義理人情とか支配関係、ずっと積みもった貸し借りの関係。こうした積み重ねの中に、たまたまタダでモノをあげる、もらう、という一コマがあるわけです。こういうところも法によって、最終的には裁判官がコントロールしようとする、裁判官がそのごちゃごちゃした関係、積み重なったやり取り、数十年來の付き合いの中で、このタダであげるということがどのような意味をもっているのかを評価する、これはやっぱりタダでやる必要はないとか、返した方が良いとかですね。そんな人間関係の機微に触れるようなことにまで裁判官が立ち入らなければならなくなる。法の世界では、一般に、それは良くない、法は控えめでいるべきだという考え方が強いと思います。無償契約・タダでモノをやり取りする契約というのは、その人間関係の機微が表に出がちで、ちょっと特殊なところがある。

(5) 法の目的

以上のように、契約法には、あるいは法そのものには限界があるというべきです。さら

に根本的に申し上げるなら、契約法なり法の限界という事象は、人間の自由や理性への疑念を呼び起こします。私は本日さんざん、自由意思で物事を決めていくことが大事だと申しましたけれども、簡単にオレオレ詐欺に引っかかる人たちもいるわけです。私たちも、いつそうなるか分からない。人間の意思というのは、本当にもろいものだと。自分で決めているつもりでも、少し遠くからみれば、大きな川の流に呑み込まれて流されているだけなのかもしれません。そう思って考えてみますと、表面的に、自分たちで決めたことだから、契約をしたのだから、法によって縛られる、がんじがらめになりますよ、という考え方で本当に良いのかどうか。怪しくなってきました。しかし、それ以外に私たちには選択肢があるかと言うと、おそらく、ないと思います。ですから、自分の力で、自分のことをやりくりして、さらに世の中を動かして何とかしていこうとすると、そのもろい意思に寄りかかって、何とかやっていくしかない。自由とか意思が大事だというのは、そういう限界の中でのことにすぎないと思っております。限界があるということ踏まえた上で、やはり契約を活用してゆくほかない。自由に決められるような環境整備、さきほどの例で言えば、適当な定食メニューを用意するとか、あるいは事業者間で公正な競争が行われるようにするとかです。そういう環境整備を進めることも忘れてはいけません。契約はすごく大事なのですが、その限界も踏まえたい。

法は、それ自体、自己目的なものではなくて、人間のためのツールだと思います。それだけに、その限界を理解しておくこともとても重要になってきます。とは申しまして、一見すると、法が、当事者の希望から離れて自己目的的に動いているようにみえて、しかしそれでよいのだ、ということもありますから、難しい問題だと思います。

最後になりますが、今日お話できた内容は、特に表題のスケールの大きさに比べてみますと、ごくごく限られたものにとどまっております。しかし残念ながら時間となってしまいました。私からのお話は以上でございます。

4. 法務省説明

1) 「法教育推進協議会作成の法教育教材について」

法務省大臣官房付 川副 万代

これから、法教育教材について説明をさせていただきます。法務省大臣官房司法法制部の川副と申します。どうぞよろしくお願いたします。

既にお話は出ておりますが、前提として法教育とは何かということを中心に説明させていただきます。法教育とは、知識だけではない法的なものの考え方を身に付けるための教育で、その必要性が今高まっていると考えているところでございます。法務省では、その法教育を推進することにより、法やルールが不可欠であることの理解を深め、多様な意見を調整して合意形成をしたり、ルールに則った適切な解決を図ったりする力を養うことで、自由で公正な社会を支える人材を育成することを目指して、この政策を推進しております。

今、法教育においては、主要なものとして、こちらに示している四つのテーマが主に取り上げられているものと思います。一つ目がルールづくり。二つ目が私法、今講演がありました民法との関係。それから公法的な基本的人権等、基本的価値などを扱っているもの。四つ目が、司法や裁判の特質となっています。

もともと、これらのテーマは一つ一つが、いずれも簡単なものではございません。そのため、皆さんにこれらを実感を持って学んでいただくためには、一度授業を受ければいいのか、話を聞けばいいというものではないということは当然のことです。そのため法務省では、教員の先生方が、授業を行う際に利用していただける教材を作成しております。小学校・中学校・高等学校と発達に応じて段階的に法教育を学んでいただく、その助けになるように教材を作成させていただいているところで

す。具体的な教材の中身を紹介させていただく前に、若干この各教材に共通するお勧めのポイント

教員向け法教育セミナー

～成年年齢引下げと新学習指導要領を踏まえて～

『法教育推進協議会作成の法教育教材について』

法務省大臣官房司法法制部
官房付 川副 万代 1

法教育の概要

法教育とは
法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育
➡ 選挙権年齢の引下げ、成年年齢の引下げに伴い必要性が高まっている

法教育が目指すもの
① 社会の中でお互いを尊重しながら生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることへの理解を深める
② 他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ったりする力を養う
➡ 自由で公正な社会を支える人材の育成

法教育の主な内容
● ルールの作り方、ルールに基づいた紛争解決方法
● 私法と消費者保護
● 法の基礎にある基本的価値、国と個人との関係の在り方
● 司法や裁判の特質
} を学ぶ
➡ 日常生活における身近な問題を題材とし、児童・生徒の成長、発達に応じた、小・中・高等学校を通じた教育 2

法教育教材

小学生向け冊子教材 H25年度作成
中学生向け冊子教材 H26年度作成
小・中学生向け視聴覚教材 H30年度作成
高校生向け冊子教材 H30年度作成

法務省ホームページからダウンロード可能
YouTube法務省チャンネルで視聴可能
法務省ホームページからダウンロード可能

3

法教育推進協議会作成の法教育教材のポイント

- ① 法学と教育現場・教育学の双方から内容を監修
- ② 具体的な法教育授業のイメージをつかみやすいよう、指導演案ごとに学習指導要領上の位置付けや指導演案を記載
- ③ ワークシートなど、加工可能なデータを格納したDVDを、各冊子教材の巻末に添付（法務省ホームページからダウンロードも可能）

4

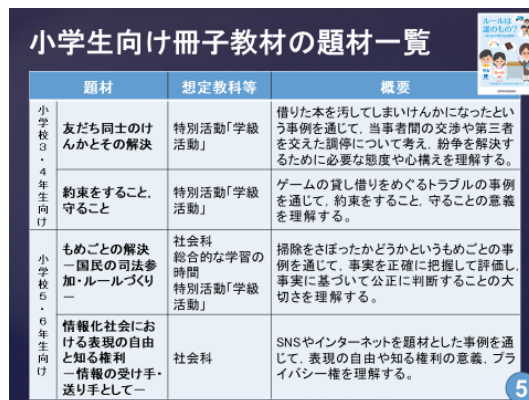
を三つほど紹介させていただきたいと思います。

まず一つ目のポイントは、この教材の内容が、法律と教育の双方の専門家が監修して作成しているということでございます。本日のセミナーに御参加いただいた皆様は、法教育に御関心をお持ちの方々だと思いますので、既に経験をされているかもしれませんが、法的なことを正確に伝えようとする、生徒にとっては分かりにくくなる、小難しく論理的でよく分からなくなってしまう、というジレンマを感じていらっしゃるのではないかと思います。教材作成の中でもその点は非常に難しいところで、分かりやすさと正確性、それらの調和を図った内容にすべく、法教育推進協議会では、法律の学者の方や弁護士の実務家の方、他方において教育の学者の方や実際の先生方の知恵をお借りして教材を作成しました。

二つ目のポイントは、指導案ごとに学習指導要領上の位置付けや指導計画案を掲載しており、具体的なイメージが付くようにしてございます。

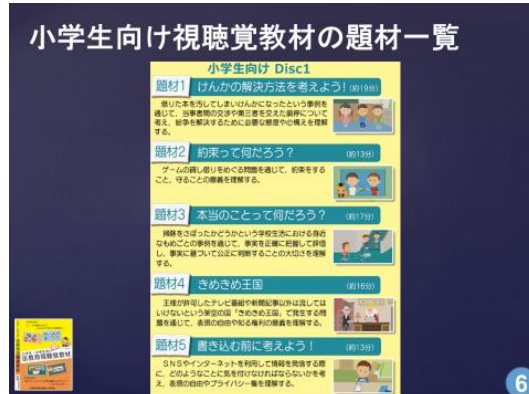
三つ目のポイントは、ワークシートなどは加工可能なデータとし、今回お配りした教材の最後にもDVDが添付されておりますが、その中にデータを格納しておりまして、実際に授業をする際に使っていただけるようにしております。

では次に、それぞれの教材のうち、特徴的な題材を紹介させていただきたいと思います。まず、小学生向けの冊子教材でございます。今、画面に出させていただいております四つのテーマが取り上げられています。小学校3・4年生向けに、「友だち同士のけんかとその解決」、「約束をすること、守ること」の二つです。次に5・6年生向けに「もめごとの解決」、「情報化社会における表現の自由と知る権利」の二つでございます。「情報化社会における表現の自由と知る権利」の中では、小学生がSNSに不正確な情報を書き込んでしまったり、お友達の個人的な情報を書き込んでしまったといった事例を通じて、何が問題となるのかという検討を行います。それを通じて、表現の自由やプライバシーなどを学ぶことができる内容となっております。



題材	想定教科等	概要
小学校3・4年生向け 友だち同士のけんかとその解決	特別活動「学級活動」	借りた本を汚してしまっけんかになったという事例を通じて、当事者間の交渉や第三者を交えた調停について考え、紛争を解決するために必要な態度や心構えを理解する。
約束をすること、守ること	特別活動「学級活動」	ゲームの貸し借りをめぐるトラブルの事例を通じて、約束をすること、守ることの意義を理解する。
小学校5・6年生向け もめごとの解決 —国民の司法参加・ルールづくり—	社会科 総合的な学習の時間 特別活動「学級活動」	掃除をさぼったかどうかというもめごとの事例を通じて、事実を正確に把握して評価し、事実に基づいて公正に判断することの大切さを理解する。
情報化社会における表現の自由と知る権利 —情報の受け手・送り手として—	社会科	SNSやインターネットを題材とした事例を通じて、表現の自由や知る権利の意義、プライバシー権を理解する。

こちらの小学生向けの冊子教材は、今、画面に示しております視聴覚教材といずれも対応関係がございます。今回取り上げさせていただくのは、「本当のことって何だろう?」です。これは、冊子教材の「もめごとの解決」とリンクしております。この「もめごとの解決」は、小学生向けの教材の中で最も授業が盛り上がる題材の一つではないかと、個人的には思っています。どのような事例かと言いますと、あるクラスで、教室・廊下・階段などの掃除当番の役割分担が決まっており、そこで毎日15分間掃除をします。ただ、教室当番だったクラスメート二人が、ちり取りを探して7分くらい教室から離れて留守にしてしまう。同じ教



題材	概要
小学校向け Disc1 題材1 けんかの解決方法を考えよう! (約19分)	借りた本を汚してしまっけんかになったという事例を通じて、当事者間の交渉や第三者を交えた調停について考え、紛争を解決するために必要な態度や心構えを理解する。
題材2 約束って何だろう? (約13分)	ゲームの貸し借りをめぐるトラブルを通じて、約束をすること、守ることの意義を理解する。
題材3 本当のことって何だろう? (約17分)	掃除をさぼったかどうかという小学校生活における身も心もめごとの事例を通じて、事実を正確に把握して評価し、事実に基づいて公正に判断することの大切さを理解する。
題材4 きめきめ王国 (約16分)	主権が争われたテレビ番組や新聞記事以外に放送してはいけないという架空の国「きめきめ王国」で発生する問題を題材として、表現の自由や知る権利の意義を理解する。
題材5 書き込み箱に考えよう! (約13分)	SNSやインターネットを利用して情報を発信する際に、どのようなことを書き込むべきかを考える。表現の自由や知る権利の意義を理解する。

室当番だった他のクラスメートが、その二人が掃除をサボったと糾弾するという事例です。この15分間の掃除のうち7分間、二人がちり取りを探して教室を留守にしたという行動が、他の人から見てサボったことになるのか、ということが問題になる事案です。

社会の中では、紛争が起きれば最終的には裁判で解決をすることになります。その裁判の中では、常に、まず事実が何か、つまり具体的にどんな出来事が起こったのかを明確にしていきます。その後、明らかになった事実をどう評価するか検討されるという構図を辿ります。この視聴覚教材の題材を使って、このような判断のプロセスを小学生にも具体的に体験してもらうことができるようになっていきます。では、この視聴覚教材を少々御覧いただきたいと思います。

(視聴覚教材を視聴)

このように、先ほど登場していたリスが“ハウリス君”と言いまして、法教育のマスコットキャラクターになっています。このハウリス君が解説をしてくれることが、視聴覚教材のアピールポイントになっています。チャプターも設定されておりますので、ある場面のみを使うこともできます。問題となる事例を視聴覚教材で把握することで、小学生の場合、より深く事案を理解することができ、具体的なイメージを持ってもらうことができる、それによって議論も活発化すると考えております。是非、冊子教材と視聴覚教材を併せて御活用いただければと思います。

続きまして、中学生向けの教材でございます。中学生向けの冊子教材の題材は、画面のとおりになっております。中学生向け冊子教材の中では、ルールづくりの題材のうち、ごみ収集所の場所を決めるという題材を紹介させていただきたいと思えます。

「ルールづくり」は、法教育の中でも肝と言えるテーマだと思っています。法やルールの意義、それを守ることの大切さ、特にそれがあることによって人々の生活が豊かになったり自由が保障されたりするというプラス面を感じてもらうこと、それから、どのようなルールが良いルールか、ルールをどのように評価すれば良いかを理解してもらうことが重要なポイントだと考えています。

こちらの中学生教材も、視聴覚教材と対応関係にございまして、各教材と視聴覚教材両方併せて使っていただくことができます。

ルールづくりの中では、ある町に新しい住宅地ができて、ごみ置き場をどこにするかということが問題となる事例が取り上げられています。長年ごみ置き場が家の前にあって掃除などをしてきた方は、ごみ置き場を移動してほしいと主張します。新しい住人は、自分の家の前がご

中学生向け冊子教材の題材一覧

題材	想定教科等	概要	
ルールづくり	ごみ収集に関するルールを作ろう	社会科	ごみ収集所等をめぐる身近なトラブルについて考え、生徒がその解決策としてルールづくりを体験することを通じて、法やルールを守ることの大切さを理解する。
	マンションのルールを作ろう	社会科	
私法と消費者保護	社会科 技術・家庭科	身近な買物の事例を通して、私法の基本的な原理である「契約自由の原則」とその修正原理である「消費者保護」を学び、契約を締結する際には「徳量」になるべきことや、公正という法の価値を理解する。	
憲法の意義	社会科	学級会における多数決等の身近な事例を通して、「みんなで決めるべきこと」と「みんなで決めるべきでないこと」について考え、憲法が、国民主権、基本的人権の尊重、三権分立の3つを定めていることを理解する。	
司法	社会科	交通事故に関する民事裁判や電車における傷害事件の事例を通して、裁判に関わる人々の役割について考え、法に基づく公正な裁判の仕組みや機能について理解する。	

中学生向け視聴覚教材の題材一覧

中学生向け Disc2

題材1 ルールづくり (P156)

家庭の中で起きたごみ収集所をめぐる問題について考え、生徒がその解決策としてルールづくりを体験することを通じて、法やルールを守ることの大切さを理解する。

題材2 私法と消費者保護 (P229)

身近な買物の事例を通して、私法の基本的な原理である「契約自由の原則」とその修正原理である「消費者保護」を学び、契約を締結する際には「徳量」になるべきことや、公正という法の価値を理解する。

題材3 私たちのくらしと憲法 (P249)

家庭内における投票のやり方の事例や学級会における多数決などの身近な事例を通して、「みんなで決めるべきこと」と「みんなで決めるべきでないこと」について考え、憲法が国民主権、基本的人権の尊重、三権分立の3つを定めていることを理解する。

題材4 司法 (P218)

交通事故に関する民事裁判の事例を通して、傷害事件の事例を通じて、裁判に関わる人々の役割について考え、法に基づく公正な裁判の仕組みや機能について理解する。

み置き場になるのは嫌だと言い、ごみ置き場はそのままにして、ごみ出しのルールを徹底すれば良いと主張する人もいます。意見対立がある中で、生徒の皆さんにそれぞれの立場に立ってもらって、ゴミ出しのルールを決める町内会規約を作ってもらおうという構成になっています。こちらについても、少々、視聴覚教材を御覧いただければと思います。

(視聴覚教材視聴)

このような中学生教材につきましても、是非、冊子教材と視聴覚教材を併せて御活用いただければと思います。

最後に、高校生向けの冊子教材について紹介させていただきます。この教材の中では大きく三つのテーマを取り扱っています。一つ目は「ルールづくり」です。次が「私法と契約」、そして最後に「紛争解決・司法」という三つのテーマで、それぞれ、いくつか指導案を掲載させていただいています。

高校生教材からは、「ルールづくり」のうち、最初の「合意形成を図ろう～どこに橋を作るべきか～」の教材について、簡単に説明させていただきます。

お配りしている冊子教材の11ページ以下に記載されております。この題材では、三つの町があるホウリス島が出てきます。現在は、本土とはフェリーが行き来していますけれども、橋は架かっていないという状況でございます。そこで、本土との橋を架けたいと考えるわけですが、それをどこに架けるかということが問題になります。三つの町は、それぞれ観光、漁業、農業など、主要産業も異なりますし、財政状況も違う。利害関係が異なっていて、橋の建設費用を誰がどう負担するかという問題もあります。生徒の皆さんにそれぞれの立場に立っていただき、様々な事情を踏まえて、他の町、他の立場の人たちと交渉をして、どこに橋を架けるか、また、その費用分担等についてどうするか、ということの合意形成を図ることを目指してもらおう内容になっております。

多様な考えをもつ個々人の間で、意見を出し合っ、お互いの意見を尊重し合い、さらに高校生でするので、財源の問題もありますので、実現可能性の

高校生向け冊子教材の題材一覧①

題材	概要
合意形成を図ろう ～どこに橋を作るべきか～	架空の島から本土への橋をどこに作るべきかという課題解決を通して、多様な意見・利害を公平・公正に調整して合意形成を図るとか、協働の利益を確保して確保するために大切であることを理解する。
新たなルールを考えよう ～ルールのない村～	架空の「ルールのない村」で発生した問題の解決を通して、どのような手続でルールを作成すればよいか、作成したルールをどのような視点で評価すればよいかについて考え、理解する。
海水浴場の利用ルールを作ろう	海水浴客の増加に伴う様々な問題を解決するために制定する条例の内容の検討を通して、どのような手続でルールを作成すればよいか、作成したルールをどのような視点で評価すればよいかについて考え、理解する。
想定教科はいずれも公民科	大学入試のアファーマティブ・アクションについて考えよう

高校生向け冊子教材の題材一覧②

題材	概要
私法と契約	契約トラブルにおける契約解除の可否を検討することを通して、私法の基本的な考え方である私的自治の原則や、契約に関する基本的な考え方について理解する。
紛争解決・司法	裁判や和解などの紛争解決手続過程の模擬体験を通して、第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を養うとともに、司法の意義・役割、民事裁判の特徴について理解する。
想定教科はいずれも公民科	刑事模擬裁判 ～被告人は「犯人」なのか～

法教育教材を用いた実践的授業

モデル授業例の公表

法教育教材の学校現場における具体的な活用事例や授業の内容をモデル授業例として法務省HPで公表予定（令和元年度中）

そのほか、法務省では、教員や生徒向けの研修・授業に法務省職員を派遣する「出前授業」を実施しています。

法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」

ご静聴ありがとうございました。

法教育に関するご質問、ご相談は、下記までご連絡ください。

法教育に関するお問合せ先 法務省 大臣官房司法法制部 司法法制課 司法制度第二係
TEL : 03-3580-4111 (内線2364)
Email : houkyouiku@.moj.go.jp

<法務省ホームページ 法教育ページ>
http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html

面も考慮してもらって合意形成を図ることを体験していただくことができる教材になっています。

高校生教材にはそれ以外にも、紛争解決のテーマにおいて民事裁判や調停を取り上げたり、刑事模擬裁判について、実際に証拠なども教材に掲載しております。それらを参考に是非法教育授業に取り組んでいただければと思っております。

以上、教材の御説明でございました。この教材について御質問や、実際に使ってみてここが良くなかった、ここを改善してほしいという御意見でも結構でございます。何かありましたら、是非とも、司法法制部まで御連絡いただければと思います。どうもありがとうございました。

2) 「成年年齢引下げの意義とその内容について」

法務省民事局参事官 笹井 朋昭

皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました、法務省民事局の笹井と申します。今日は、成年年齢の引下げについてお話をさせていただきます。

成年年齢は、現在、民法第4条という規定で20歳と定められておりますけれども、昨年6月に、これを18歳に引き下げるという法改正がされました。当時は、いろいろとマスコミでも報道されましたので、御承知の方々もいらっしゃるかと思います。

本日はこの法改正についてお話をさせていただきますが、最初に、成年年齢とは法律的に言うとはどういう意味なのかを説明させていただきたいと思っております。その意味には二つあるのですが、一つ目は、成年年齢に達すると一人で有効な契約をすることができるというものです。この社会の中で契約というツールを用いて、合意によって、物を買ったりいろいろなサービスを受けたりして自分の生活環境を設計していく、これが日本の社会なわけです。その前提として、自分で決めるということが必要になってきます。ただ、あまりに小さいお子さんと、自分の権利義務関係を自分で決めるという判断力が十分ではありません。この取引社会の中に一人のメンバーとして参加できる、その資格を民法は年齢によって区分しており、その分水嶺が、成年年齢であるということになります。この年齢に達していない場合には、一人では契約できません。具体的に言いますと、典型的には親御さんの同意が必要であり、同意を得ないで契約をしたときはその契約を取り消すことができます。このように、未成年者の方は確定的に有効な契約をすることができないということになります。成年年齢に達すると、それが一人でできるようになる。その分水嶺が成年年齢の意味になります。

もう一つは、父母の親権に服することがなくなる年齢というものです。“親権”は、なかなか定義することは難しいですが、親が子どもに対して保護や監督をする、そういう権利義務を親権と総称しています。具体的に言いますと、子どもの住むところを決めることができるとか、就職をする時に許可をすることができるということが、民法の中に定められております。こういった権利・義務を親御さんが子どもに対して持っており、これに服するのが未成年、監督に服さなくなるのが成年。この分水嶺というのが、成年年齢の二つ目の意味といえます。

昨年の法改正で成年年齢を20歳から18歳に引き下げることになりましたが、これは、この二つの意味の成年年齢を、いずれも18歳に引き下げることになったということです。

民法上の成年年齢は、今申し上げた二つの意味を持っていますが、実は民法に限らずいろいろ

成年年齢引下げの意義と その内容について

法務省民事局
笹井朋昭

成年年齢とは何か

● 成年年齢の意義

- 一人で有効な契約をすることができる年齢
- 父母の親権に服することがなくなる年齢

➡ 現在はいずれも20歳

- ・ 未成年者は、お小遣いの範囲で買い物をするといった場合以外は、父母の同意を得ずに契約をすることができない
- ・ 父母の同意のない契約は、取り消すことができる（未成年者取消権）
- ・ 父母は、未成年者の保護、監督や教育をする義務があり、未成年者の財産は 父母が管理する

民法の一部を改正する法律により、成年年齢は18歳に

ろな法律で、“成年”という言葉や“20歳”という年齢がいろいろな資格や何らかの行為をするための要件として使われています。昨年の改正は、民法上の成年年齢を引き下げることを中心としたものでありましたが、併せていろいろな法令の年齢要件を下げるのかどうか議論されました。こちらには結論だけを書いておりますけれども、民法の契約年齢等と一緒に引き下げられるものと、民法の契約年齢は下げられなくても引き続き20歳というものと、二つのタイプがございます。今回、特に重要になってまいりますことは、何が18歳でできるのか、何が引き続き20歳になるまでできないのかをそれぞれをきちんと理解していただくことです。こちらにもありますように、携帯電話の購入、クレジットカードの作成はいわゆる契約そのものですので、民法の成年年齢の引下げにより18歳でできるようになるわけです。その他に、旅券法上の10年のパスポートが取得できるとか、いろいろな国家資格を取得することができる年齢も、18歳に引き下げられています。

他方で、20歳が維持されるものとして、お酒やたばこ、競馬や競輪などの公営競技、このようなものにつきましては、契約をするための判断力とは少し趣旨が違っております。健康のためや非行防止が年齢要件の趣旨として挙げられておりますので、この点につきましては、引き続き20歳が維持されています。

いずれにしても、特に若い方々の具体的な生活環境を見た時に、お酒やたばこ等、身近なものの中には引き続き20歳が維持されるものがたくさんあります。こういったものにつきましては、是非御理解いただければと思っております。

簡単に成年年齢の歴史を紹介します。成年年齢が法令上初めて定められたのは、1876年（明治9年）の太政官布告という非常に古い法形式でした。そこから数えれば約140年ぶりに改正されたということになります。

いつから成年年齢引き下げられるのかということですが、2022年（令和4年）4月1日からということになっております。今から数えますと、2年半ちょっとです。この2022年4月1日の段階で既に20歳になっていれば、今回の法改正はあまり関係ないということになりますが、この日以降に18歳の誕生日を迎える方々については、18歳に達した時点で成年に達することになります。2022年4月1日の段階で、既に18歳にはなっていたけれども、20歳にまではなっていなかったという18歳、19歳の方々

成年年齢の引下げによって変わるもの、変わらないもの

18歳に変わるもの	20歳が維持されるもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 携帯電話の購入 ● クレジットカードの作成 ● 10年用パスポートの取得 ● 性別の取扱いの変更 ● 公認会計士資格の登録 ● 司法書士資格の登録 ● 土地家屋調査士資格の登録 <p style="background-color: #FFD700; padding: 2px; text-align: center;">以上のほか、各種の契約、国家資格の取得が可能に！</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 養子をとること ● 喫煙 ● 飲酒 ● 公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走） ● 児童自立生活援助事業の対象となる者（20歳まで） ● 国民年金の被保険者資格 ● 大型（21歳）、中型免許等の取得 <p style="background-color: #FFD700; padding: 2px; text-align: center;">健康面・依存症など様々な影響を考慮して、20歳を維持</p>

成年年齢の歴史

- **元服**
 - 日本では、奈良時代ごろから元服の慣習が生まれた
 - 江戸時代は、地方によって異なるものの、概ね15歳程度で元服し、一人前の大人になるとされていた
- **成年年齢の制定**
 - 成年年齢が初めて定められたのは、1876年の太政官布告
 - 1896年の民法制定の際にも、20歳成年制を採用
- **20歳とした理由**
 - ・ 当時の日本人の平均寿命（約43歳）が短かった
 - ・ 西欧諸国の成年年齢は21歳～25歳だったが、元服の慣習があったため、日本人の精神的な成熟は早いと考えられていた

➡ **当時の世界標準よりも低い成年年齢を採用**

いつから変わるの？

- **法律の施行日**
 - 民法の一部を改正する法律の施行日（実際に制度が変わる日）

2022年4月1日から
- **いつから成年になるの？**
 - 2002年4月2日生まれ～2004年4月1日生まれまでの方（現在の高校1年生と高校2年生）

➡ 2022年4月1日から成年

 - 2004年4月2日生まれ以降の方（現在の中学3年生）

➡ 18歳の誕生日から成年

は少しイレギュラーですけれども、誕生日ではなくて2022年4月1日の時点で成年に達するということになります。

なぜ約140年ぶりに成年年齢が引き下げられることになったのか。一つは、参政権との関係です。これは御承知の先生方も多いかと思いますが、10年ほど前、憲法改正の国民投票についての手続を定める法律が制定されました。その時に、国民投票に何歳から参加できるのかが議論になり、できるだけ若い方々にも国の在り方を決めていく投票に参加していただくということで、本則では18歳以上の方々が国民投票に参加できることになりました。こういったところから、年齢の議論が始まりまして、平成27年、今から4年前、公職選挙法、衆議院の総選挙や参議院の通常選挙、地方自治体の選挙への選挙権も18歳の方に与えられることになりました。このように若い方々に早い段階から一人前の大人として社会に参加し、活躍していただく、こういう流れが10年間ずっと続いてまいりまして、民法の成年年齢もこういう流れの中に位置付けられるものです。少子高齢化が進んでいく中で、若い方に早い段階で社会に参加していただくことによって、社会をより活力のあるものにしていくということが背景にあるのかと理解しております。


また、海外の状況もその中では考慮されております。個別には御紹介できませんけれども、世界的に見て、多くの国では、18歳が主流だということも理由の一つとして考慮されております。

成年年齢引下げの今後の課題としては、若い方が自分で決められることが拡大していき、契約も親御さんの許可がなくても自分自身で決められるようになる反面、自分に不利な契約をしてしまうとか、悪徳業者に騙されることになってしまうということが懸念されております。今までは、未成年者は親御さんの同意なく契約をした場合には、自由に取り消せるということがあったわけですが、18歳、19歳の方については取消権がなくなってしまうということで、悪徳業者が若い方々に付け込んでくるのではないかと懸念がされているところです。

こういった懸念に対して、政府もいろいろ取り組んでおります。一つは、学習指導要領の改訂によって消費者教育が小・中・高校で進められるようになってきたことと、いろいろな相談窓口を充実させることにも取り組んでおります。私法についての法教育の重要性が、成年年齢引下げに伴ってますます重要になってくる

成年年齢を引き下げる理由

- **参政権との関係**
 - 憲法改正国民投票の投票権や選挙権は、既に18歳から
 - 国政に関わる重要事項について判断能力があると大人扱いは、契約などの日常生活に関しても大人扱いは
- **若者の自己決定権の尊重**
 - 未成年者である間は、父母の同意がない限り、就職や進学といった進路を自分の意思のみでは決められない
 - 少子高齢化が急速に進む中、自分の判断で決められる範囲を広げること、若者が、責任をもって社会に参加できるようにする
- **海外の状況**
 - 海外では18歳成年が主流（次頁）



諸外国の状況

- 成年年齢に関する調査結果がある国・地域のうち（187の国・地域）、成年年齢を18歳以下としている国・地域の数は141（約75パーセント）（平成20年8月5日時点）
- OECD加盟国35か国中、成年年齢を18歳以下と定めている国は32か国（約91パーセント）

**18歳とする国
(OECD加盟国)**

アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、イギリス、イスラエル、イタリア、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、チリ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、メキシコ、コロンビア、ルクセンブルク

**18歳以外の国
(OECD加盟国)**


19歳：韓国
20歳：日本、ニュージーランド

成年年齢引下げに向けた課題

- **消費者被害が拡大するおそれ**
 - 未成年者取消権がなくなるため、18歳、19歳の若者は、契約を取り消すことができなくなる

➡ **若者の消費者被害が拡大するおそれ**
- **自立に困難を抱える若者が困窮してしまうおそれ**
 - 18歳、19歳の若者は親権による保護の対象から外れる

➡ **ニートやフリーターなど、自立に困難を抱える若者がますます困窮してしまう可能性**



のではないかと考えております。是非、先ほど法制部の方からも御紹介ありました資料等も御参照いただきまして、先生方におかれましても法教育に御協力いただけましたらと思っております。

最後に、意見交換会の御紹介を資料として配布させていただきました。成年年齢引下げに伴いまして、私どもが、中学校・高校を訪問させていただきまして意見交換をさせていただくということを企画しております。御関心をお持ちの先生方は、

消費者被害対策	
● 消費者教育の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 2008、2009年の学習指導要領の改訂により、小、中、高等学校で、充実した消費者教育を実施○ 2022年の施行までに、実践的な消費者教育教材を全高生に配布し、弁護士などの実務家を活用した授業も充実させる予定
● 消費者契約法の改正	<ul style="list-style-type: none">○ 若者に特徴的に見られる被害を念頭においた新たな取消制度を創設（セミナー商法、デート商法など）
● 相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 消費生活センターを増加○ 消費者ホットラインの3桁番号化「188（いやや!）」

法務省民事局に御連絡いただければと思います。

私からの話は以上でございます。ありがとうございました。

<質疑応答>

【参加者】

最後のところの消費生活センターを増加ということで、私自身、千葉県の消費者教育コーディネーター育成講座というものを数年間、弁護士さんや消費者センターの関係の方から受けております。これは増加するというので例えば千葉県では、千葉市や船橋市など大きい都市がかなり被害に遭うということで、高齢者だけでなく高校生や大学生くらいでも加害者側に回ってしまい騙されたり脅されたりという消費者被害を受ける。学校の方でも、消費者センターの方に来ていただいて授業等を設けてはいますが、まだまだ対策が追い付いていない状態だと思っ

【法務省】

ありがとうございます。政府全体の取組として、このような消費生活センターの充実等に取り組んでおります。具体的な数としては今、手元にございませんで正確に申し上げられませんが、センター設置の充実の他、より簡単にアクセスできるようにといったことにも取り組んでおります。

【参加者】

消費者契約について話がありましたが、一方で、所管が違うかもしれませんが、労働契約ということに関して様々な労働問題が日本で起こっていると思います。そのようなことに言及していく予定は、今後、有るのか無いのかを教えてくださいませんか。

【法務省】

ありがとうございます。成年年齢の引下げの環境整備に関しましては、法務省だけではなくいろいろな省庁と一緒に取り組んでいく必要がありますので、その環境整備に向けて、各省庁の局長級の職員を集めた連絡会議を設けております。御質問いただいた労働契約に関して言えば、厚生労働省が担当として、労働条件、労働法規の周知に取り組んでいるところです。連絡会議を通じて聞いているところでは、労働法規を若い方々により知っていただくために分か

りやすいハンドブックを作成したり，大学・高校等での講義の実施等を行っているとのことです。また，ウェブサイトなどでゲームを通じて労働法規を勉強できるような工夫もしているようです。そういったものを通じて，若い方々に労働法規の内容を理解していただくための方策を進めていくことになっていると承知しております。

5. 分科会

1) 小学校分科会

東久留米市立本村小学校主任教諭 櫻井 正義

【櫻井正義主任教諭】

改めましてこんにちは。ただいま御紹介いただきました、東久留米市立本村小学校の櫻井と申します。東京都と言いましても、多摩地区で、学校の前には川が流れておりまして、近くには縄文時代の遺跡が発掘された公園もあり、この辺りとは感じが全く違う学校です。なので、子どもの実態もまた、いわゆる都内というところとちょっと違うこともあるかと思います。今の学年で実際に行ってみた授業を基に、今日は、模擬授業をさせていただければと思っています。よろしく願いいたします。

最初の方でいくつか、簡単にプレゼンを作ってきましたけれども、基調講演で同様の話があったので、なるべく割愛をさせていただきます。

法教育とはというところで、こちらは先ほど御説明がありましたので、あえて申し上げるわけでもないのですが、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育と定義されております。

新学習指導要領が次年度から実施ですが、現行のものでは、主に、今はまだ第3学年及び第4学年となっておりますが、社会科では法やきまり、いわゆるゴミのところですか、消防や警察の働きというところ。6年生の政治の学習での国民の司法参加。今度の新学習指導要領の時にも、いわゆる主権者教育の視点に立って選挙権のこととかも入ってくるかと思います。あと道徳で、今は「特別の教科 道徳」となりましたが、このようなもの。特別活動として、いわゆる特別活動、話し合い活動ではなくて学級指導になってくる(2)の「日常生活や学習への適応及び健康安全」、「ウ 望ましい人間関係の形成」という方で、自分たちできまりを守る活動ですとか、いわゆる生活指導的なものといったところが、実際に法教育とリンクする部分ではないかと考えています。

早速、模擬授業の方に入っていこうと思いますが、少し説明をさせていただきます。今回行いますのは、お手元にご覧いただけます視聴覚教材の中の一つであり、小学校向けのもので、「約束って何だろう？」というものです。これを、実際に2時間かけて行いました。本来ですと、3年生や4年生向けの視聴覚教材でしたが、私は実は教師19年目であり、今は6年生担任しているのですが、6年生を11回もっており、なかなか中学年をもつことがなく、クラスを借りて授業ということはなかなかできなかったもので、今回6年生を対象に授業を行っています。ですが、割と、先ほど申し上げましたように子どもたちが高学年っぽくないというか、いわゆる純朴な子たちなので、反応は中学年ぽかったかなと思いつつも、実際に行ってみたところの成果と課題をうまくお伝えできればと思っていますところでは。

概要を説明いたしますと、「ものの貸し借りをめぐる問題」というところなんです。これは小学校では結構問題になったり、トラブルになったりすることもございます。この後、模擬授業でもちょっと説明しますが、実際に行ってみてこの後問題になったこともたくさんありました。いわゆる、借りたものを大切にしようという意識が薄い。レンタルビデオ屋さんのレンタルでは

ないので、“いつまでに”ということが口頭での約束なので守ろうとする意識が低くなってしま
う。あと、人間関係や力関係、ジャイアンとのび太ではないですが、お前のものは俺のもの、
俺のものは俺のものになってしまうような問題がよく起こります。また貸す側の問題点として
は、いつまでにという約束をはっきりしなかったり、できないのに貸してしまったりとか、断
りきれずに貸してしまうという問題がごぞいます。こういったことを今回、法務省さんが作っ
た視聴覚教材はとてもよくできているので、それを基に実際に学習をしてみました。

子どもたちには、約束することもしないことも自由ではある、だけでも原則として守らなけ
ればいけないということと、守らないと相手に迷惑がかかる、これが大人になってからの契約
の社会でも同じことが言えるということ、少しでも身に付けさせることができたらなと考
えておりました。

それではちょっと簡単にですが、模擬授業の方をさせていただきます。45分丸々やるとい
うよりは、ダイジェスト版で、かいつまんでやっていきたいと思いますので、お手元にあ
ります資料とワークシートを使いながら、授業をしていきたいと思います。時より質問とか、こ
ちらの方で問いかけをすると思うので、下を向かないで、是非積極的にお答えいただきますよ
う、お願いいたします。では、ホワイトボードを使います。

では、お手元にあります資料で、一番上のワー
クシートになります。「ものを貸したり借りたりす
ることをめぐって、トラブルになったり、いやな
思いをしたことはありませんか？」という資料を
御覧ください。ちょっと今、時間を取りたいと思
いますので、回収したりはしませんので、どん
な時に貸したり借りたりしているか、また、それ
でトラブルになったことがあるか、無ければ無い
でいいです。有ったかどうかを簡単に御記入お願
いいたします。

実際には子どもたちには、授業の前にアンケ
ートを取っておきました。

(ワークシート記入)

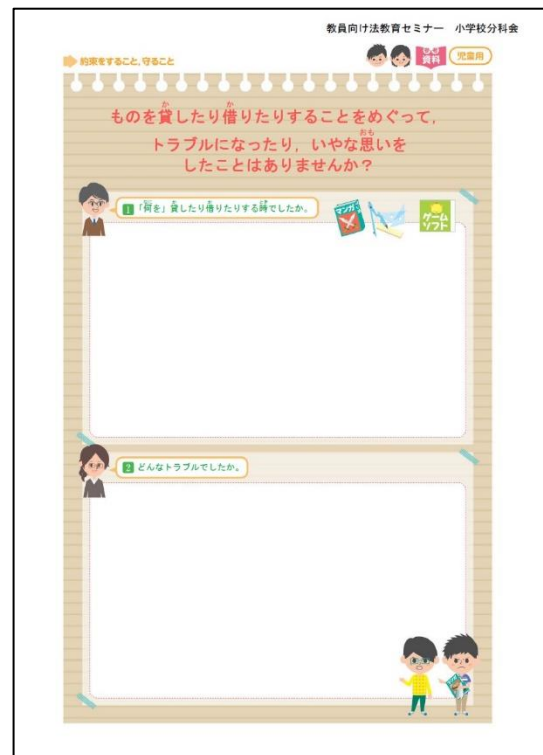
ではそろそろ、よろしいでしょうか。可能な範
囲で構いませんので、どんな貸し借りをしたことがあるか、またはトラブルになったことがあ
るかについて、何人かの方、言っていただけないでしょうか。よろしくお願
いいたします。

【参加者】

自分は先生ですが、隣のクラスの先生にエアコンのリモコンを忘れたから貸してと言われて
貸したのですが、そのあと返ってこなく…。

【櫻井正義主任教諭】

コメントに困ってしまいますね。返して欲しいとも言えなくて、本当に問題に直面していま



すね。

大人のことも構いません。実際には子どもですけれども、今は構いません。いかがでしょうか。

【参加者】

私の経験した学校では、ゲームソフトを返してくれない、勝手に課金をされた。

【櫻井正義主任教諭】

よくありますよね。実は、私がこのアンケートを取った時に、そういうトラブルが過去何年か前にあったということがあり、生活指導が始まりました。他にはいかがでしょうか。

【参加者】

CDです。友達にCDを貸していたら、友達がそれを無くしてしまって返ってこなくなってしまったということです。

【櫻井正義主任教諭】

ありがとうございます。今出たような話題に近いようなものが、やはり学級の中でも出てきました。先ほど出たようなゲームソフトは、やはり実際にありました。貸していたのですが、借りた方が売ってしまった。他には、授業で忘れていた体育の帽子や習字の道具とかを隣のクラスの子に貸したけれども、そのままずっと返ってきていないということがいくつか出てきて、この授業をしつつも、その後は生活指導でいろいろな子からお話を聞かなくちゃいけないということが起きてしまったということもありました。それくらい、結構、今回高学年だったからということもありますが、生活に結構密着している部分もあるので、今回取り上げさせていただきます。

では、視聴覚教材の最初のところの映像をご覧ください。よろしくお願いいたします。

(視聴覚教材視聴 (0 : 0 0 ~ 1 : 5 3))

ありがとうございます。お手元のワークシート2枚目にあります「約束をすること、守ること」というワークシートを御覧ください。こちらの方は、先ほど配布されています小学校向けの教材の中にも実際に出ているもので、そちらを使わせていただきました。

書く作業が多くて申し訳ございませんが、①のところです。借りる側 (Bさん) のよくないところ、貸す側 (Aさん) のよくないところ、少し時間を取りますので、御記入ください。よろしくお願いいたします。

(ワークシート記入)



子どもたちは、自分たちの体験があるせいか、結構いろいろなことを書いていました。それでは、ちょっと伺ってみたいと思います。借りる側には、どんな問題点があったでしょうか。どなたかお願いします。

【参加者】

ありきたりですけど、Aさんが買ったばかりと言っているのに、自分がやりたいという気持ちを強く言って、半ば無理やり借りてしまったところです。

【櫻井正義主任教諭】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【参加者】

Aさんの立場を考えていない。

【参加者】

返してと言われても返さなくていいと、勝手に思い込んでいることです。

【櫻井正義主任教諭】

では逆に、貸す側の方はどんな問題があったでしょうか。

【参加者】

貸す側の方は、先ほどの講義でもあったように、いつまでという期限を決めていない点と、Bさんがゲームをクリアしていないから返したくないと言われた時に、Aさんも自分がクリアしていないということを伝えれば、「Aさんもまだクリアしてなかったんだ」ということをBさんが気付いてまずいなと思って、もしかしたら返すのではないかなと思いました。

【櫻井正義主任教諭】

他にはいかがでしょうか。では後ろの方、お願いします。

【参加者】

納得していないのに、渋々貸してしまったところかなと思います。

【櫻井正義主任教諭】

ありがとうございます。実際授業でやってみても、出てきたのは、買ったばかりなのに無理やり借りてしまったとか、期限を決めていないという子どもの意見がとても多かったです。では、これを基にしながら、次の映像を見てください。

(視聴覚教材視聴 (1 : 53 ~ 3 : 39))

基本的に私は、授業を行った時、この「みんなで考えよう？」というところでは、子どもたちに意見を求めたり、ワークシートに記入をさせたりしています。今のワークシートの次の②のところですか。無理に今、御記入いただかなくてもいいので、思い付いたことを御発言いただければと思います。

どうすれば、こういうトラブルにならなかったのだろうか、ということを実際に子どもたちにも問いかけてみました。どうでしょうか。どうすればトラブルにならなかったのでしょうか。

【参加者】

期日をしっかり決めていれば、本人Aさんも納得できたのではないかと思います。

【参加者】

ちょっと違うかもしれませんが、どうしても貸したくないということであれば、何日までと言っても返さないというのが分かっているのであれば、だったらこの部屋で一緒にやっちゃおうというようなこともあったのかと思います。

【参加者】

貸さない。

【参加者】

自分の考えや気持ちをしっかりとBさんに、Aさんが伝える。

【櫻井正義主任教諭】

ありがとうございます。実際に貸さないということが出てきました。間を取って一緒にやるというのは、なるほどなというアイデアではあると思います。実際に授業をやった時には出てきませんでしたが、それに近いようなこととか、お家の人に間に入ってもらうという言い方をした子もいました。実際の状況判断としては、それはとても良いことかなと思いますが、ここでは約束を守ることということなので、この後、続きの学習を実際には進めていっています。

では、約束って何だろう？というところで、また同じく解説のところの映像を見てください。

(視聴覚教材視聴 (3 : 39 ~ 6 : 01))

ちょっとすいません、自分で板書の記録を見ていたら、「一緒にやる」ということが出てきていました。子どもたちの中でも、折衷案として、こういうことが出ていたのだと思います。

期日というところで、いつ返すのかという約束をしっかりと守らなくちゃいけないというところで、授業の前半は終了しています。ソフトの貸し借りということについて、まずこれは最初の事例ですが、実は視聴覚教材の方は第2弾がございまして、ここから実はこの貸し借りをめぐって、もう一つ別のケースがあるので、そちらの方を御覧ください。

(視聴覚教材視聴 (6 : 01 ~ 7 : 11))

前半で約束は守らなくちゃいけない、いつってという期限を決めておこう、と学習をしましたが、今度はそれを基に、5日間借りていたものを3日で返せと相手が出てきたというケースになります。ワークシート③になります。Bさんは、ゲームソフトを返すべきか、返さなくて良いか。どちらかに○をしていただいて、その理由もお書きください。



(ワークシート記入)

ちょっと伺ってみたいと思います。ゲームソフトを返した方が良いという人、どれくらいいますか。はい、ありがとうございます。返さなくて良い。はい、ありがとうございます。だいたい二つに分かれます。

では、返した方が良いと選ばれた方、なぜ返した方が良いのでしょうか。はい、よろしくお願いいたします。

【参加者】

ももとは5日間という約束なので、5日は契約上借りられますが、人と人との間で、どうしても3日で使いたいというももとの持ち主が言っているわけだから、いったん返した方がまた貸してくれるのではないかという、お互いの人間関係を大事にした方が良いのではと感じました。

【櫻井正義主任教諭】

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【参加者】

前の方と似ていますが、これは本人のものなので、一度返して、その代わりにもう一度、また別の日に貸してくれないか、という約束を作った方が良いのではないかと思います。

【参加者】

感謝の気持ちが大切かと思っています。私は今、車を人から借りていて返してと言われたら、ももとも好意で貸してくれたものなので、Aさんに感謝すべきだから、Aさんに返してと言われたら返して、また5日借りたらいいかなと思いました。

【参加者】

全然違う形で、子どもは言わないと思いますが、法教育の観点から言うと、一度決めたからそれを守らなければいけないということではなく、約束は両者の同意があれば変えても良いという感覚がある。

【櫻井正義主任教諭】

では、返さなくて良いという方の意見はいかがでしょう。お願いします。

【参加者】

5日間と合意した上で貸しているので、それを破ることによって、またそれは別の約束を破ることになると思うからです。

【櫻井正義主任教諭】

ありがとうございます。実際子どもたちから、この辺りが、ちゃんと二人で決めた約束だよ、という意見は出てきました。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

実際の授業では、これは反対意見も出させて討論をさせました。そうしてくると、相手が良かれと思って貸してくれているから、そこで友達の人間関係を崩したくないという言い方をする子どももいました。私が思っていたよりも、子どもたちの方が良く考えているなと思いました。3日にして、「少ししてからまた貸してくれる？」と言うという意見も出ていたので、ただ、5日間という約束をそのまま全部というわけではなく、違う案を考えていくという方法も、実

際にはやっていました。ただ、二つで対立させたので、今回は極端な形で出させていただきます。

では、これについて視聴覚教材の方を御覧ください。

(聴覚教材視聴 (7 : 11 ~ 9 : 05))

という形で、最後に、ワークシートの④貸し借りをする時に、どのようなことに気を付けなければいけないかを書かせています。これで1時間の授業を終了しています。実際に御記入していただけたらと思います。よろしくお願いたします。

(ワークシート記入)

では、いかがでしょうか。何人が発表していたけると有り難いです。お願いします。

【参加者】

約束を決める、約束をしたら守る、できない約束はしない。

【櫻井正義主任教諭】

他にはいかがでしょうか。実際に子どもたちから出てきたことはこういったこと。なるほどと思ったことは、約束の内容を二人でより具体的にするとやっている子がいました。期限をいつまでにするとか、どうするかという約束事を具体的にすると。中には、紙に書いて証拠にするという意見もありました。実際にそうやってやるというのは、自分たちでよく解決していこうとすることはとても大事なのかなと、授業をしていて私も子どもたちに教えていただきました。そうやって考えているというのは、自分たちの生活と結び付けながら、これからどうしていこうということを、しっかりと考えられていたのかなと思います。

これが今の視聴覚教材の「約束を守ること」というものの1時間扱いになります。今日は90分という時間の中で、これの第2弾、これを基にしてもっと大きく広げていったケースも少ししました。今度はもっとダイジェスト版で行っていきたいと思います。

ではお手元の資料でもう一枚、「約束をすること、守ること」ということで、「貸し借り」があるかと思います。そちらの方を御覧ください。こちらの方の学習は、途中で今みたいに視聴覚教材を使っていくというよりは、今のものの発展的なものなので、前半は実際にワークシートに記入したり、発表したり、話し合いをしたりといった学習をしていって、最後の方に約束って何だろうということをしっかりとまとめをしていくという内容になっております。

プリントの最初の方、先ほどの視聴覚教材の映像の方で出ていましたが、世の中で貸し借りされているものはどのようなものがありますか、と大人がやればたくさん出てくると思います。私も住宅のローンがございまして、実際に車を借りてということもございまして。子どもたちが



らは、やっぱり、ビデオやCD、漫画というものが出てきたり、自転車、レンタカーというものも出てきました。あとは、友達同士で道具を借りるとかが多かったと思います。中には、お父さんがお金を借りていると言って、「これ以上は言わなくていいよ」というようなお話のものもありました。

では、ここでまた少しお時間をいただいて、記入をしていただけたらと思います。プリント②に「貸し借り」のそれぞれ貸す側と借りる側にどのような良い面があるのだろうか。これは、メリット・デメリットではなくて、メリットの方に特化をして学習を進めているのですが、貸す側にはどのような良い点があるのか。借りる側にはどのような良い点があるのか、ということについて御記入いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

教員向け法教育セミナー 小学校分科会

約束をすること、守ること

年 組 番 名前 ()

「貸し借り」

① 家の中で貸し借りされているものにはどんなものがありますか。

② 「貸し借り」にはどんなよい面があるのだろうか。

貸す側 借りる側

③ もし、前借せなかったら、だれにどんな迷惑がかかるのだろうか。

④ もし、貸さない人が増えたらどうなるのか。

⑤ 貸し借りをするときに気をつけること。

(ワークシート記入)

【参加者】

質問です。この貸し借りというのは、先ほど言っていた住宅ローンやレンタルビデオなど、お金を払ってやるものなのか、今回の友達みたいにお金は関係なく、友情とかでやるものなのか。

【櫻井正義主任教諭】

どちらかに限定しなくて結構です。例えば、レンタルビデオ屋さんで借りる場合にはレンタルでお金をもらえると書いている子もいたので、限定しなくて構いません。

では、伺ってみたいと思います。これは、実際に子どもたちに聞いてみたら、やはり漠然とした問いかけだったので難しかったようです。貸す側について良いところと言えば、どのような点がございますか。

【参加者】

子どもたちであれば本とかに限ると思いますが、大人であれば着物や洋服も貸すということが起きるので、より多くの、いろいろな人に品物とかについて知ってもらえる。

【参加者】

貸す側が約束を決められる。そのことによって、コストが下げられたりする。

【参加者】

まずは困っている友達を助けられるという気持ちと、あと、もしかすると返してくれた時に、何かお礼を余計にもらえるかなということと、あとは自分が困った時には助けてくれるかなという安心感があるのではないかと思います。

【櫻井正義主任教諭】

実際に貸して少ししたらお礼のお菓子も付いてきてもらえると言った子もいました。では、借りる側の良いところはいかがでしょうか。

【参加者】

購入すると場所をとるのですが、借りる時は自分の好きな時に借りられるので、場所を取らない。

【参加者】

借りる場合は、モノを買うよりお金を払う額が少ない額で済むとか、あとは分割で払うこともできると、いっぺんに払う額は少額で済む。あと、喜びを共有できる。

【櫻井正義主任教諭】

ありがとうございます。では、次のワークシートに二つあると思います。もしも期限を守らなかったら、誰にどんな迷惑がかかるのだろうか。あと、返さない人が増えていったらどうなるのかということも御記入ください。

(ワークシート記入)

【櫻井正義主任教諭】

実際に最初にとったアンケートに戻っている子もいました。期限を守らないで返さないでいたら、というふうに自分の体験を話している子も実際にはいました。では、ちょっと聞いてみたいと思います。もしも期限を守らなかったら、誰にどんな迷惑がかかるのでしょうか。記入したことを御発言いただけると有り難いです。いかがでしょうか。

【参加者】

貸してくれた人が使えなくて困ってしまう。

【参加者】

次には貸してもらえなくなる。

【参加者】

いればですけど、次に借りたい人が借りることができない。

【櫻井正義主任教諭】

では、返さない人が増えていったら実際、どうなるのでしょうか。

【参加者】

これは二通り考えられたのですが、貸す側に損害が出て、店などでは貸すものがなくなって潰れてしまうという点と、レンタルビデオ屋さんなどでは、返さない人が多いと延滞料金が発生して、これは逆ですが、延滞料金が結構稼げることができるのではないかという逆の発想が

出ました。

【櫻井正義主任教諭】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【参加者】

貸さない人が増える。

【櫻井正義主任教諭】

今言っていたようなもの、お店が困るとか、逆に借りる方もお金がかかってしまうと貸してもらえなくなるということはたくさん出てきました。あと、貸さない人が増えることとリンクすると思うのですが、友達同士であつたら人間関係が壊れるとか言っている子もいました。お家の人からも、あの人には貸しちゃダメだよと言われると言っていた子もいました。

このようなことを踏まえて、先ほどの視聴覚教材の発展になるのですが、約束って何だろうというところで、映像を御覧ください。お願いします。

(視聴覚教材視聴 9 : 06 ~ 12 : 45)

最後になりますが、貸し借りをする時に気を付けること、というところを御記入ください。

(ワークシート記入)

では、貸し借りで気を付けることについて、書いたことを発表してください。

【参加者】

借りたときそのまま壊さないで、汚さないで返すこと。

【参加者】

貸し借りのルールを意識し、守る。

【櫻井正義主任教諭】

ありがとうございました。実際このような形でこちらも1時間で、約束を守ることということで2時間、学習を行ってきました。本来でしたら3・4年生の教材なので、もっと内容を減らして簡易にした方がいいのかもしれないですが、6年生を対象にして授業をしたので、このような形で、途中で討論を入れたりしながら、実際に学習をしていました。途中で、この視聴覚教材全部を見るというよりは、ところどころでポイントで使っていくことができたので、そういう意味では問題把握も、実際にその後の最後の確認までも、とてもやりやすかったです。以上で、この「約束を守ること」ということについては、終了させていただきます。

この後になりますが、時間があるので少し説明をさせていただきます。同じく視聴覚教材で、これは私が2年前に同じく6年生で行ったのですが、こちらの今日配布されている小学生向けの冊子71ページからのところに、「きめきめ王国」という報道の自由と知る権利という視聴覚

教材が出ております。これは5年生の社会でも学習できますし、情報モラルとかの授業でも扱えるのかなと考えています。

実際には、情報化社会における表現の自由、知る権利というところの意義や、表現の自由とプライバシーとの緊張関係というところ。情報の送り手として必要な責任ある態度というところが育てられればと思っています。

全部を視聴するのは時間との関係もありますので、最初のところを少しだけ、映像を流していただければと思います。こんな教材です、という御紹介です。

(視聴覚教材視聴(「きめきめ王国」) 0:00~4:30)

これ全部は流せませんが、情報が監視・選別されることによって起こる問題や危険性について話し合う学習になります。実際に、最終的には報道が情報を自由に発信できることや、メディアが複数存在することが重要だということに気付かせていきたいという学習を行ってきました。世界には、情報が統制されている国が実際にあると知っている子は、新聞を見た話をしてもしました。ですので、扱いには十分気を付けなければいけないと感じました。

このような教材ですとか、あとはこれもいわゆる情報の方です。「書き込む前に考えよう！」という表現の自由、名誉、プライバシーといったところの学習も同じく視聴覚教材に入っています。この辺りは、5年生の学習ですとか、この「書き込む前に考えよう！」でしたら、高学年や中学年でもできるかもしれませんし、情報モラルとかの授業にもできるかと思いますので、是非御活用ください。私の方では以上になります。いろいろ御協力いただきまして、ありがとうございました。この後、質疑等ございましたら、お願いいたします。

<質疑応答>

【参加者】

今日は貴重なお話をどうもありがとうございました。最後の「きめきめ王国」のところで見せていた時に、情報が遮断されるとか、報道の自由が制限されるとどうなるか、ということ。小学生にとっては非常に抽象的なのかなという気がしたのですが、その辺りは授業をしてみても、生徒さんたちは具体的に考えられていましたか。御感想など聞かせていただければ有り難いです。

【櫻井正義主任教諭】

6年生の後半に授業をしていたので、今時の子と言ったら何ですけど、タブレットやスマホ等の情報メディアを使いこなせる子たちで、社会科の学習もある程度進んでいたのでも、メリット・デメリットについては、自分たちで意見を出し合うことができていました。あと、情報モラルやセーフティ教室で、携帯電話の使い方やインターネットの使い方については、日頃も学習をしていたので、そういったところの危険性と絡めながら考えることはできていたかなとは思いますが、ただ、発達段階からいって、実際に5年生でも可能かとは思いますが、6年生でもぎりぎりだったので、もし5年生で行う場合には、教師の方の補足説明が必要なもので、1時間

というよりも少し時間がかかるかなという感じはします。

【参加者】

ありがとうございました。とてもためになりました。学級活動の内容(2)で、人間関係の問題にこう扱えば良いと分かって、有効な教材だなと思いました。櫻井先生への質問ではなくて、法務省への質問です。ルールは誰のものの中で、先ほど法務省から説明があった掃除の問題です。この掃除の問題のシートを見ると、サボったかサボらないかということにばかり焦点が当てられています。本来であれば、どうしてこういう問題が起こったのだろうか、二度とこのような問題が起こらないでみんなが楽しく生活できるためには、どうしたらいいのだろうかというところまで踏み込んだシートや、解決策に至るようなところにいってくると有り難いのですが、これはちっとも解決策にいてない部分ですが、この点はどうなっているのか、もし答えられたら教えてください。

【法務省】

御指摘、ありがとうございます。御指摘につきましては、今後の教材作成等に活かしていきたいと思っております。今回御指摘をいただきました掃除の教材は、刑事裁判の仕組み等を小学生に理解してもらうことなどを目的として、作成したものです。そのため、結局どうすれば良かったのかということよりも、一つの事実があったとしても、違った評価がありうることや、事実認定や評価をする時に、どのようなことに気を付けなければならないのかということ、そして、刑事裁判も同じような仕組みで行われているということなどに焦点を当てております。

【参加者】

本日は大変興味深く伺わせていただきました。私自身は、外部講師として関わっていますが、一つの自治体の中でも、全ての小学校が同じような授業を取り入れるということは難しいような状況を、ここ10年ほど拝見しております。この法教育の授業ですが、道徳・社会・特別学習といった分野・授業の中で取り入れるというようなお話がありましたが、櫻井先生の現場での感触で、どの授業だと取り入れやすいのか。あるいは、そもそもこの授業そのものが、普段、特別学習の中に取り入れられており、同じ題材けれども法教育という観点で改めてそこでくられるようなもので、新たな授業ではないという御感想なのか、感触を教えてください。

【櫻井正義主任教諭】

実際にこの法教育という分野もそうですし、プログラミング教育ですとか食育とかいろいろなものもそうですが、多岐に渡っていてなかなか、もう年間計画を組んでいる中でどこかの教科に、4月当初から位置付けてやるというのは非常に難しい。今の学校現場では、時間に追われているということもある、というのが現状です。

今回、この約束のことに関しては、特別活動(2)のねらいと、いろいろやっていったらとてもリンクしていたので、学級活動の時間というものをこちらで意図的に年間計画に新たに入れて行った次第でございます。これが、学校とか、高学年、中学年というところで、ポイントポイントに何か組み込めていけると理想的なのかなという気はしますが、なかなか本校でも私だけ

が授業をしているという段階なので、そこまでは至っていないなど。これからの学習指導要領と、新しい教育課程を組んでいく中で、これはいろいろな学校にも言えると思いますが、課題として少しずつそのような要素を盛り込んでいくという視点は持っていかねばいけないなと考えているところです。

【参加者】

本日はありがとうございました。今、櫻井先生の方からありました、なかなかその学校での他の先生にも広げるのは、自分ではすごく難しいなと思います。自分は話を聞いていても、夏休み明けにでもやりたいなと思ったのですが、実際にやっていく中で、自分は良さを知っているけど、他の先生に伝えていくということがなかなか難しいのかと思うのですが、何か櫻井先生が考えている、学校に広げるということは、どのようにしているのでしょうか。何か案があればいただきたいと思います。

【櫻井正義主任教諭】

大した情報になるか分からないのですが、私、本校でも研究主任をしております、プログラミング教育の研究をしています。今年、発表もあつたりするので、先生たちには研究通信のような形で、このように授業を進めていきたいと思いますということをいくつか出しています。その時に、本校が行っている研究だけではなくて、若い教員も多いものですから、普段の授業を良くしていこうということで、いろいろな教科での情報を私の方でも研究通信に書いたり、板書の記録も出したり、他の先生の良かった記録も借りて載せさせていただいたりして、参考までこんな授業をこの先生がしていました、という形で共有しています。今回の授業も、板書だけは写真を撮っておいて、高学年の担当の島には研究通信を配り、私が授業をやってみましたので、御活用の際にはお声掛けください、という形で提供している状態です。

【参加者】

櫻井先生、本日はありがとうございました。この「約束をすること、守ること」を今回のテーマとして、サンプルとして出していただいて、ワークシート③のところでゲームソフトを3日間で返した方がいいかどうかというところで、櫻井先生はここで子どもたちに討論をさせたと仰いました。ミクロの話になりますが、討論をさせていく中で、当然法教育というところが観点にありながらの展開だと思うので、約束、契約ということになってくると思いますが、その契約というところの観点の討論、気付きにもっていき、また子どもたち同士の深まりにもっていくための何か仕掛けみたいなものを先生がやってらっしゃったら聞かせてほしいです。仕掛けとまではいなくても、その時の子どもたちの発言の様子などをもう少し詳しく教えていただくと、本校の方でも取り入れていく上では参考になるかなと思いましたので質問させていただきます。よろしく願いいたします。

【櫻井正義主任教諭】

ありがとうございます。反応の良い子がいまして、私の仕掛けというよりは、返した方が良い、返さない方が良いという話合いの時に理由を子どもたちに発言させましたが、その時に、その前の学習でやっている約束だから守らなければいけないということを、最初の子が言い出

しました。なので、子どもたちはそれに乗っかってやっていった。もしこれが停滞していたら、その前段の部分とかで、約束ってあったよねという形で、こちらから停滞している時に声を掛けよう思っていたのですが、子どもたちの方からそのような意見が出てきました。

また、約束は守らなければいけない、だけでも借りている方の気持ちも分かる、ということでそれぞれ意見があり、だけど持っている人はこっちだから3日間と言ってもいいのではないかという意見も出ました。その前の学習が良かったのか悪かったのか、良きも悪きもあるのですが、どうすればよかったのかな、ということをおもひ出たと思ひますが、それを基にしながら、逆に、もっと具体的に決めていけば良かったのではないかと、僕が返してって言ったときには返してねと、決めておけばよかったんじゃないの？と話し合いが出てきたので、それまでの流れをうまく強調できると討論の深まりにもなっていくのかなとは感じました。私の指導力というより、どちらかというところ、子どもたちに助けられた学習だったので、御参考になっているか分からないですが。

【参加者】

櫻井先生、ありがとうございました。法教育という言葉があつて、主権者教育とか成年年齢が下がってということで、何となく分かってくるのですが、では実際小学校で、少し硬い言葉で法教育となった時に、どういうことなのだろう、どう位置付けていくのだろうとなり、今日櫻井先生の実践の中で、基本的には学級のルールや学校のルールを自分たちで作って、自分たちで守っていこうというところが、小学校のベースなのかなと。だから、それが、先ほどの掃除のところで、刑事裁判を想定していたという話があつて、そこまで私たちは求められるのか。でも、そういう視点を持って授業すれば良いのか、とか。では、図書館では本の貸し借りのルールがあるだろうし、人のものだし。そのように考えていくと、いろいろなところで、それこそカリキュラムマネジメントではないが、いろいろなところで法教育の視点ということで全体を捉えていった方が良いのかな。そうすると、さっき申し上げたように、私の中では、学級・学校のルールをまず守ろうということをお小学校の目標に、まずベースに置いた方が良いのかなと思うのですが、櫻井先生はその辺り、どのようにお考えでしょうか。

【櫻井正義主任教諭】

今、お話を伺っていて逆に、カリキュラムマネジメントで法教育の視点を入れていくことはとても重要だと、私も思ひました。私は一応、社会の勉強もちょっとしているのですが、今後の新しい学習指導要領ですと、歴史ではなくて政治が最初に来ます。憲法のところが入ってくるのですが、いきなり6年生に憲法が入っても、4月の6年生では分からないと思うので、そのような時には、学級のルールとか、あとは4年生や3年生で学習している交通のルールとか、ゴミを出すきまりとか、そういったものがベースになっていって、その大元に憲法があるというところにとどり着いていくのかなと思うので、やはりベースは、特に下の学年の時には、学校とか学級でのきまり事とか、赤信号は渡ってはいけないよというような生活と結びついている約束事、きまり事、家のルール、このチャイムが鳴ったら帰りましょうというようなところをしっかりと意識させていくことが大事なのかなと、私なりに解釈している次第でございます。

2) 中学校分科会

お茶の水女子大学附属中学校教諭 寺本 誠

【寺本誠教諭】

改めまして皆様、本日はありがとうございます。
お茶の水女子大学附属中学校で教員をしております寺本と申します。本日の分科会の予定につきまして、スライドを御覧ください。このような形で進めて行きたいと思っております。

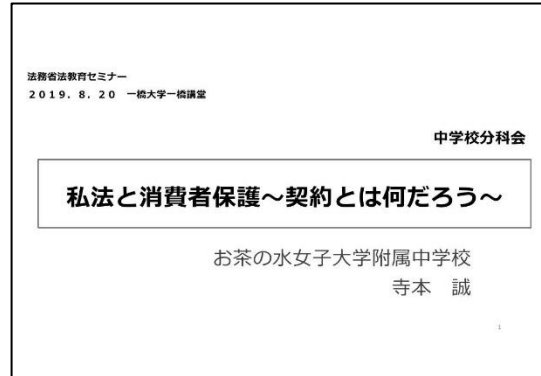
最初に、全体会で、公民的分野と法教育の関わり等については橋本先生よりお話がありました。私からは、中学校としての立場からのお話を少しさせていただいて、その後は、なるべく皆様に

実際に活動に参加していただきながら、中学校ではこのようにやっている、もしくはもっとこうしたらいいのではという御意見をいただきながら、高め合えたらと思っております。

初めて学校名を聞く方もいらっしゃると思いますので、お読みください。当校では、毎年公開研究会を開催しており、今年は10月26日に予定されておりますので、興味がある方は是非御来場ください。今年、私は、社会科の授業は行わないのですが、別の教員が行いますのでよろしくお願ひします。

なぜ私がここに来ているのかと言いますと、お声がけをいただいて来ているわけですが、法教育との関わりが深いという理由でお声がけいただいたと認識しております。もしかしたらほとんどの先生方がそうかもしれません、私自身、法学部とは全く関係がなく、というよりも自分自身が法と関わっていた中学校3年生のとき以来、全く関係がなく、教員になって教えなければという立場になりました。つまり、法に詳しい教員だからここに来ているということは全くなく、たまたま大学院時代に法教育について学び、それから社会科教育を研究する機会があったこと。それから、たまたま前任教でアメリカに仕事で行くことがあり、そのとき知り合った現地の法教育実践者との交流を通じて、少々文章を書いたりする中で、だんだん法教育に関わってきたと御理解いただければと思います。

今回御紹介する私法の学習を含む「はじめての法教育」という冊子作りに関わってきました。私法と社会科教育については、平成16年当時、現職の中学校社会科教員はほとんどよく分からないという状況の中でグループに参加して作成を進めてまいりました。私以外の中学校の教員は、都の教育研究をリードされている先生方でしたが、その先生方ですら、私法とは何ぞやというところから出発して、契約という今回の授業を作っていたという経緯があります。したがって、これも私法に詳しいからグループに参加したというよりも、中学校の子どもたちにとって分かりやすい教材とは何だろう、まず教員自身が私法について知るところから始めました。その上で、子どもたちに分かる私法の教材は何か、契約がおもしろいのではないかと、いろいろな契約の形がありますが、やはり一番分かりやすいのは売買契約ではないか、というところに落ち着いていきました。他にも契約はあるという御意見があるかと思ひますが、一番



分かりやすいのは売買ではないか、というところからスタートしていきました。

次のスライドを御覧ください。平成29年度版で、この赤く示したところが新しく変わった部分です。これを受けて指導要領に赤字で強調されている社会的な見方・考え方という部分を働かせながら、思考力、判断力、表現力を育成していく中で、今回扱う法に関する学習という部分もこの射程の先にあると御理解いただきたいと思います。次のスライドでもう少し具体的に見ていきます。

これも、橋本先生の資料を使わせていただいているものですが、今、赤で示している部分、中学校と法の関わりと言いますと、このように私たちと政治、個人の尊重と法の支配、民主主義などで“法”という言葉が出てきます。それにとどまらず、契約というふうに法の概念を広げていくと、「A 私たちと現代社会」の中でも扱われますし、「B 私たちと経済」の部分でも消費者契約、消費者保護の関係で契約に関する学習が入ってきます。このような構造の中で、この法の部分のみならず、中学校社会科全般にわたって扱われるようになっていくと理解していただければと思います。次のスライドも併せて御覧ください。

イ（ア）では、契約を通した個人と社会の関係など、売買契約に限らず様々な契約の形をとっていることが求められていることが分かります。これが一つの例で、経済分野でももちろん契約について書かれていますが、今回は省略いたします。

解説の方ではこのように示しています。細かい部分は省略しますが、社会生活で人々がきまりを作ったり取り決めを行ったりしている活動を、改めて「契約」という概念で捉え直し、つまりこれは、売買契約という一部分だけを取り上げているのではなく、社会生活全般にわたって取り上げられていると、取り上げるように捉え直すことと記述されています。

このスライドは、関東弁護士連合会から出されている書籍から引用しています。ここに書いてあることは社会科の中ではずっと前から言われていることで、新しい事でも何でもありませんが、事実と意見を区別するという部分については、例えば地理的分野でも歴史的分野でも当然扱えます。情報の信用性や争点等々についても、公民的分野や法に関する学習でなくても十分中学校社会科の中で扱える内容であり、もっと言えば、道徳や特別活動、学級や学年全体等で扱うわけですから、これは中学校3年生で初めて学ぶというよりも、中学校1年生から様々な場面で使うべきだと考えております。もしも機会があればお伝えしますが、私は地理的分野でも、もしかしたら法教育かなという内容も扱いますし、歴史的分野でも当然扱います。中学校では1・2年生で地理と歴史を行うので、公民的分野は3年生まで学びません。しかも歴史は3年生の途中まで学習することになっていますから、実は公民的分野は追いやられているのは事実として、非常に残念であり、先ほど公共とのつながり等々の話もありましたが、現実的には難しいところがあります。法教育をしっかりとやりたいという気持ちはありますが、中学校3年生になると、それは非常に難しいと思います。受験という社会的要請に応えるという面も有りつつ、しかし、指導要領上では社会的な見方・考え方というのは小学校から高校まで共通して扱われているので、それらを何とか組み込みながら四苦八苦しているというのが、中学校の現場の現状だと思われます。ということもあり、地理、歴史、道徳等々においても、このような法的な思考方法をなるべく使えるような子どもたちを育てていきたいという思いを持っております。

私法に関する部分は、私法の担当としてここに立っておりますが、教材を作っておきながら、あまり重点を置いて扱えていないのが現状です。ただ、いくつか参考になるかなという部分については、もし興味があったら御覧いただければと思います。こちらのスライドは、ネットの方でも見られるもので、授業では扱えないがちょっと見てみたいという方がいらっしゃれば、お暇な時に電車の中で御覧いただくと、このようなものでも法教育なのか、とっていただけたらと思います。

いろいろお話ししてきましたが、今日は最初に申し上げましたように、一方的に私から申し上げるものではなく、せっかくお集まりいただいたので、この中で中学校3年生を対象に授業をするに当たって、どのような点を重視すればより良い教材になっていくか、このような点は改善できるということを体験していただきながら、是非御意見をいただいてより良いものにしていきたいと思います。本日は、様々なバックグラウンドをお持ちの方にペアになって座っていただいてペアワーク、グループワークを入れていきますので御協力いただきたいと思います。模擬授業というと中学校3年生対象になってしまいますが、皆様方は分別のある方だと思いますので、私からは、模擬授業の生徒としての皆様と、御出席者としての皆様方に話す部分とを使い分けながら進めていきたいと思います。

大雑把なものですが、大まかな法教育の中での私法、それから中学校の公民的分野での私法の話はこれで切り上げて、ワークの部分に入りたいと思います。

始めに資料をお取りいただいたと思いますが、桃太郎とお猿さんの資料を御用意いただけますか。これは、高校用の教材を一部改変したものです。今、座っているお二人でペアを作って契約書を作成していただきたいと思ひます。中学校向けに少し考える観点を会話の中に入れております。こんな簡単なことをやりたくないと思わず、中学校3年生に戻ったつもりで、是非、心を開いて取り組んでいただければと思います。いくつか考えるポイントとして見ていただきたいのが、可能な限り将来もめ事が発生しないような契約書を作成することということでお願いしたいと思います。契約書はペアで1枚でもいいのですが、記録用のために一人1枚お渡ししております。私から見て右手側に座っている方が桃太郎として、左側に座っている方がお猿さんになっていただき、契約書を作ってください。では、内容を読んでいただき、自分だったら相手にこのような事を約束する、言ってみるということをシミュレーションしていただいてよろしいでしょうか。5分ほど時間をとりますので、お話を始めてください。

(グループワーク)

2019年8月29日法教育セミナー（中学校分科会）

ある村に、次の募集のお知らせが掲示されていました。これを見て、サル、キジ、イヌの3匹は相談を始めた。

村中[村] 宛先: 桃太郎

僕と一緒に、悪い鬼を退治してくれる仲間を募集します！村から鬼ヶ島までは船で移動します。船の中の仕事はありません。
報酬は、1日当たりきびだんご10個です。
行き帰りの移動期間も含め、毎日お支払いします。 桃太郎

サル：きびだんご10個ももらえるなんて、おいしい仕事だよな。僕たちが普通に一日働いてもきびだんご1個分しか稼げないもんね。
キジ：確かに…。でも、危険はないのかなあ。鬼ってどんなやつなんだろう。簡単に倒せるのかな。
イヌ：悪い鬼を退治して、さらにきびだんごももらえるなんて、なかなか条件の良い仕事かもしれないよ。いざとなったら桃太郎が戦ってくれるから危険はないんじゃないかなあ。
サル：そうだね。このまま村で地道に働いていてもこんな大金手に入れないだろうし…。僕は応募してみようかな。

こうして、サルは桃太郎のところに行き、桃太郎の仲間になって鬼退治をしたいと申し出ました。桃太郎もサルにぜひ仲間になってもらいたいと思ひました。そこで、桃太郎とサルは仕事上のことでトラブルにならないよう、次のような契約書を交わして鬼退治に行くことにしました。

契約書の課題

合意事項 1. サルは鬼ヶ島で鬼退治の仕事をする。
合意事項 2. 桃太郎はサルに対し、村を出発してから、また村に戻ってくるまでの間、報酬として、毎日10個のきびだんごを支払う。
合意事項 3. _____
合意事項 4. _____
合意事項 5. _____
合意事項 6. _____
合意事項 7. _____
サルのサイン _____ 桃太郎のサイン _____

それでは、自分たちはこのような話し合いになったと合意内容を話していただける方はいらっしゃいますか。

【参加者】

一日の労働時間は8時間です。

【寺本誠教諭】

なるほど、8時間で合意したと。他の方はどうでしょうか。

【参加者】

出発から帰宅まで、結果に関わらずきびだんご10個を渡す。

【寺本誠教諭】

10個どうでしょうか。きびだんご10個に対して何かインセンティブを付けたという方はいらっしゃいますか。労働時間、報酬について御意見がありました。違う観点で合意できた方はいらっしゃいますか。

【参加者】

死亡した場合、家族の生活を保障すると。

【寺本誠教諭】

死亡保障について話が進んだということで、何かあれば家族の面倒を見るということですね。他にはいかがでしょうか。

【参加者】

退治途中でけがをして鬼退治ができなくても、一日当たりのきびだんごの全行程の支給を保障する。

【寺本誠教諭】

なるほど。船に乗り損ねたとか、足をくじいたとか、けがをしたらそれで終わりというのは厳しいですね。もう一方いかがでしょうか。

【参加者】

成功報酬として、獲得した宝のうちそれぞれ一割ずつを得ることができる。

【寺本誠教諭】

ありがとうございます。中学生であれば、この辺りはわいわいと気軽にできる内容かなと思います。今使用した資料を用いた高校生を対象とする授業の映像も見せていただきましたが、すごく盛り上がっていました。今回皆様にお配りした冊子になっている「はじめての法教育」から更にバージョンアップしたものでは、「契約書を作る」という活動は入れておりません。それはなぜかという、一時間で契約書を作って吟味して契約内容までいくというのは、中学生では難しいかなと思うからです。大人の皆様にはちゃんと時間内にポイントも理解いただいていたので、入れさせていただきましたが、売買契約と他の契約が混ざると中学生は混乱してしまうと思います。今使用した契約書は最後まで使いたいと思いますので、一旦しまっただけですでしょうか。

契約という言葉中学生に対して使うと、なかなか出てきません。例えば、中学生でも普通にコンビニでおにぎりやジュースを買いますが、それを売買契約とは思わないし、鉄道好きの

子はたくさんいるのですが、旅客運送契約という発想はまずありません。また中学生は、アルバイトはできませんので、雇用契約という言葉自体も知りません。ただ、契約というのは身の回りにあるという例を出していくと、あれも契約これも契約だとイメージが湧いてきます。よく伝える内容として、契約と約束は何が違うのだろうか、ということで、これは堅く言うと法的な責任、義務が発生するということですが、ただ義務や権利などを難しくないように伝えなければならないので、一体どういうことかなどでいろいろ話題が広がっていく、そうなりたいと思っています。

その話をすると、じゃあ約束を破ってもいいの、と中学生は言います。しかし、約束を破って人間関係がうまくいくとは思いませんので、ここは道徳的にも中学校の教員として強調しておきたいところです。

これはおなじみのお話で、改めてみるとすごく厳しい約束で自分だったら嫌だなと思ってしまふのですが、「走れメロス」という中学校の国語で扱う教材でこんなことを言っています。「約束を守ります」と。約束を簡単に破ったらこんな話はできないでしょ、と中学生には言いたいところです。約束は簡単には破ることができると思わせないようにしないと授業として成り立たないと思います。その上で、契約と約束の違いについて進みたいと思います。

先ほど、全体会でも一部映像を見ていただいたのですが、今から、中学生向け視聴覚教材の「私法と消費者保護」を見ていただきたいと思います。

映像教材については、なるべく少なめにして、中学生だと3分くらいが限界かと私は思っています。今から御覧いただくのは、そのちょうど3分間くらいのチャプターの映像です。全部見ていると契約のことが分かってとても楽しいのですが、授業としてやると先生は要らなくなってしまいます。子どもが活動する部分と、先生が説明する部分と、それから映像を使って補助的に理解を進める部分とを、うまく使い分けると良いのではと見ていて思いました。

(視聴覚教材視聴 (0:00~3:55))

全体会の中でもありましたので、ここはクイズにせず、ちょっと展開を変えてみます。答えは分かりましたよね。「意思の合致があったとき」とありましたので、ここは①番です。代金や商品とかは子どもたちもいろいろ言いますし、売買契約書を作るといった時に、先ほど桃太郎とサル

私たちの身の周りで「契約」という言葉を聞いたことがありますか

- ・コンビニエンスストアでジュースを買う
→店との売買契約
- ・電車に乗るために切符を買う
→鉄道会社との旅客運送契約
- ・アルバイトをする
→雇用主との雇用契約

「契約」と「約束」の違いは？

契約とは法によって守られる約束
→契約を結ぶと、それを守る法的な責任（義務）が発生する

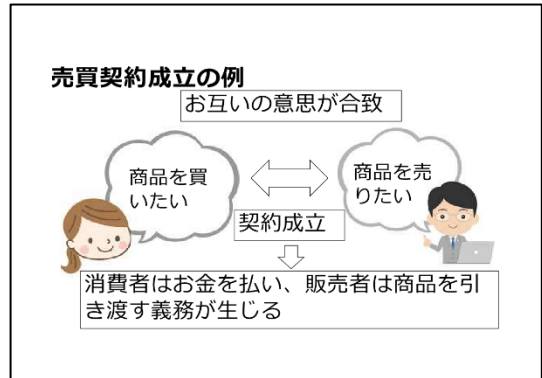
※かといって約束は簡単に破られてよいものではありません。道徳的な責任が生じるのは言うまでもありません。

佐々木さんの売買契約は、いつの時点で成立したといえるか

- ①店員さんが「1万円です。いかがですか」と言い、佐々木さんが「じゃあ、これください」と言った時。
- ②佐々木さんが店員さんに代金を支払った時。
- ③店員さんが佐々木さんに商品を手渡した時。

書作成の際に名前のところは氏名のサイン欄があったと思いますが、署名がないとダメじゃない、と言ったりしますが、では店でそういうことをやっているかい？と言いたいところです。口約束でできる、お互いの合意、意思が合致しているというところが押さえられていれば、いちいちお店のレジで契約しますと言わなくともできるわけで、では、それならということ子どもたちに考えさせていく。では、契約書をつくる場合とそうでない場合があるのはなぜ、というお話を補足してあげれば良いと思います。

これも簡単に見ていただきたいと思います。先ほどの例ですが、商品を買いたい人と買いたい人の意思が合致する時点で契約が成り立つということで、そこには契約書も印鑑もサインも必要ありません。これも先ほどの説明どおりで、それぞれ法的な責任が生じてくるということです。



このような事例があったので御紹介します。ちょっとかわいそうな例ですけど、飲食店でドタキャンをして被害が起きた。某大学のサークルがそれをやってしまって、大学名や人名がネット上にさらされたというものが、ちょっと前に話題になりました。このような事をされたらお店側はたまったものではない。契約というと、子どもたちにはちょっとハードルが高いものではありますが、このような身近な例で示してあげると、「あ、やっぱり契約って一回結んだら守らないといけない」という気持ちになれるかなと思います。

社会科的な視点をもう少し示すと、こういうことになると思います。簡単に契約違反、約束が破られる社会があったら、一体社会はどうなってしまうのかと考えさせていくと分かってくれます。かといって契約書を乱発するような社会であれば、それはまた自由な経済活動に支障が出てしまう。ある程度、個人が対等な関係で結んでいくということは、契約書をいちいち必要とせず、口約束、お互いの意思の合致という部分が押さえられていることで回っていくのだと認識させていく部分かと思います。次の映像を御覧ください。

生徒に示す視点

- ・契約は当事者間の自由な意思が合致して成り立っており、一度結ばれた以上、法律上の権利と義務が発生し、それを守るべき責任がある。市民社会における経済活動は契約が守られることで成り立っていることを理解させ、契約違反が常態化した社会が一体どのような想像させる。
- ・無責任な契約が横行してしまうと、自由な経済活動を妨げ、市民社会のルールと信頼を壊すこと、したがって契約は必ず守られるべきものであることを理解させる。

(視聴覚教材視聴 (8 : 49 ~ 11 : 57))

契約を守らなければならないけど、そうは言っても、という場合もあるわけで、ではどのような場合にそれができるのかということを考えさせる展開なのです。では、これから4人に分かれていただき、こんなの分かっていると思わずに、話し合っただけならばと思います。

一度結んだ契約は解消できないのだろうか。

【事例1】同じ物がもつと安く売っていたので契約を解消したい。

【事例2】家に同じ物があったので契約を解消したい。

【事例3】佐々木さんが「ホンモノ」だと思って買ったのは「ニセモノ」のバッグだったので契約を解消したい。

【寺本誠教諭】

それでは事例1, 事例2, 事例3それぞれ解消できるか, できないか。できるのだったらなぜ, できないのだったらなぜ, ということをお話しいただければと思います。5分程度, よろしくをお願いします。

(4人でのグループワーク)

では, 事例1のグループでの検討結果をお願いします。

【参加者】

解消できないと思います。なぜなら, 買った時点でお互い納得しているのです, 後からは解消できないと考えます。

【寺本誠教諭】

お互い納得している, もちろんこれは解消できません。お互いのこれを買いたい, 売りたいという意思が合致しており, その時点で他の店では安く売っていたからと言って解消したいというのは, あまりにも社会生活のルールに違反していると思います。

それでは事例2についてはいかがでしょうか。

【参加者】

解消できません。同じものがあつたのは店の都合ではなく自分の都合なので, それを解消するのは自己中心というか, 社会性が無いなと思います。

【寺本誠教諭】

そうですね。これは皆さん同じ意見かと思いますが, このような事をしてはいけません。ただ, これを話していると, 「うちのお母さんこれやったよ」と子どもたちは言います。事例1, 事例2に関しては, 解消できないという原則を押さえながら, なぜその店はやってくれたのかという考えさせたいところです。教材にはありますが, 店としてはサービスでお客を引き付けているので, これは契約違反だからダメとなれば, 普通に考えて正直そのような店には行きません。これは飽くまでも店のサービスだという点を強調しないと子たちたちが納得しない, 変な風に規約を考えてしまう可能性もあります。自分たちが言えば何でもとおる, と思っはいけないというところです。では, 事例3はいかがでしょうか。

【参加者】

解消できます。本物だと買い手は思っていて, それは違うと店員は言っていないので, 詐欺に当たる可能性もあります。

【寺本誠教諭】

先ほどの映像でも, 店員の顔に影が入っているなど, 余りにも明らかですが, 言葉で書くところという感じです。事例1, 事例2は解消できませんが, 事例3は解消できます。普通に考えて外すこ

一度結んだ契約は解消できないのだろうか。

【事例1, 2】→解消できない

自分の一方的な都合だけで契約は解消できない。自分が自由な選択の中でその商品を選んだのだから十分考えて約束したものは守らなくてはならない。

【事例3】→解消できる

十分に考えて約束したのに, 考える基本条件が違っている場合には, その約束に拘束されるべきではない。

とはないと思いますが、理由を考える中で、そんなの当たり前じゃないかというところに止まらず、理由としてこうなので解消できない、という意見をなるべく拾ってあげながら、事例3ではお互いの意思が合致しているとは言えない状況であるということになります。自分はこう思っていた、相手がこう思っていたという時点で違いがあるので、それにも関わらず約束だから守ってと言っていたら、社会生活は回っていかないということです。

では、こういう場合はどうでしょうか。最後の映像を見てみましょう。

(視聴覚教材視聴 (14:32~18:08))

では、この場合はどうでしょう。解消できるかできないか、その理由とともに皆さん3分程度で話し合ってください。

(グループワーク)

それでは、いかがでしょうか。教員としては、いかに理由を説明するかということがポイントだと思います。

【参加者】

意見が分かれているのですが、できないのではないかと思います。やはりその場でお金を支払った以上、そこで契約は成立していると思うので、意思は合致してしまっている。

【参加者】

言いくるめられて反論の余地がなかったようなので、その辺りで正常な判断ができていないと思います。

【寺本誠教諭】

他のグループも聞いてみましょう。意見が一致したグループはありますか。難しそうなので個人で聞いてみましょう。解消できると思われた方は挙手をお願いします。はい、逆に出来ないと思われた方は。半々くらいですね。

最初の事例1・2・3については、子どもたちもそれほど迷わないところですが、この事例4については、ちょっと中学生は考えるところかなと思います。その前に、中学生であれば「付いていく方が悪い」となってしまうのですが、私の大学時代には結構自分の周りにもこういう人がいました。付いていって散々な目に合う人もいましたが、子どもたちに示す視点として、この場合はどうでしょうか。

この事例に関しては、子どもたちはすぐクーリング・オフではないか、と言います。なぜかというと、社会科では中3で学習しますが、中学校2年生の段階で家庭科の授業でクーリング・オフは出てきます。したがって、子どもたちは、瞬間に

契約はどのような時でも必ず守られなければならないのだろうか。

【事例4】

佐々木さんは財布の購入を勧められるとは知らされないまま、景品が当たったと電話で呼び出されて事務所まで来た。そこで、店員さんに熱心に財布の購入を勧められて、断り切れずに財布を買った。

生徒に示す視点—なぜ契約自由の原則に例外があるのか—

・事例4のようなしつこい訪問販売や悪質商法の事例を提示し、意思決定が妥当になされているかどうか考えさせる。

・十分考える時間やチャンスが無かった場合、一方的に契約を解消する手段として、クーリング・オフ制度があることを説明する。

・契約は自分の意思で自由に行われるべきものであるが、現実には商品の情報を十分知りえない消費者が自分の意思で判断することは難しい。消費者不利の事例を挙げながら、消費者と事業者を実質的に対等な立場に置くための契約ルールである消費者契約法や、国や地方公共団体が消費者を守る施策として消費者基本法があることを説明する。

「クーリング・オフ、以上」で終わります。では、ここで考えていただきたいのは、家庭科と違い社会科で何を教えるか、何を授業に入れ込むかということで、クーリング・オフできるのではと示されてしまうと、子どもたちは変な契約を結んだとしても何とかなるのではないかと、思いがちなのです。しかし、これは契約の原則からすると例外中の例外で、これがまかりとおると社会が回っていかないと云わなければなりません。平たく言うと、鈴木さんは呼び出された時に、お財布を購入する気持ちでは行っていない。呼び出されてよく分からないがいろいろ言われて買う気になった、その時の鈴木さんの気持ちは、本当の気持ち、意思が合致できるくらいの交渉力があつたのか、嫌と言いつつ切れたのか。よし買ってやるぞと思って行った人と、たまたま呼び出されてついでに買わされた人では全然違います。

確かに10万円くらいの財布は良いなあと思われたかもしれませんが、意思が合致する前段階で呼び出されたというのは、訪問販売と同じケースと思われまふ。クーリング・オフというのは、その字のとおり、一旦頭をクールにするんですね。訪問販売が突然やってきて、こちらが応対したら、すごい勢いで商品を勧められて、つい契約しちゃいました、という時は正常な判断だったのでしょうか。料理、昼寝、勉強などをしていた時にいきなり呼び出されて、これ買ってくれと言われ、とりあえずはんこを押しておく、それは正常な判断で意思が合致したとは言えず、クーリング・オフが可能となります。訪問販売ではなくとも呼び出されたという時点、しかも店員さんが自分よりもはるかに交渉力のある、知識のある人に6万円ですと言われ、正常な判断で自分の意思で買ってやると思ったのかに関して非常に疑問があるという点で、解消できる対象かと思ひます。

子どもたちに示す時は注意しなければなりません、もっと怖いケースもあります。行ったら囲まれて事務所から出してもらえまふ。クーリング・オフしたいと思つても怖い、書面とは言つても何をされるか分からない、相手は住所も電話番号も持っている。その時に怖いからといって泣き寝入りしないように、悪質なケースは消費者契約法で解消できるケースもあります。大丈夫ですよ。

【法務省】

はい。解消できるケースもあると考えられます。

【寺本誠教諭】

解消できるということを書いてあげないと、変に契約を解釈してしまひ、一回結んでしまつたらダメだと思つて諦めたとか、怖いから諦めるとかそういうのではなく、自立した市民として、相手と対等な関係で契約していない以上、契約解消できると教えていかないと社会科としては成り立たないと思ひます。

こちらの参考資料ですが、ここまで中学生に示すことは必要なく、教材作りの際には、この無効・取消等についての区別はつけまふでした。中学生には分からないので全て解消という言葉でやっており、現実には違ふとは思ひますが、その辺りは勘弁していただき、解消できるということを紹介してあげるといふことです。また、2022年

<参考> 契約を結んだとしても効力が認められない場合

- ①契約した内容の実現が不可能である場合
- ②契約に対して真意を欠いている場合
→虚偽表示、錯誤、詐欺、強迫など
- ③契約をした者に判断する能力がない場合
→未成年者など

ただし、2022年4月1日以降は、18歳以上の人は、未成年者であることを理由として、契約を取り消すことができなくなる。

の18歳成人も頭に入れておかないといけないと思います。

実際には、わいわいと話し合っていく中で、子どもたちにいろいろ発表をさせたり、意見を言わせたりしていく中で、ああじゃないかこうじゃないかという意見が出てきます。教員がこうなっていますと前後を仕切ってしまうと思考停止してしまうので、今日は省略しましたが、子どもの発言に突っ込んであげたり、それは何、そういうふうに使ってたの、じゃあこういう場合、ああいう場合はどうすると揺さぶってあげると、一時間の授業の中で契約の原則や例外を理解してもらえenと思います。クーリング・オフはもちろん大事ですが、インターネットで注文する場合と訪問販売では違うというようなことも教えてあげることが必要となってきます。

【参加者】

一つ質問ですが、店頭で買った場合にはクーリング・オフの対象にはならないという理解です。店先であってもこういう場合には対象となるのでしょうか。

【寺本誠教諭】

この状況ではと、自分では解釈しているのですが。

【法務省】

クーリング・オフの対象は訪問販売に限られるものではなく、今御覧いただいた事例においても、クーリング・オフの対象とされております。店頭販売一般に対して全てクーリング・オフの適用があるという意味ではありません。

【参加者】

買うつもりで店頭に来て困まれてしまった場合は対象となりますか。

買うつもりで店頭に来たけれども、そのまま小部屋に連れて行かれて監禁されてしまった場合とか。

【法務省】

個別の事案によりますので一概には申し上げられませんが、例えば、事案によっては脅迫に該当するとして、契約を取り消すことができるのではないかと考えられます。この場に弁護士の先生がいらっしゃればより詳しいかと思いますが、いかがでしょうか。

【参加者】

弁護士の立場からだと、脅迫となると思います。

【寺本誠教諭】

ありがとうございます。説明していただいて、よく分かりました。ここの部分は示さないと言っても、教員としては質問が出てきた場合に答えなければならず、言葉は難しくても、錯誤との違いなど、子供たちに示せればと思います。①のケースはかなり特殊なケースなので、中学生に対しては言いづらい部分があり、実現不可能、いわゆる公序良俗のケースです。殺人や強盗をすることを依頼する契約など、約束したからといって契約として成り立つかと、①は難しい。③も説明が難しい部分はありますが、何をしてもいいかという、契約とは違う民法全般として示さなければいけないのかなと思います。

ということで、1時間の授業の中でそこまで押えていくというところがこの教材を作った趣旨であります。今日は大人対象ですので、最後に高校生教材に戻っていただき、この場合はどうなのかということを考えていただいおしまいとしたいと思います。

プリントを配布しますので、先ほどの桃太郎とお猿さんのケースを思い出していただきたいと思います。売買契約に限らず、契約しているいろいろあるんだということを御理解いただいた上で、事例1・2・3は解消できるか。今日は1・2を飛ばして、一番下の3についてのみお話をさせていただければと思います。中学生ではここまで行いませんが、売買契約に限らずもっと広い意味で契約を授業で扱いたいという学校の先生方におかれましては、このようなワークもできるといいのではないかと思います。それでは、お隣さんと3分程度でお話しいただければと思います。

(グループワーク)

これも個人で挙手をお願いしたいと思います。桃太郎さんとお猿さんは一回契約してはいるのですが、こういう場合に契約の解消はできると思う方いらっしゃいますか。発言していない方に理由をお聞きしたいと思います。

【参加者】

まずは、公序良俗に反する強盗を働いているということ。第二に、桃太郎が言ったのは「悪い鬼を退治してくる」と、「悪い」鬼と言ってサルが契約を交わしたので、解消はできるかと思っています。

【寺本誠教諭】

先ほど、公序良俗の話も出てきましたね。

【法務省】

一般論になりますが、その契約が強盗を依頼するものであったというのであれば、公序良俗に反し、無効ということになると考えられます。また、場合によっては、「悪い」鬼ではないのに「悪い」鬼だというそをついた点を捉えて、詐欺に当たるとして契約を取り消すということも考えられます。

【寺本誠教諭】

割と分けられるところで、契約という頭があると逆にいろいろ考えて、ああでもないこうでもないということになります。事例1・2も含め高校生用の教材ではありますが、十分中学3年生でも考える題材で、少し工夫をすることで売買契約の学習と結び付けてできるのかと思います。残り時間については、せっかくお集まりですので、この教材に関してでも、それ以外でも構いませんので、意見交換とさせていいただきたいと思います。

<質疑応答>

【法務省】

司会という立場で恐縮ですが、私から質問させていただければと思います。今日の講義の中で、中学生だとこういう誤解をする、こういう点に気を付けた方が良い点などについて指摘していただきましたが、それ以外の点で、中学生に対して本テーマで授業を行うに当たり、このような点に注意して授業を行った方が良いという点はございますか。もしくは、教材を作成さ

れた上で、中学生に教えるに当たっての工夫ですとか、御苦勞もあつたかと思いますが、それも含めて何かあれば御教示いただきたいと思ひます。

【寺本誠教諭】

契約を授業で扱うことはすごく難しいと感じています。以前は教科書等で「私法」を扱っておらず、私法がそもそもよく分からないという点がありました。今は、どの中学校の教科書にも載っているようになりましたので、教える部分についてはそれほど難しくないのではないかと思ひます。ただ、家庭科でこのような事を行ったとか、悪質商法についていろいろな種類を勉強しており、自分が教えた時ももう習っているからというところからスタートしており、生徒は一定の知識を持っているので、売買契約ということで授業を進めていくのはちょっと難しくなっているかと思ひます。

それぞれの学校で違ふかと思ひますが、本校では中2でかなり詳しく勉強していました。中3の公民的分野ですと、授業数等の問題があり、本テーマを取り上げるのは厳しい状況にあります。家庭科の授業で学んだことを前提に、何でもかんでもクーリング・オフできるわけではないと、中学校の社会科で教える部分について、もしギャップがあれば教えていくべきだし、もう家庭科で教わったよということであれば、契約というところについては違ふ教材、高校生教材などを使ってやっていくべきかと思ひます。

【法務省】

本日は、当省が作成した中学生向け教材というものも紹介させていただきまして、こちらの作成に当たって先生にも御協力いただいたところですが、今日取り上げていただいた項目は「私法と消費者保護」という項目です。皆様のお手元に中学生教材があれば御覧いただければと思ひますが、単元が4つに分かれておりますので、御確認いただければと思ひます。その他に単元として、「ルールづくり」、「憲法の意義」、「司法」という3つの単元がございます。今、先生から、契約を教えるのは非常に難しいと教えていただきましたが、他の3単元の中で、もし御利用になられたことがあつたとしたら、中学生にとってこれは非常に分かりやすい、勉強になるというものがあれば教えていただきたいと思ひます。

【寺本誠教諭】

中学校の1年生の時に、皆で決めるべきことと決めてはいけないことについてやっておくと個人的には良いのかなと思ひます。つまり、社会科ではなく学級活動とか道徳とかになると思ひます。中学生に決めさせたりする時に、簡単に多数決と言ったりしませんか。少数意見の尊重など言葉では言いますが、大体多数決です。多数決にも良いところはありますが、何でもかんでも多数決で決めてもいいのかという事柄について、中3でやる意義もありますが、むしろ中1の最初のクラス開きの係決めのところから考えていくと良いかなと思ひ、自分としては意識してやってきました。

“法教育っぽい”という言い方は好きではありませんが、裁判の学習については、割と子どもたちは好きだなあという気持ちがあります。これは、中3でも学習しますが、中1などの歴史的な分野で裁判とかをやらせるケースもあります。手続等については正確性を犠牲にしても、自分たちで選択し判断して意思決定するという機会を与えていく過程の中での話ということで、

法律専門家の方から見ると何じゃこれかと思うところもあるかと思いますが、模擬的に裁判を使うということを割と試しているところはあります。中3になって本当はこういう手続なんだよということで、後からいくらでも理由は述べられていくと思いますので、歴史的な認識を深めるという大前提が崩れなければ、裁判の学習は中1でもありなのかな、と感じています。

【参加者】

本日は、貴重な御講義ありがとうございました。先ほど生徒に選択をさせて最終的に意思決定させるというのが大切というお話もありました。法教育を学校教育の中に盛り込むということで、最終的に生徒に対して何を身に付けさせ、おそらく最終的には社会に出た時に役立つものを身に付けさせたいことから、法教育を学校教育に盛り込むということになったと思うのですが、どういう視点を持って生徒に教えて、何を最終的に身に付けさせるという視点を持ちながら教えたらいかがかという点で、もしお考えのことがあったら教えていただきたいと思います。

【寺本誠教諭】

今、「真正の学び」という概念が社会科教育の中でよく取り上げられています。真正の学びと考えた時に、学校の中で学べることと、学校の外に子どもたちが価値を見出すこと、その二つをつなげることと考えています。学校の外に価値を見出すという点で法教育は非常に良い題材がそろっていると思います。私法は、正直価値を見出すということとはかけ離れており、高校生だったら違ってくると思いますが、中3であれば簡単に契約を結べるわけではないので難しいと思います。ただ、かけ離れていると言いつつも、裁判の学習などでは社会的な価値を外に見出しやすいと思いますし、先ほど申し上げた多数決の在り方等、簡単な例で示すとしても、もしかしたら少数意見の尊重はこういうことかと考えてくれる、主権者になった時、大学生や社会人になった時に使えるのではないかと、あのときにこのような授業をして、多数決で誰かに対してこんな風にさせたらまずいと思ってくれれば、中学生の段階として良いと思いますし、選挙行動に至る時に自分の意思を表していくというところにつながればベストかなと思っています。

ただ、中学校の中では、裁判も選挙の学習も昔からやっており、法教育だからやっているというわけではないので、自分の中の法教育の捉え方では、法教育といわれているから今始めていますというスタンスは、中学校の社会科としては受け入れ難い部分もあります。

ただ、最初の方に申し上げたように、法的な思考を身に付けるという点は、社会科でも当然身に付けていくものとして昔からずっと言われており、社会とのつながりという点では、それこそ昔々のデューイの時代から言われているわけで、それが整理し直されて法教育としてクローズアップされることで、昔からあった価値に光が当てられ、いろいろなタイプの教材が作られていくという点では良かったなと思っています。

私法も教科書に入っているから良いのですが、昔は教えられていませんでした。今はこのような知識があることで違いがあり、裁判の学習も模擬裁判云々ではなく、社会的な法曹専門家の方々と連携していくという素養がだんだん培われていくように思いますので、そういう面では、広くいうと法教育の目的としてはこの方向性で、外の部分の価値をいかに見出させるかを考えていきたいと思っています。

3) 高等学校分科会

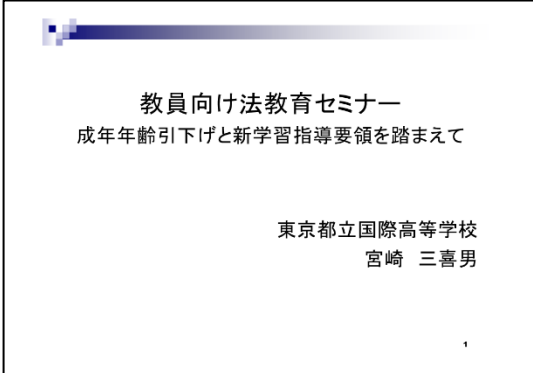
東京都立国際高等学校主任教諭 宮崎 三喜男

【宮崎三喜男主任教諭】

皆さん、こんにちは。御紹介にあずかりました、都立国際高校の宮崎と申します。よろしくお願ひします。実は今年の夏に、18歳成人に関わる話をさせてもらうのは、今回で4回目になります。そこで多くの先生方と話をしているのですが、成人年齢引き下げの問題に関して関心はあるけれど、まだ先の話かなという方が多いように感じます。と言うのも、来年にオリンピック・パラリンピックがありますし、また新学習指導要領が改定されるので、そちらの方が優先と言う雰囲気があるように感じます。それでも今の中学校3年生が18歳になった時には、全員が4月に成人になることになりすし、地歴・公民科もしくは家庭科の先生たちに関しては、喫緊の話なのではないかと思ひます。今日の私の話が、皆さんの授業の一助になれば幸いだなと思ひまして、お付き合いしていただければと思ひます。

自己紹介はこちらに書かせていただきました。さて2022年に公民科に「公共」という新科目が新設されます。そして同じ年に、18歳に成人年齢が引き下げられる。そのような中、私たちはどのような授業をしていけばよいのでしょうか。18歳成人に関しては、家庭科との親和性がとても近い内容でありますので、教科の枠を越えて、家庭科と公民科で協働したり、特別活動で扱ったりと、いろいろな方策があることでしょう。しかしながら、一番の悩みは「時間が足りない」ということではないでしょうか。2単位の授業の中で、どれだけ時間が確保できるのか。もしくは、現在、実施している分野を、どのように整理していくかなど、私自身も悩んでいるところでございます。

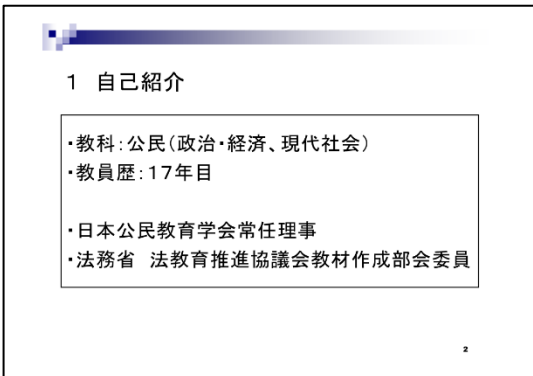
そんな中、今日は最初に法教育について簡単に話をさせていただければと思ひます。法教育が想定する社会というのは、自由で公平な社会の形成、価値多元社会だと習ってきました。価値観、幸福感の対立は、法で解決するという事です。生徒に話す言葉であれば、国民が自由だからこそ、いろいろなベクトルに進むことができ、それは当然他の人の価値観とぶつかる。ぶつかるから争い事が起きる。争い事が起きた場合、それを判断する



教員向け法教育セミナー
成年年齢引下げと新学習指導要領を踏まえて

東京都立国際高等学校
宮崎 三喜男

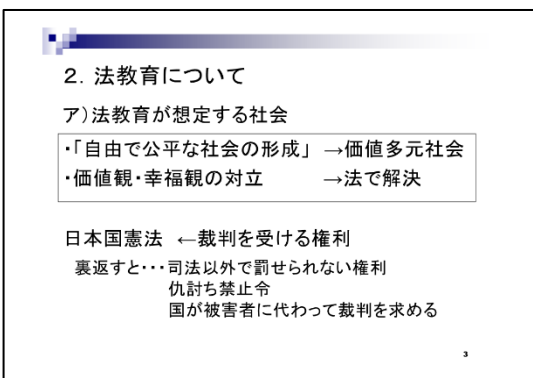
1



1 自己紹介

- ・教科: 公民(政治・経済・現代社会)
- ・教員歴: 17年目
- ・日本公民教育学会常任理事
- ・法務省 法教育推進協議会教材作成部会委員

2



2. 法教育について

ア) 法教育が想定する社会

- ・「自由で公平な社会の形成」 → 価値多元社会
- ・価値観・幸福感の対立 → 法で解決

日本国憲法 ← 裁判を受ける権利
裏返すと... 司法以外で罰せられない権利
仇討ち禁止令
国が被害者に代わって裁判を求める

3

のが法であると。つまり裁判があるというのは自由が保障されている良い社会のことだと私は話すようにしています。そして日本国憲法で説明するのであれば、裁判を受ける権利であり、言葉を変えると、司法以外で罰せられない権利、つまり仇討ちの禁止、国家が被害者に代わって裁判を求めるといことになるのでしょうか。

次に、今日は新学習指導要領における法教育の話ということですが、その前に現行の学習指導要領にも書かれている法教育の話をしりたいと思います。現行の学習指導要領でも、裁判員制度についても触れることとなっており、多くの先生方も授業で取り扱っていることと思います。若い頃の私は、中学校で裁判員制度のことをここまで教えているので、高校ではもう少し詳しく教えなければいけないなと思っていました。例えば、「裁判官は3人で裁判員6人、そのうち、裁判官が一人でも入っていないと過半数以上になっても採用されない」とか、もしくは「辞退するにはこのような条件が必要である」といった具合に、裁判員制度の細かい知識を話していたのですが、勉強していくうえで、裁判員制度を高校で教えるのは、細かい知識を教えるのではなく、例えば、「国民が司法に参加することは、参政権のような国民の権利なのか、もしくは納税のような義務なのか」といったようなことを考えさせることが必要なんだと再認識しました。

次のスライドは、法教育の4つの視点であります。一番がルールづくり、二つ目が私法、消費者保護の話、三つ目が、憲法の話、立憲主義、四つ目が司法、紛争解決です。法教育は、この4つの視点にわけられるのだろうと、理解しています。

今日この後、ワークショップを行っていただくのですが、18歳成人に関連するところでは、私法の基本的な考え方を学ぶことが中心になってくるかと思えます。そこで新学習指導要領ではどうなっているのかですが、次のスライドを御覧ください。これは学習指導要領解説の文章であります。「ア 次のような知識及び技能を身に付けること」と「多様な契約及び消費者の権利と責任」と明記されました。法務省の方で作成した教材にも、契約についての授業案が書かれていますので、ぜひ活用してみてください。

なお、御承知のとおり、現行の学習指導要領では、消費者教育の分野は経済分野に位置付けられていましたけれども、今度の「公共」では、法の分野に移動しています。つまり、契約を法のところでしっかりと押さえていく必要がある

イ)裁判員制度について

国民が司法に参加することは、参政権のような国民の権利ととらえるべきか、納税のような義務ととらえるべきか

裁判は・・・
素人(国民)が行うべきか？
プロ(裁判官)が担うべきか？

4

「法」に関する教育カリキュラム

- 1 法や決まり、ルールの基本となる考えを学ぶ
- 2 私法の基本的な考え方を学ぶ
- 3 憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶ
- 4 司法が果たす役割と司法参加の意義を学ぶ

5

3. 新学習指導要領上の明記

新科目「公共」では、どう明記されているのか

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
(ア)法や規範の意義及び役割、**多様な契約及び消費者の権利と責任**、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

高等学校学習指導要領解説公民編

かと思います。

それでは、これからワークをしてもらおうと思います。これから体験してもらおうミニワークでございますが、これは家庭科の授業でも、中学校でも使える内容でございます。短時間で終わるものですので、皆様も是非御協力ください。

では、スライドを御覧ください。「インターネットで、健康食品を購入した。1回だけのつもりだったが、2回目が届き、慌てて事業者に連絡した。「電話、郵便、メールなどにより、次回発送日の10日前までに定期購入しないという意思表示がなければ、継続の申込みとなる」と言われた。インターネットで再度確認したところ、定期購入という表示を見落としていたようだ」。どうでしょうか。最近、スマートフォンでいろいろモノを買えますよね。同意を求めるチェック画面があるのは御存知だと思いますが、同意するというチェック画面を押さないと先に進めないのが実際のところですよ。その際、皆さんは、利用規約を一字一句読んでいますでしょうか？読まない人が多いのが実際ではないですかね。

今回の事例は書いてあるとおりですけれども、1回だけのつもりで申し込んだら2回目が来て、2回目の代金を払ってくださいと言われた。自分としては1回だけのつもりだったが、よくよく読んでみると継続を取り消すためには10日前には言わなければいけなかった。さあ、この2回目を解除、つまり、取り消せるかどうかということを考えるワークです。

それでは、皆さんに考えてもらいたいと思います。この契約は有効、取り消せないと思いますか？つまり、2回目はお金を払わなければならないのか、それとも、そのようなつもりはなかったからと言って、無効、取り消せることができると思いますか。

(ミニワーク)

3. 学習指導要領上の明記

新科目「公共」では、どう明記されているのか

(3)内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

力 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。

…「多様な契約及び消費者の権利と責任」については、**私法に関する基本的な考え方についても扱うこと。**
…

高等学校学習指導要領解説公民編

4. 契約に関する授業の事例発表1

事例発表

契約を考えてみよう 1

インターネットで、健康食品を購入した。1回だけのつもりだったが、2回目が届き、慌てて事業者に連絡した。「電話、郵便、メールなどにより、次回発送日の10日前までに定期購入しないという意思表示がなければ、継続の申込みとなる」と言われた。インターネットで再度確認したところ、定期購入という表示を見落としていたようだ。

また、申込み画面上に利用規約のリンクが張られていて、すぐに確認できるようになっており、画面には「利用規約に同意する」とのチェックボックスもついていて、同意する場合にはチェックを入れる形式になっていた。利用規約をよく見直すと、確かにそのようには書いてあったが、定期購入という表示がわかりにくかったように思う。当然1回だけの申込みと思ったので、解約したい。

課題

この契約は

- ・有効(取り消せない)と思いますか？
- ・それとも無効(取り消せる)と思いますか？

■信義則(民法1条2項)

「権利の行使および義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」

ありがとうございます。皆さん、どのような結論になったのでしょうか。いろいろな見解はあるかとは思いますが、弁護士さんなどいろいろな方の話を聞くと、「取り消せない」ということが基本的な回答だろうと思います。これは、民法第1条の信義則、要は約束を守るということを教えることを授業のねらいとした教材です。授業として教えたいのは、信義則という言葉でもなく、アクティブ・ラーニングをしたいというわけでもなく、一番大事なことは、「契約は守らなければいけない」ということです。契約を守らない社会は成り立たないし、契約をしたということはそれだけの拘束力があるということを最初に押さえたいと思い、実践しております。

それでは、これを踏まえて次の課題にうつりたいと思います。スライドを御覧ください。これはアメリカで本当にあった話でございます。「コーラに付いている点数を集めて、戦闘機をもらおう」。1996年、8,000万円で戦闘機がもらえるというCMを見て、実際に700万ポイントをペプシ社に送ったジョン。日本円で8,000万円分を集めれば26億円相当の戦闘機をあげますというCMだったんですね。これを聞いたジョンは、本当に全部買ったのか集めたのか、その経緯は知りませんが、結果的にはちゃんと700万ポイントを集めて、ペプシ社に戦闘機を要求します。そしたらペプシ社は、「あのCMは冗談で、8,000万円で26億もする戦闘機をプレゼントするわけじゃないでしょう」と門前払いしたわけです。そこでジョンはペプシ社に対して、戦闘機の引き渡し、ないし契約違反を理由に損害賠償をとの裁判を起

こしたという事例なのですが、皆さんはどうお考えでしょうか。では、皆様にこの課題に取り組んでもらおうと思います。この契約は有効だと思いますか、無効だと思いますか。つまりペプシ社は、戦闘機を払わなければいけない、それ相応の代金をジョンに払わなければいけないのか、いやいや冗談でしょというペプシ社が勝ったのか。これをワークしたいと思います。それでは、有効か無効か議論をしていただきたいと思います。

(グループワーク)

では、一度ここで切りたいと思います。皆さん、協力していただいてよろしいでしょうか。手を挙げていただけたら幸いです。この契約は有効だと思った方、やはりジョンに返さなければいけないと思った方、挙手をお願いします。ありがとうございます。いやいや、それは無効ではないかと思った方、お願いします。ありがとうございます。だいたい半分半分に分かれたという感じでしょうか。

この裁判の結果ですが、アメリカの裁判所は「無効」という判決を出しております。ポイン

契約を考えてみよう 2

「コーラについている点数を集めて、戦闘機をもらおう」。1996年、700万ポイント(約8000万)で戦闘機がもらえるというペプシ社のCMを見て、実際に700万ポイントをペプシ社に送ったジョン(24)。

しかしペプシ社は「あのCMは冗談で、8000万円の当社の製品の代金と引き換えに26億円もする実物の戦闘機がもらえるというのはおかしい」といつ取り合わなかった。

ジョンはペプシ社に対して、戦闘機の引き渡し、ないし契約違反を理由に損害賠償を請求できるか？

課題

この契約は

- ・有効と思いますか？
- ・それとも無効と思いますか？

トは、“社会常識に照らし合わせて”というところ。つまり社会常識的に有り得ないだろうというところが、この判決の理由の主なところ。

最初のインターネットの事例で、信義則について教えていますので、生徒はそれに引っ張られて、約束は守らなければいけないという観点から、今回の事例も約束も守らなければいけないという判断を下した生徒も多くいました。そこで、授業では次のような説明を行っています。①そもそもその契約は存在しているのか、存在していないのか。②成立しているのか、成立していないのか。③有効か、無効か。④取り消せるか、取り消せないか。⑤解除できないか、解除できるか。このように契約を整理したフローチャートを提示します。最初のインターネットの事例は、④の取り消せるか、取り消せないか、という点を議論した教材です。それに対して、今回の事例は③の有効なのか、無効なのか、というところの話ということです。なお、現在話題になっている18歳成人問題に関連した、未成年取消権については、④のところに関係することでしょう。

消費者教育の世界では、この未成年取消権が18歳に引き下げられると消費者被害が増大するとのことで非常に重要だと言われておりますが、公民科の教員として法教育を教える目的はあくまで契約の概念であって、未成年者取消権を教えることが授業のねらいではないだろうと私は考えています。もちろん契約を教える中の一つとして、未成年者取消権がなくなるとか、クーリング・オフの制度という点に触れることは重要ですが、大切なことは「契約の概念である」という点をしっかりと押さえておかないと、公民の授業にはならないのではなかと思っています。

ちなみに①の、存在するか、存在しないか、という点は、架空請求がいい例だと思います。架空請求に関しては無視すれば良い、というだけの話です。③の無効のところでは、意思能力がない人が注文をしたり、もしくは公序良俗違反などが該当します。④の取り消せるか、取り消せないかというところで言うと、先ほどお話しした未成年者の取消権であって、また、脅迫とか詐欺というのもここに該当します。最後、⑤の解除できるか、できないかという、クーリング・オフの話になるのだと思います。

なお、文部科学省のデータによると、中学校3年生でクーリング・オフを知っているか、知らないかというアンケートに関しては、相当高い数値で知っているという結果が出ています。これは中学校の家庭科の先生や社会科の先生が一生懸命教えてくれた良い結果だと思いますし、その結果、高校生もクーリング・オフについての理解度は非常に高いです。しかし、その前提となる「契約を守る」ということは、実は理解できていない。極端な言い方をすれば、「約束は

① **不存在**

契約の外形自体存在しない(架空請求など)

② **不成立**

意思表示が合致しない。(例:10万円でバイオリンを売ってくれ、と言ったのに10万円でギターを売ってやると答えた場合)

③ **無効**

意思能力なし、不当条項、公序良俗違反
(例:100万円で人を殺してくれ)

④ **取り消せる**

未成年者の法律行為、詐欺・脅迫

⑤ **解除できない**

約定解除、合意解除
(例:クーリング・オフ)

守らない」、「約束をしても、取消できるでしょ」という誤った感覚をもった生徒が増えてきているとも言えます。つまり「契約は守るという原則」をまずはしっかりとおさえて、その例外としてクーリング・オフのような事例を取り上げていくのが大事かなと思います。

なお、この中に家庭科の先生もいらっしゃると思いますが、本校で行った家庭科との連携授業をお話ししたいと思います。2時間連続の家庭科の授業の最初の15分間、私が家庭科の授業に出向き、先ほどの話をしました。前半部分で私が契約全体の話をし、後半の時間で家庭科の先生が消費者保護の話にしていくという連携を取りました。このような取組も今後行っていく必要があると思います。

この辺りで、私の前半の話は終わりにして、残りは、今日の本題でありますワークショップを行いたいと思います。皆様、お手持ちの『未来を切り拓く法教育』の教材を使って協働作業をしていただきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。


教材について先に宣伝しておきますと、教材の指導案やワークも良いのですが、それとともに、コラムや解説が非常によく書いてあります。教員が読んで非常に勉強なる内容です。例えば、新学習指導要領で注目されている“共有地の悲劇”についても原典から載っております。時間がある時にこれを読んでいただき、これは2学期使えるなとか、思ってもらえればよいかなと思います。

それでは皆様、48ページを開いていただいでよろしいでしょうか。最初に指導計画、導入5分のところを見てください。本授業で教えたい概念は、「契約自由の原則」でございます。49ページに書いてあるとおり、契約を結ぶかどうかをそれぞれの個人が自由に決めることができる、契約を結ぶとしても、誰と結ぶか、どのような内容の契約を結ぶかは、個人の自由だということを、最初に述べます。そののち、ではこれから契約書を作ってみようというのが、課題1でございます。

最初に、皆様に取り組んでいただくのは、この課題1です。資料では56ページに書かれているワークシート1を御覧ください。桃太郎の仲間募集のところです。「僕と一緒に、悪い鬼を退治してくれる仲間を募集します！」という募集要項があります。その中で、合意事項1、サルは鬼ヶ島で鬼退治の仕事をする。合意事項2、桃太郎はサルに対して、村を出発してから、また村に戻ってくるまでの間、報酬として毎日10個のきびだんごを支払う。ここまでは合意ができています。と

5. ワークショップ

桃太郎の話から
「契約」について考えよう



『未来を切り拓く法教育』(法務省)

15

契約自由の原則(私的自治の原則)

※個人と個人の間で結ばれる契約については、国家が干渉せず、それぞれの個人の意思を尊重するという原則のこと。

- 契約を結ぶかどうかをそれぞれの個人が自由に決めることができる
- 契約を結ぶとしても、誰と結ぶか、どのような内容の契約を結ぶかをそれぞれの個人が自由に決めることができる

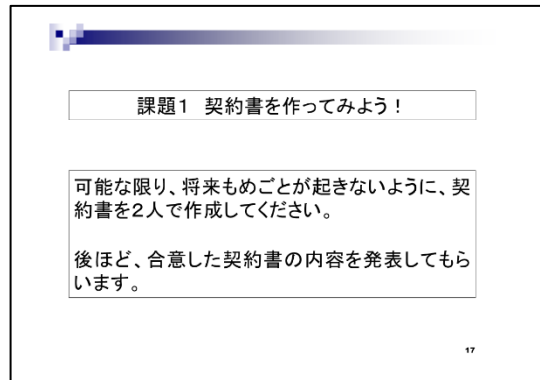
16

仲間募集

僕と一緒に、悪い鬼を退治してくれる仲間を募集します！
村から鬼ヶ島までは船で移動します。船中での仕事はありません。
報酬は、1日当たりきびだんご10個です。
行き帰りの移動期間も含め、毎日お支払します。
桃太郎

『未来を切り拓く法教育』(法務省)

ということで、合意事項3・4・5を、今から隣の方と話し合っ
て決めていただきます。向かって右側の方が桃太郎役、左側の方がサル役をお願いします。交渉して、合意事項3・4・5を話し合ってください。もちろん、三つ必ずとは言いません。一つでも構いませんし、場合によっては四つ、五つでも構いません。もしくは合意できなかつたら、なしでも大丈夫です。5分ほど時間を取ります。何人かの方に発表してもらおうと思いますので、お願いしたいと思います。では、始めてください。どうぞ。



課題1 契約書を作ってみよう!

可能な限り、将来もめごとが起きないように、契約書を2人で作成してください。

後ほど、合意した契約書の内容を発表してもらいます。

17

(グループワーク)

ありがとうございます。もう少し時間があればという方もいるかもしれませんが、ここまでにしたいと思います。それでは、代表して何組かの方々に発表していただきたいと思います。

【参加者】

我々で契約を結んだのは少し多いのですが、まず鬼退治でサルがけがをした時には、桃太郎はサルに対して治療費を払う。また、鬼退治が予想以上に困難であった場合、桃太郎とサルは、臨時ボーナスの支払いについて協議する。そして、鬼が退治できなかった場合、敵前逃亡した場合、その後のきびだんごは一日当たり三つずつとする。また、鬼退治以外の仕事が発生した場合、桃太郎はサルに一日当たりきびだんご五個を支払い、サルはこの業務を引き受けることとする。以上です。

【宮崎三喜男主任教諭】

私がここで気になったのは、二つ目のところです。鬼退治が予想以上に困難であった場合、桃太郎とサルは臨時ボーナスを支払うとありましたが、“予想以上に困難”とは、何をもって予想以上なのか、という点について、きっとこの後もめていくのだらうと思いました。きっと桃太郎の方は、「意外に簡単だった」と言うだらうし、サルは「すごく大変だった」と言うことでしょう。

【参加者】

二つ、契約をプラスしました。一つ目は、鬼退治に参加しなかった場合は、一切補償は渡しません。既に渡した分は、返してもらいます。もう一つは、鬼退治の結果に関わらず、報酬は全額発生します。この二つです。

【宮崎三喜男主任教諭】

ちなみにサルの方が優位な交渉だったでしょうか、それとも桃太郎の方が優位な交渉だったでしょうか。

【参加者】

割と平和的にできました。

【宮崎三喜男主任教諭】

大人の方でこのようなことをすると、条件闘争でかなり熱くなってくると思いますが、高校生は意外に純粹で、これを譲るからこれは譲ってということ、時間をかければかけるほど、いろいろと出てくる傾向にあります。では、こちらのグループはいかがでしょう。

【参加者】

合意事項を4つ足しました。合意3は他のグループと同じで、病気とけがの場合の補償の規定です。ただし、鬼退治という業務に関連して発生した場合と、契約期間のあとに後遺症等で死んでしまってもそれは入れないというお互いの線引きをしました。合意4は、宝の分け前をもめるということが後で出ると思ったので、成功報酬はなし。報酬に含まれているということで、桃太郎が村の人にきつと宝を返すから取り分はないだろうということで、なしにしました。合意5は、サルが鬼退治に関する特技を持っていたら、いわゆる資格による報酬アップが可能であるということです。最後、桃太郎分のメリットはないのかということで、鬼退治をしたぞ、ということで次に何かの退治の依頼が来るかもしれない。そのため、鬼退治に関する広報関係の権利は全部、桃太郎に属するとしました。

【宮崎三喜男主任教諭】

今、3グループの方に発表していただきましたが、それ以外のもので、このような合意が成立したというグループの方、いらっしゃったら発表していただきたいのですが、いかがでしょうか。

【参加者】

桃太郎が死亡、これは鬼に倒されたりしても、サルは鬼退治の義務を履行する。

【宮崎三喜男主任教諭】

依頼主が死んだとしても、これはやはり鬼退治のためにサルは約束を履行しなければならないということですね。ありがとうございます。

学校や生徒によっていろいろと違いはあるでしょうが、私の感覚で言うと、課題のある学校でも、このワークは楽しく行えるのかなと思っています。実施していく中で、それでもなかなか案が出なかったら、途中で教員の方が、実はこんなのは…と少し言ってあげると、議論が進んでくるのかなと思っています。

ちなみに、本校の生徒から出てきたものが、こちらです。「死んだら、家族にきびだんごを毎日3つ」。これは遺族年金のことですね。「途中で逃げたら、今まで支払った分を返還する。」、「鬼を倒したら、ボーナスできびだんごを追加で10個」、成果報酬ですね。「宝の配分は成果主義だ」という意見も出ました。これは結構もめて、このグループは宝の配分は、桃太郎が5割で、サルとキジの3人で3で割ると言うのですが、ではなぜ桃太郎が5割なのかは、ずっと議論していました。面白かったのは、「鬼を退治したら領土を均等に分ける」というものです。鬼をやっつけたところの領土は自分のものだという主張で、宝は成果主義で構わないけど、領土に関してはちゃんと4等分してほしいという交渉をしたグループもございました。さらに「保険は桃太郎が負担する」。また、「この合意は、互いの合意によって破棄できる」と言ったグループもありました。今、皆様の方から、「あ！」という声が出ましたが、実は本校でも「お〜！」という声が出ました。おそらくこの発言が、次のワークに引っ張られたということがあられると思うので、ここで話をしておきました。

これで課題1は終わりにしまして、次の課題2に入っていきたいと思います。ワーク2は、冊子で言うと57ページに書いてあります。「鬼ヶ島に向かう途中の船でサルが本を読んでいたら、桃太郎から、桃太郎の服を洗濯するように指示された。募集要項には、そんな仕事はないからそれはやりたくないと言ったら、船での移動もきびだんごを払っているから、これくらいやってくれと。やってくれないなら、移動期間中のきびだんごはもう払わない」と桃太郎が言ったという設定でございます。

この課題ですが、サルは桃太郎の服を洗濯しなければならないでしょうか。洗濯しなかった場合、桃太郎はサルにきびだんごを支払う必要があるでしょうか。

これは皆さんにやっていただかなくていいでしょう。本校の生徒たちも全員同じ答えが出ましたので。冊子にも書いてありますが、「洗濯はしなくてもよい。サルは鬼ヶ島で鬼退治をするというところで合意をしているから、これは合意の関係ないところですから、洗濯はする必要はない」。同じくこれは、「桃太郎はサルに対して支払う必要がある。たとえ、洗濯をしなかったとしても、村を出発してから戻ってくるまでの間、毎日10個を支払うという内容で合意をしているから、これは支払う必要がある」と確認をして終わりにしました。

さて、次でございます。「鬼ヶ島に向かう船の中で、サルは同じように募集要項を見て鬼退治に参加したキジと知り合った。キジと話さず、サルはキジが15個のきびだんごをもらっていることを知った。サルは、「何で私は10個なのに、キジは15個なんだ、不公平だろう。今後は、私にもキジと同じように15個くれ。もしくれないなら、この契約は解消する」と言った。桃太郎は当然、

「君は一日10個で合意したでしょ。だから払えない」と答えた。さて、桃太郎はサルに対して、今後一日15個のきびだんごを支払う必要があるでしょうか。もしくは、キジと同じ数のきびだんごをもらえなかった場合、サルはそのことを理由に、契約を解消することができるでしょうか」というワークでございます。

鬼ヶ島に向かう途中の船でサルが本を読んでいたところ、桃太郎から、桃太郎の服を洗濯するように指示された。サルが「募集要項には、船の中での仕事はないと書いてあったから、やりたくないよ」と答えたところ、桃太郎は、「船での移動期間もきびだんごを払っているのだから、このくらいやってくれてもいいだろう。やってくれないなら、移動期間中のきびだんごはもう払わないよ」と言った。

19

課題

- (1)サルは、桃太郎の服の洗濯をしなければならないか。
- (2)サルが洗濯をしなかった場合も、桃太郎は、船での移動期間中のきびだんごをサルに支払う必要があるか。

20

鬼ヶ島に向かう船の中で、サルは、同じように募集要項をみて鬼退治に参加したキジと知り合った。キジと話さず、サルは、キジが毎日15個のきびだんごをもらっていることを知った。サルは怒り、桃太郎に、「同じ仕事をするのにキジが15個で、私が10個というのは不公平だ。今後は、私にもキジと同じ15個のきびだんごをちょうだいよ。くれないのなら、この契約は解消する」と申し出た。しかし、桃太郎は、「サルは1日10個で納得したんだから、今後もそれしか払えないよ」と答えた。

21

- (1)桃太郎はサルに対して、今後、1日15個のきびだんごを支払う必要があるか。
支払う必要がある
支払う必要はない
- (2)キジと同じ数のきびだんごをもらえなかった場合、サルは、そのことを理由に、契約を解消することができるか。
解消することができる
解消することはできない

22

(1)は支払う必要がない、が解答になります。一日10個という合意をしているわけですから、支払う必要はありませんよね。サルとキジは違う契約をした。これが、契約自由の原則でございます。さて、次の(2)の契約を解消することができるか？という話です。冊子に書かれている解答には、「解消することはできない」と書いてあります。そうですよね、毎日10個のきびだんごで合意したのですから、サルはキジと同じ報酬でないことを理由に契約を解消することはできないはずですよ。

しかし本校で実践した際、一つのグループが、「絶対に納得できない」と言って、熱心に自説を述べていました。彼らの根拠は何かと言うと、「勝手に解消できないということを契約で結んでいない。合意の中で勝手に契約できないという合意をしたのであればできないが、書いていないから勝手に契約を解除してもいいではないか」という理論でした。

授業では、ここで最初にお話しした「信義則の原則」を生徒に再度、説明をしました。約束は守るという前提であり、約束を守るという前提が崩れたら、そもそもの社会が成り立たないから、これは解消することはできない、と。このように、このような意見が出た時にこそ、基本的な原理・原則に立ち返ることが大切だと感じます。

それでは最後の課題になります。このワークは皆さんにも再度、体験してもらいますので、よろしくお願いたします。ワークの57ページを御覧ください。

サルは、鬼ヶ島に向かう船の中で読んだ新聞に、「平和な村に衝撃！鬼一家にけがをさせ、金品を奪った桃太郎一派の凶行」という記事が載っていて、桃太郎が以前から鬼に対して強盗をしていたことを知った。それを知ったサルは、悪い鬼を退治するやりがいのある仕事だと思ったから応募した。しかし、平和に暮らしている鬼に乱暴をするのであればこんなものに応募しなかった。こんな仕事はできないから契約は解消したい。しかし桃太郎は、鬼を倒しに行くという仕事の内容自体は変わらない。その仕事内容に納得して契約したから、この契約は解消できないと言った。

さあ、これは解消できるでしょうか、できないでしょうか、という課題です。

それでは、今から皆様に議論していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(グループワーク)

先生方、御協力ありがとうございます。それでは、このサルは桃太郎との契約を解消できるか、できないか、どちらかに手を挙げていただければと思っております。では、解消すること

サルは、鬼ヶ島に向かう船の中で読んだ新聞に「平和な村に衝撃！鬼一家にけがをさせ、金品を奪った桃太郎一派の凶行」という記事が載っていて、桃太郎が以前から鬼に対して強盗をしていたことを知った。驚いたサルは、桃太郎に、「悪い鬼を退治するやりがいのある仕事だと思って応募したんだよ。平和に暮らしている鬼に乱暴するなんて知っていたら、応募しなかったよ。こんな仕事はできないから、この契約は解消したい」と申し出た。しかし、桃太郎は、「鬼を倒しに行くという仕事内容自体は一緒じゃないか。その仕事内容に納得して契約したんだから、契約の解消はできないよ」と答えた。

23

サルは、桃太郎との契約を解消することができるか。

解消することができる

解消することはできない

24

ができるという方は、どのくらいいらっしゃいますか。ありがとうございます。それに対して、解消することはできないと思う方は。ありがとうございます。ちなみに、冊子にはどのような答えが書いてあるかというところ、「解消することはできる」と明記されています。悪い鬼を退治するのか、平和に暮らしている鬼から金品を強奪するのかという重要な部分で、募集要項に嘘があったというところがポイントです。ただ、せっかくなので、解消することはできないと手を挙げていただいたこちらのグループの方、よろしければ理由を話していただけますでしょうか。

【参加者】

鬼の立場になって考えた時に、鬼を殺しに行くという募集であったらサルも契約しなかっただろうけれども、悪い鬼を退治することなので、退治するくらいならいいだろうというところの判断で、鬼を退治するという仕事を桃太郎と一緒にするところでは、契約を守るところで原理・原則は外せないのではないかと考えました。

【宮崎三喜男主任教諭】

ありがとうございます。本校の生徒も、3割くらいの生徒が「解消することができない」と答えました。理由は、新聞記事は桃太郎が悪者で鬼が良い者であると書かれてあるけれど、はたしてそれが本当かどうか分からないという理由です。もしかしたら、違う新聞記事には、「鬼が悪い」と書いてあるかもしれない。この一つの新聞記事だけで嘘と言うのはどうか、という主張をしていました。そこで私の方からは、嘘かどうか分からず平行線になった時に裁判所がある。裁判で、証拠に基づいて判断するということが、司法の役割であるという話をしました。

ここでワークショップを終わりにさせていただき、最後に「社会に開かれた教育課程」と「外部機関との連携」という話をさせていただければと思います。

新しい学習指導要領では、外部機関との連携、協働がうたわれています。私は外部機関との連携、協働の方法は、出前授業以外にチームティーチングやゲストティーチャーのやり方があると考えています。経験上、授業の最後の5分、10分に専門家に話してもらうというのは、非常に教育効果が高いと思っています。

このような専門家に授業に参加してもらう連携が基本的だと思いますが、今日は、弁護士の方と協働した授業作りについて紹介したいと思います。授業のねらいは「公正」です。そこで私の方から「女性専用車両は逆差別なのか」という新聞記事と「議員候補者男女同数推進法案」の新聞記事を利用した授業はどうかと弁護士の方に相談をしました。

本校は女子生徒が多い学校なので、女性専用車両は非常に身近な話です。ですので、この記

6. 社会に開かれた教育課程と外部機関との連携

女性専用車両 「逆差別」主張	候補者男女均等法成立
-------------------	------------

25

授業者の考えた授業プラン

- 1 新聞記事(女性専用車両、候補者男女均等法のどちらか)を配布し、何が問題なのかを考えさせ発表する。
- 2 その問題を法的な視点(見方・考え方)で、簡単に説明し、紹介する。
- 3 別の新聞記事を出し、法的な視点(見方・考え方)を基にディスカッションをする。
- 4 専門家の講評を受ける。

専門家への質問

ア そもそも、このような授業プランはどうでしょうか。

イ このような形で実施する場合、どちらの新聞記事を最初に扱えばいいと思いますか？

26

事は生徒たちが興味・関心を持つだろう、非常に盛り上がるだろうと考えたのです。それゆえ、最初に候補者男女均等法の新聞記事を使って法的な見方・考え方を弁護士の方にレクチャーしていただき、授業のメインは女性専用車両について、法的な見方・考え方を基にして、議論して、判断させたいという授業案を弁護士の方に提案しました。すると弁護士の方からは「同じ「見方・考え方」で考えらえる教材を2つ使うということは良いと思います。ただ、この場合、「女性専用車両」を最初にして、授業のメインは「議員候補者男女同数推進法案」しかありません」と返信をいただきました。なぜならば、女性専用車両の問題は正義の問題であり、公正の問題ではないとのことからでした。

実際の授業では、弁護士の方が「正義・平等（公平）・公正・効率」という法的な視点を説明していただきました。これは正義の問題なのか、手段の問題なのか、これを分けて考えなければなりません。つまり、女性専用車両の本質は何かと言ったら、公正の問題ではなく、女性の人権保護の問題だということです。女性を痴漢から守る、つまり女性専用車両は女性保護のためで、これは正義の問題であると。それを平等・公平の問題と置き換えてしまったら、違ったメッセージになってしまいますよ、ということです。

つまり、法的な見方や考え方という視点が、私たち現場の教員が、若干弱いところと言いますか、ここは専門家に頼るべきだと私は思います。私の頭の中では、生徒たちに法的な見方や考え方を教えたいと思っておきながら、実際に作った授業プランは生徒の興味・関心のある、生徒が盛り上がるような授業を作っていたところ、専門家からそれは違うという指摘をいただいたという事例です。今回の授業は、弁護士の方と協働したからこそ、より深い学びに近づけたと思っています。このようなことも含めて、外部機関との連携・協働は更に進めていくべきだと思います。

それではちょうど時間になりましたので、私の話はここまでにしておきたいと思います。

【法務省】

宮崎先生、ありがとうございます。前回、実際に国際高校の授業を傍聴させていただいて感じたことや今日のワークショップを拝見して感じたことを、少しだけお話しさせていただければと思います。

最初に、契約書の作成というところで、実際の高校生たちからもいろいろな話が出ていたのですが、そこで私も感想を最後に述べさせていただいた時に、国際高校ということでしたので、例えば、今回サルというのはおそらくニホンザルだと思いますが、これがもしマウンテンゴリラやオランウータンなど、外国のサルだった場合どうか、という話をいたしました。また、鬼ヶ島は日本にあるという設定でこの教材は作られていると思いますが、これが例えば東南アジアや、太平洋の真ん中の外国の島だった場合はどうなのか、という話をさせていただきました。特に国際的な取引の時には、その契約についてトラブルが起こった時に、そもそもどの国の法律に基づいて判断するか、ということが問題になることがあります。例えば、合意書の中に、そういう国際的な取引や契約であれば、何か問題が生じた時には、「〇〇法に基づいて判断する」という合意をすることがある、という話をさせていただいたところ、興味を持っていただけたかなと思いました。

次に、サルの報酬がきびだんご10個、キジの報酬がきびだんご15個でサルが契約解消できるかというところですが、先ほど先生からもありましたとおり、契約自由ということであれば、契約するかしないか、契約するとしたらどういう内容の契約をするのかは自由である、という話がありました。そうすると、契約した後に、その契約から離脱する、降りることも自由なのではないか、という声も出ていました。そのため、私の方で、契約自由の原則というのは、契約するまでは自分たちの判断でできるけれども、契約が成立した後は契約には拘束力があって、それは尊重しなくてはいけないという話をさせていただいたということがございます。

三点目の最後、表示に嘘があった、平和な鬼だったのか悪の鬼だったのかという話の中で、先ほど契約を解消できないのではないかと御指摘された方のお話は、非常に鋭い指摘だなと思っています。鬼を退治するかどうかというところには特に誤解はなく、飽くまでその鬼が悪い鬼なのか良い鬼なのか、その点が、契約をする時に決め手になっているかどうかが、今回の判断のポイントになっている。今回、それがしっかりと表示されていて、そこがポイントなので契約は解消できるということになりますが、これが些末な誤解であり、それほど契約にとって決定的ではない内容であれば、契約を解消することはできないということになります。このように、誤解があったことを理由に契約を解消できるかどうかは、契約の内容の中で、それが重要かどうかというところが一つのポイントになるところです。したがって、鬼を退治すること自体に誤解がないのではないかとという指摘は、契約の中で何が重要なのかを議論する上で、非常に重要な指摘であり、そこから、今私が申し上げたような形で話を発展させていくことができるのではないかと思います。

今回は高校生が対象ということで、成年年齢18歳になることも予定されておりますけれども、高校を卒業すると、これまで結んでこなかったような大きな契約、例えば大学に入って一人暮らしをすればマンションを借りるという賃貸契約の当事者になることもあると思いますし、自動車の免許を取る時に合宿へ行ったり、教習所に通うなど大きい契約の当事者になることがあります。今回の話の中で、法教育の目標は法的なものの見方を身に付けるということですが、15個・10個問題のところにもありましたが、契約する以上はそういう拘束力もあるので、前提として契約する前にきちんと事実を確認しなければいけないとか、ある程度いろいろなことを判断した上で契約を結ばないといけないということで、今後大きな契約の当事者になる時の一つのアドバイスという面も実はあったりするのと思っています。そういう意味では、多方面から法的なものの考え方を身に付けて、なるべく契約にまつわるトラブルに巻き込まれないようにするという締め方もできるのではないかと個人的には思ったところでございます。

<質疑応答>

【参加者】

大変興味深い、面白い取り組みで大変参考になりました。次期学習指導要領に関連した質問ですが、今、この行っていただいた模擬授業は、公共Bの13の主題の一つとして捉えていらっしゃるのでしょうか。

もう一点、13の主題の一つとするのであれば、「A 公共の扉」では、どのような内容を取

り扱ってこれにつなげればいいのか、というところを私自身悩んでいるところですので、教えていただければと思います。

もう一つが、例えば、学校の定期試験はどうしても知識・理解を問う問題が多くなるかと思えます。その時に、法教育の資質・能力を問う問題というのは、どのような問題を想定されているのかということ、是非教えていただければと思います。

【宮崎三喜男主任教諭】

最初の質問ですが、おっしゃるとおり、Bの「自立した主体としてよりよい社会形成に参加する私たちの法」のところに該当するように意識しております。

次の「公共の扉とどう関連をするか」という質問ですが、個人的な意見になりますが、ウの民主主義や法の支配、特に法の支配という概念を用いてこの契約のところは行っていくのが、やりやすいのかと思います。

最後の評価に関しての質問ですが、申し訳ないですが、そこまでまだ考えられていないのが本音です。しかし大学入試も変わりますので、思考力・判断力のテストを今後は作っていかねばならないと思います。

【参加者】

さっきのサルとキジの契約の話ですけど、請負契約のようなのかなと思うのですが、これが会社組織だったとすると、同一労働・同一賃金の話にもなってくるので、低い契約の場合は、就業規則に当てはまって自動的にいくという話もあるので、会社組織だった場合には、払わなくてはいけなくなるのかどうかをお聞きしたい。

【法務省】

私も同僚と話をしていると、そもそもこの契約は、労働契約なのか請負契約なのかというところから結構真剣な議論になってしまうところがございます。おそらく、ぎりぎり詰めて考えていくと、労働契約法上の就業規則の問題などが出てくると思います。まだそこまで細かく詰めて考えているわけではないのですが、十分有り得る考え方かと思います。そういった観点も含めて、法教育の内容の中で議論していただくことも大事だと思います。つまり、今回の10個・15個というところでは必ずしも契約を解消できないということで御説明させていただいたと思うのですが、このギャップが大きくなってきた時などには違う考え方もあるかもしれないという議論は、十分できるのではないかと考えています。

6. 参考

● 開会挨拶



● 基調講演



● 法務省説明



● 小学校分科会



● 中学校分科会



● 高等学校分科会

